

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成25年2月25日(月)

**社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室**

目 次

1 地域生活支援事業の円滑な実施等について 1

2 障害者の社会参加の促進について 13

〈資料〉

1－1 地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）	29
1－2 地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況	77
1－3 地域生活支援事業（必須事業のうち3事業）の実施状況	78
1－4 各事業の実施状況【都道府県別】	
・移動支援事業	79
・コミュニケーション支援事業	80
・日常生活用具給付等事業	84
・地域活動支援センター基礎的事業	85
1－5 情報・コミュニケーション支援の仕組み	86
1－6 難病等日常生活用具給付事業と障害者総合支援法の日常生活用具等の関係	90
1－7 難病患者等日常生活用具給付事業の対象種目等	91
1－8 「地域活動支援センター機能強化事業」の見直しの基本的な考え方について	92
1－9 小規模作業所の新体系等への移行状況【推移】	96
1－10 小規模作業所の新体系等への移行状況【都道府県別：移行率】	97
1－11 小規模作業所の新体系等への移行状況【都道府県別：か所数】	98
2－1 聴覚障害者情報提供施設設置状況	99
2－2 視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要	100
2－3 手話通訳者・手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修事業	101
2－4 障害者ＩＴ総合推進事業 都道府県別実施状況	102
2－5 避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について（例）	103
2－6 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況	104
2－7 盲ろう者のための支援マニュアル（概要）	105
2－8 第22回夏季デフリンピック競技大会ソフィア2013概要	113
2－9 第13回全国障害者スポーツ大会「スポーツ祭東京2013」概要	114
2－10 第3回アジアユースパラ競技大会（マレーシア2013）概要	116
2－11 ソチ2014パラリンピック冬季競技大会概要	117
2－12 平成25年度障害者スポーツ関係予算案（概要）	118
2－13 地域における障害者スポーツの振興事業の概要等	119
2－14 「第13回全国障害者芸術・文化祭やまなし大会」の概要（案）	125
2－15 国際障害者交流センターの概要	126

2-16	手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数	128
2-17	補助犬関係資料	129
2-18	民間事業所の受け入れ義務化要件の拡大について（補助犬）	134
2-19	難病患者等に対する補装具の取扱いについて	135
2-20	障害者自立支援機器等開発促進事業	136
2-21	障害者自立支援機器等開発促進事業と中小企業庁関連事業の連携について	137

1 地域生活支援事業の円滑な実施等について

(1) 地域生活支援事業について

地域生活支援事業は、各自治体が、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業であり、また、交付された補助金は、各自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分することができる「統合補助金」としている。各自治体においては、このような特性を踏まえ、引き続き、効果的・効率的に事業が展開されるようお願いする。

(2) 平成25年度予算案について

ア 平成25年度予算案について

地域生活支援事業費補助金については、平成25年度予算案において、460億円を確保している。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の施行に伴う必須事業等の追加、今般の予算編成において、個別補助事業の一部及び障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）の事業のうち、引き続き全国の自治体への普及を図る必要があるものはより柔軟に事業を実施できるよう、統合補助金である地域生活支援事業として位置づけたところである。

具体的な事業内容については、参考資料として掲載している「地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）」を参照されたい。

（参考）平成25年度新規事業（案）

【市町村地域生活支援事業（必須事業）】

○障害者に対する理解を深めるための研修・啓発

- ・普及啓発に関するイベント・広報など

○障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援

- ・障害者やその家族同士の交流活動（ピアサポート）への支援等

○市民後見人等を活用した法人後見の支援

- ・後見人等の業務を適正に担う人材を育成

○手話等の意思疎通支援を行う者の養成及び派遣

- ・手話奉仕員の養成

【都道府県地域生活支援事業（必須事業）】

○意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い者を養成し、又は派遣する事業

○意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応が必要な事業

【対象事業の追加】

○障害程度区分認定等事務

- ・障害程度区分認定調査、医師意見書作成、市町村審査会運営

○発達障害者支援体制整備

- ・都道府県等の支援体制の整備、家族支援体制の整備等

○福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援

- ・罪を犯した障害者等の特性や支援方法に関する研修の実施等

等

(3) 地域生活支援事業の今後の方向性と補助金の配分方法について

【今後の方向性】

障害者総合支援法の施行に伴い、法の理念である共生社会の実現に向けて必須事業を追加し事業の充実を図ったところである。法施行後は、①実施体制の確保、②事業内容の充実により、自治体による必須事業の着実な実施を支援することを重点課題とする。

また、任意事業については、実施要綱を簡素化して一層の柔軟な実施を可能としている。

【補助金の配分方法】

地域生活支援事業の今後の方向性を踏まえ、補助金の配分方法を見直し、必須事業の実績等を最大限配慮した配分方法への変更を段階的に実施することとしている。

平成25年度においては、

- ・当初配分は前年度当初内示額の9割程度、
- ・追加配分は必須事業の実績等を考慮した

配分をすることを予定している。

(4) 特別支援事業の取扱いについて

地域生活支援事業費補助金においては、必須事業の実施が遅れている地域への支援や実施水準に差が見られる事業への充実を図るために、特別支援事業として優先的に財政支援を行っているところである。

なお、平成25年度における具体的な取扱いは、予算成立後にお示ししているが、平成25年度予算案の内容を踏まえ、平成24年度からの継続事業など真に必要な事業に限定する予定であり、基本的には本年度と同様、各自治体からの協議により行う予定である。

(5) 地域生活支援事業実施要綱の一部改正内容について

地域生活支援事業実施要綱については、現在、参考資料に掲載した改正を予定して

いる。この一部改正案については、予算成立後、速やかに発出することにしている。

(参考) 主な改正事項

- 障害者総合支援法の基本理念を踏まえるとともに、難病患者等の追加に伴う目的改正
- 障害者総合支援法の施行に伴う、新規必須事業の追加
- 必須事業を明確にするとともに、従来のその他事業を任意事業への位置づけ
- 任意事業については、一層の簡素化
- 個別補助金からの事業追加
- 障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）からの事業追加

(資料 1－1) 地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）

（6）地域生活支援事業の適正な実施について

ア 事業者に対する計画的な指導の実施について

地域生活支援事業は、公費により実施される事業であり、適正な実施が求められているが、昨年の主管課長会議以降も、日常生活用具給付等事業の不正請求事案が生じていた旨の報告を受けている。引き続き、事業者に対し計画的な指導をお願いしたい。

イ 地域生活支援事業費補助金の補助対象外事業について

地域生活支援事業費補助金の補助対象外事業については、地域生活支援事業実施要綱において以下のように明記している。

【地域生活支援事業実施要綱（抜粋）】

6 留意事項

（4）次に掲げる事業については、補助対象とならない。

- ア 地域生活支援事業のうち、交付税措置により行われる事業
- イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものと含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

しかしながら、一部の市町村においては、

- 交付税措置されている地域活動支援センターの基礎的事業を「他の事業」に位置付けている
- 障害者に対するタクシー券の交付といった金銭給付を行う事業を「移動支援事業」や「他の事業」に位置付けている
- 電話の通話料金や補装具の利用者負担を助成する事業を「他の事業」に位置づけている

など補助対象とならない事業を含めて交付申請等を行っている事例が過去において見受けられた。

各市町村及び都道府県においては、補助金の交付申請等に当たり、国庫補助対象外の事業が含まれていないことを十分に確認していただくよう、引き続きお願ひする。

ウ 障害特性に配慮したサービス提供の推進について

関係団体から、事業者との契約において契約内容を点字もしくはテープ等で提供するなど、障害特性に配慮した取組を推進してほしい旨の意見が寄せられている。
各自治体においては、障害特性に配慮したサービス提供の推進について事業者に対して周知するなどの対応をお願いしたい。

(7) 地域生活支援事業における利用者負担について

平成22年4月から、障害福祉サービス等に係る低所得（市町村民税非課税）者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについても、昨年の課長会議等においても検討をお願いしたところである。

また、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）の成立により、平成24年4月から、負担能力に応じた利用者負担とすることが法律上も明確化されたところである。

各自治体においては、障害福祉サービス等の利用者負担の取扱いも踏まえ、地域生活支援事業に係る負担能力に応じた利用者負担について検討をお願いしたい。

特に、コミュニケーション支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担状況等を十分に踏まえ、引き続き、サービス利用に支障が生じないよう対応をお願いしたい。

（資料1－2）地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況

（平成24年度）

(8) 必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組について

地域生活支援事業については、障害者総合支援法において、市町村が必ず実施しなければならない事業が定められている。この必須事業については、移動支援事業やコミュニケーション支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービスが位置づけられているが、平成23年度末時点においても未だ実施していない市町村が見受けられる。

必須事業を未だ実施していない市町村においては、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサービスの確保をお願いするとともに、各都道府県においては、管内市町村に対する支援をお願いしたい。

(資料1－3) 地域生活支援事業（必須事業のうち3事業）の実施状況

(資料1－4) 各事業の実施状況【都道府県別】

(9) 移動支援事業について

ア 効果的・効率的なサービス提供について

移動支援事業は、障害者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や利用についての意向等を十分に把握した上で適切な利用時間を設定するなど、サービスを真に必要とする者に適切に提供されるようお願いしたい。

また、実施要綱において示しているように、市町村が作成した委託事業者リストから利用者が事業者を選択できるような仕組みとするなど利用者の利便性に配慮するとともに、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組についてもお願いしたい。

更に、複数の障害者等について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適當と認められる場合には、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、活用を図られたい。

イ 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業について

視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業については、視覚障害者の移動支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図ることを目的として、社会福祉法人日本盲人会連合の事業として実施されている。この研修の修了者は、視覚障害者の移動支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図る指導者となることが想定されているので、同行援護従事者養成研修等の講師としての活用についても検討されたい。

(10) 意思疎通支援の強化等について

ア 障害者自立支援法におけるコミュニケーション支援事業について

障害者自立支援法におけるコミュニケーション支援事業については、法律上必須事業として、全市町村で実施することになっているため、市での実施率は、98%であるが、市町村全体の実施率は、76%（平成24年3月31日現在）となっている。

また、コミュニケーション支援事業の主な事業ごとの実施率は、手話通訳者派遣事業は75.5%、手話通訳者設置事業は29.9%、要約筆記者派遣事業につい

ては51.1%という状況であった。

コミュニケーション支援事業については、これまで市町村域又は都道府県域を越えた手話通訳者や要約筆記者の派遣等に課題があることから、市町村域又は都道府県域を越えて手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業に対しては、地域生活支援事業の特別支援事業（「コミュニケーション支援充実強化事業」）として優先的に支援することとしていた。

また、コミュニケーション支援事業の円滑な実施には人材の養成が重要であることから、地域生活支援事業の特別支援事業である「コミュニケーション支援従事者ステップアップ研修事業」及び「コミュニケーション支援従事者養成研修促進事業」において、優先的に支援することとしていた。また、平成24年度から社会福祉法人全国手話研修センターにおける手話通訳者・手話通訳士の資質向上のための現任研修を全国8ブロックで実施できる体制を整えたところであり、各都道府県等には積極的に受講者を派遣するなどの配慮をお願いしてきたところである。

今後、地域生活支援事業の特別支援事業の具体的な取扱いについては、別途お示しすることとするが、社会福祉法人全国手話研修センターにおける現任研修については、平成25年度も引き続き実施するので、各都道府県等には積極的に受講者を派遣するなどの配慮をお願いしたい。

イ 障害者総合支援法の意思疎通支援関連事業について

障害者自立支援法における地域生活支援事業で実施してきた手話通訳等を行う者の派遣又は養成を行う事業については、

○ 市町村と都道府県が行う事業の専門性の差異が明確ではなく、市町村と都道府県の役割分担が明確でないこと

○ 広域的な派遣等について都道府県の関与が明確ではなかったこと

等の課題があったため、障害者総合支援法における地域生活支援事業では、これらの課題を解消する観点から、意思疎通支援の強化を図っている。

また、今回の改正では、障害者自立支援法第77条第1項第2号に規定されている「手話通訳等」を障害者総合支援法第77条第1項第6号において「意思疎通支援」と名称を改正しているが、障害者と障害のない人の意思疎通を支援する手段は、聴覚障害者への手話通訳、要約筆記に限られず、盲ろう者や視覚障害者への触手話、指点字、代読、代筆等や、知的障害や発達障害等のある人とのコミュニケーションや、重度の身体障害者に対してコミュニケーションボードなどを使用することによる意思の伝達などもあるため、概念的に幅広く解釈できるようにしている。

従来、実施してきた手話通訳等を行う者の派遣又は養成を行う事業の課題解消のための意思疎通支援の強化の主な内容については、以下のとおりである。

(ア) 市町村と都道府県の役割分担の明確化

障害者総合支援法の施行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第65の9の3及び第65の14の4において、市町村と都道府県の具体的な役割分担を明確に区分したところである。

のことにより、市町村と都道府県が行う意思疎通支援を行う者の養成については、市町村と都道府県の必須事業になるとともに、その役割分担については、

- 市町村は、手話奉仕員の養成
- 都道府県は、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行うことになる。

また、市町村と都道府県が行う意思疎通支援を行う者の派遣について、その役割分担については、

- 市町村は、手話通訳者及び要約筆記者の派遣
- 都道府県は、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣のほか、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演、講義等や専門性の高い分野など市町村が派遣できない場合などにおける手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行うこととなる。

(イ) 広域的な対応が必要なものの都道府県事業の必須化

広域的な派遣については、市町村では派遣することができない場合があるなどの課題があったため、「意思疎通支援を行う者」の派遣について、都道府県の必須事業として、

- 特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業
- 意思疎通支援を行う者（手話通訳者及び要約筆記者）の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を新たに追加している。

ここで、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業は、(ア)で述べたとおり、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣のほか、手話通訳者及び要約筆記者の派遣において複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演、講義等や専門性の高い分野など市町村が派遣できない場合などへの派遣を想定している。

また、都道府県が手話通訳者及び要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を担うことにより、市町村域を越えた派遣が市町村において適切に実施されると考えている。

これらの改正を行うことにより、市町村で実施が難しかった市町村域や都道府県域を越えた広域的な派遣や専門性の高い分野などへの派遣が実施可能となり、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立と社会参加が一層促進することになると考えている。

現在、関係団体等からなる検討会において、意思疎通支援を行う者の派遣に係るガイドラインを検討中であり、その具体的な内容については、年度末までに各都道府県等にお示しすることとしているが、このガイドラインを参考に各自治体において意思疎通支援関係の事業が適切に実施され、各自治体におけるサービスの差異が解消されることを期待しているところである。

(資料1－5) 意思疎通支援の強化について

ウ 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成において留意すべきこと

- 事業の実施については、視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努めること。
- 派遣対象について、利用者の意向に配慮されたいこと。
- 視覚に障害のある方々の意思疎通を図る方法については、代読や代筆などの方法があるので、それぞれのニーズを的確に把握し、円滑な事業の実施に努めること。
- 知的障害、失語症、高次脳機能障害など意思疎通が困難な者に対する支援についても意思疎通支援事業で実施可能であるため、事業実施について配慮されたいこと。
- 特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣については、大都市等の特例により、指定都市及び中核市においても必須事業となること。

具体的には、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣について必須事業として行うこと。

エ 要約筆記者の養成及び派遣について

要約筆記者派遣事業については、奉仕員養成事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者を派遣することとしていたが、平成23年度から新たに要約筆記者養成カリキュラムを策定し、多様なニーズに対応できる「要約筆記者」を養成、派遣することとなったところである。

なお、平成25年度からは、当事者や関係団体のご意見も踏まえ、要約筆記者を派遣する事業については、原則として要約筆記者を派遣することにするが、要約筆記者と同等と認められる要約筆記奉仕員（市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者）も当面、派遣することができるとしている。（手話通訳者の派遣についても、同様の取扱いとする予定である。）

また、平成25年度予算案においても引き続き社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに要約筆記者指導者の養成研修事業を委託することとしているので、各都道府県等におかれでは、積極的に受講者を派遣されたい。

オ その他

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の附則では、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方等について、施行後3年を目途に見直しの検討を行うこととされており、今後、障害者及びその家族等の意見を反映させるための必要な措置を講じつつ、検討を進めていくこととしている。

(11) 日常生活用具給付等事業について

ア 日常生活用具給付等事業の適正な実施について

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取組により、平成23年度実績でほぼ100%の実施率に達している。

本事業については、地域の特性や利用者の状況などに応じて柔軟に事業を実施できる仕組みとなっていることから、市町村においては、引き続き各地域における障害者の実情等を十分に考慮し、国から以前示された参考例によらず、地域の障害者のニーズを十分に踏まえ、必要な用具の給付等が適切に行われるよう配慮願いたい。

また、本事業については、事業費が高額となっており、年々増加傾向にあることから、安定した事業運営を図るために事業実施上の効率化が必要となっているため、市町村においては、過去に国が定めた価格や方法にとらわれることなく、例えばストーマ装具の購入価格につき複数事業者による競争の上、指定事業者を決定するなど、より効率的な事業の執行に引き続き努められたい。

イ 日常生活用具給付等事業の耐用年数の取扱い

日常生活用具の耐用年数については、各自治体の判断により決めていただいているところであるが、耐用年数を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となったなどの場合は、耐用年数に限らず、日常生活用具の給付等を行っていただきたい。

ウ 難病患者等における日常生活用具給付等事業の取扱い

(ア) 難病患者等日常生活用具給付事業について

難病患者等日常生活用具給付事業は、難病患者等居宅生活支援事業の一つとして、難病患者等のQOLの向上のために平成9年から開始されており、難病患者等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的に実施されている。

平成25年4月1日から施行される障害者総合支援法において、障害者及び障害児の定義に難病等が追加されることに伴い、難病患者等日常生活用具給付事業は、障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業と補装具費の支給で対応していくこととなる。

(資料1-6) 難病患者等日常生活用具給付事業と障害者総合支援法の日常生活用具と補装具の関係

(イ) 日常生活用具給付等事業の対象者について

障害者自立支援法に基づく日常生活用具給付等事業の対象者は、各市町村の判断において、身体障害者障害程度等級表などを参考に決めているところであるが、平成25年度4月からの障害者の範囲に難病患者等が含まれることとなるため、

障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業の対象者についても難病患者等を追加していただくよう配慮願いたい。また、各市町村においては難病患者等であると確認できた場合には、身体障害者手帳の有無に関わらず、給付の要否を判断していただきたい。

給付の要否を判断する際には、医師の診断書のほか保健師などによる訪問調査を経て難病患者等の症状の確認を行うことなどが考えられる。

また、難病患者等日常生活用具給付事業において給付実績がある場合は、難病患者等日常生活用具給付事業を担当していた課室等とも連携を図りながら給付の要否を判断することも考えられる。

(資料1－7) 難病患者等日常生活用具給付事業の対象種目等

(ウ) 難病患者等日常生活用具給付事業の給付種目の取扱い

難病患者等日常生活用具給付事業の給付種目である便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、歩行支援用具（手すり、スロープ等）、電気式たん吸引器、ネブライザー、移動用リフト、居宅生活動作補助用具、特殊便器、訓練用ベッド、自動消火器、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）については、平成25年4月から障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業において、難病患者等に対し給付等することになる。

特に、難病患者等日常生活用具給付等事業の給付種目である「動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）」については、国から示している参考例には明記されていないが、障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業における「在宅療養等支援用具」に該当するため、対象種目として取り扱っていただくよう配慮していただきたい。また、訓練用ベッドは、国から示している参考例では障害児のみが対象となっているが、障害児のみを対象としないよう配慮していただきたい。

(エ) 既に難病患者等日常生活用具給付事業の給付種目を給付されている難病患者等の取扱い

既に難病患者等日常生活用具給付事業の給付種目を給付されている難病患者等から、修理不能により用具の使用が困難になったことなどのため、障害者総合支援法に基づく日常生活用具の給付申請があった場合には、これまで給付されていたことを踏まえ対応していただきたい。

(12) 地域活動支援センターについて

ア 地域活動支援センターの安定的な運営の確保について

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として、障害者の地域における自立した生活を支える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業に位置づけられてい

る。

地域活動支援センターの基礎的事業は、市町村の一般財源により実施するものであり、地方交付税制度により、一定の財源が保障されている。

このため、各市町村においては、少なくとも従前の小規模作業所の補助水準を確保するなど、安定した事業運営が図られるよう配慮をお願いしたい。

(参考) 地域活動支援センター運営費の一般財源化

地方交付税（普通交付税）の額を決定する際の基準財政需要額の中に地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成18年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

イ 地域活動支援センター機能強化事業の適正な実施について

地域活動支援センター機能強化事業は、地域活動支援センターへの専門職員の配置等その機能の充実強化を図るため、基礎的事業に加え実施する事業であり、充実強化を図る部分について地域生活支援事業費補助金の補助対象としている。

しかしながら、国庫補助対象経費の実支出額の算定に当たり、基礎的事業に係る経費を機能強化事業に含めて計上している事例が過去に会計検査院の実地検査において指摘されている。

各市町村においては、平成21年12月15日付事務連絡「地域活動支援センター機能強化事業の見直しの基本的な考え方」も参考にしながら、適正な実施を引き続きお願いしたい。

また、機能強化事業の事業内容や事業費の設定に当たっては、地域生活支援事業実施要綱において定めている機能強化事業の事業例（I型、II型、III型）や過去の全国会議資料で例示されている機能強化事業の補助額にとらわれることなく、地域の実情や利用者のニーズを踏まえて、適切に、事業内容及び事業費を設定されるようお願いしたい。

（資料1－8）「地域活動支援センター機能強化事業」の見直しの基本的な考え方について（平成21年12月15日事務連絡）

（13）小規模作業所について

小規模作業所については、サービスの質の向上や事業の安定的な運営を図る観点から、平成24年度まで基金事業により、法定事業への移行支援策を講じてきたところであり、平成24年4月時点で92.5%が新体系等へ移行している。

なお、小規模作業所の運営費については、地域活動支援センターと同様、地方交付税制度により、一定の財源が保障されているので、適正な補助水準を確保するようお願いしたい。

(資料 1－9) 小規模作業所の新体系等への移行状況（推移）

(資料 1－10) 小規模作業所の新体系等への移行状況【都道府県別：移行率】

平成 24 年 4 月時点

(資料 1－11) 小規模作業所の新体系等への移行状況【都道府県別：か所数】

平成 24 年 4 月時点

2 障害者の社会参加の促進について

(1) 情報・コミュニケーション支援について

ア 視聴覚障害者への情報提供体制について

視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援については、障害者基本法第22条（情報の利用におけるバリアフリー化等）において、「国及び地方公共団体は、障害者等が円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようするため、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策を講じなければならない」、「災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとする」と規定されたように、より一層の充実が求められている。

こうした中、視聴覚障害者情報提供施設については、東日本大震災直後から被災地へ手話通訳者等の派遣や、全国の視覚障害や聴覚障害の団体で構成する現地支援本部の活動支援など、視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の地域における拠点としての機能を果たしたところである。

今後も災害時における被災者の安否確認や避難所における情報支援などの役割を担うなど、その積極的な活用が期待されている。

しかしながら、聴覚障害者情報提供施設は、「障害者基本計画（平成14年12月閣議決定）」に基づき、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題をまとめた「重点施策実施5か年計画（平成19年12月25日障害者施策推進本部決定）」において、全都道府県での設置を目指しているにもかかわらず、平成24年12月末現在、全国で44施設（指定都市を含む。）の設置に留まっている。

未設置の道府県におかれでは、早急に設置いただくようご検討いただきたい。

（資料2－1）聴覚障害者情報提供施設設置状況

平成21年度補正予算の「視聴覚障害者情報提供設備基盤整備事業」により、

- 社会福祉法人日本点字図書館を中心として運営していた「ないーぶネット」（点字データ及び点字・録音図書の目録のオンライン利用システム）と「びぶりおネット」（点字・録音図書ネットワーク配信システム）を視覚障害者情報総合システム「サピエ」として統合整備し、より身近に点字・録音図書情報等の提供ができるようにした（平成22年4月から運用開始）ほか、

（資料2－2）視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要

- 全国の「聴覚障害者情報提供施設」に、デジタル方式の字幕入り映像製作機器を整備し、地域の聴覚障害者への映像情報等の提供を推進したところである。

視聴覚障害者への情報保障の充実を図る観点から、引き続き視聴覚障害者情報提供施設に整備した機能の有効活用をお願いしたい。

なお、基金事業において実施していた「音声コード普及のための研修」につい

では、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行により、地域生活支援事業の対象拡大が行われ、市町村の必須事業として「障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修・啓発を行う事業」が追加されることから、平成25年度以降は、この事業を活用し、音声コードの普及を促進していただきたい。

イ 点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用

点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用については、身体障害者保護費国庫負担金交付要綱に示す基準額により算定することとなっているが、平成25年度においては、点字図書館等事務費のうち一般事務費の基準額を改正することとしている。

その改正の中身については、平成25年1月24日に閣議決定された「平成25年度予算編成の基本方針」における「地方公務員の給与については、平成24年度から実施されている国家公務員給与の平均▲7.8%の削減措置に準じて必要な措置を講ずるよう地方公共団体に要請するとともに、それを反映して、平成25年度予算における地方交付税や義務教育費国庫負担金等を算定する。」ことを踏まえ、都道府県等の地方自治体が設置する点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設における一般事務費の基準額を減額することを予定している。

また、国際障害者交流センターにおいて「災害時視聴覚障害者支援リーダー養成研修事業」の研修修了者を活用して、地域における実践的救援訓練を実施した場合には、加算で評価する予定としている。具体的な基準額等については、今後、身体障害者保護費国庫負担金交付要綱を改正する際にお示しする。

また、身体障害者保護費国庫負担金については、平成22年度の決算検査報告により、不適切な支出が認められているため、各自治体においては、引き続き、適正な事務処理に努めていただきたい。

ウ 手話通訳者等の人材養成について

都道府県や市町村において開催される手話通訳者・手話奉仕員養成研修の講師養成及び手話通訳士・者の技術向上を図る現任研修については、社会福祉法人全国手話研修センターに委託し実施しているところである。

これらの研修については、平成24年度から、講師養成研修（手話通訳者・手話奉仕員養成研修の講師養成）については、全国規模で開催し、また、現任研修（手話通訳士・者の技術向上を図る現任研修）については、開催地を京都市（社会福祉法人全国手話研修センター）以外にも拡充し、全国規模で開催しているが、引き続き全国規模での実施を予定しているので、積極的に受講者を派遣されるようお願いしたい。

また、平成25年度から手話奉仕員養成研修事業が市町村地域生活支援事業の必須事業として実施されることになるが、新たに社会福祉法人全国手話研修センターに委託し、手話通訳者・手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修事業を実

施することとしているので、積極的に受講者を派遣していただくようお願いしたい。

(資料2-3) 手話通訳者・手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修事業

エ 障害者IT総合推進事業について

情報バリアフリー化の推進については、障害者基本計画において、ITの活用により積極的に推進することとされている。

各都道府県においても、障害者のITの利用・活用の機会拡大を図り、障害者の社会参加を一層推進するため、地域におけるIT支援の総合サービス拠点となる障害者ITサポートセンターの設置・運営や、パソコンボランティア養成・派遣等を総合的に行う「障害者IT総合推進事業」を積極的に実施していただくようお願いしたい。

(資料2-4) 障害者IT総合推進事業 都道府県別実施状況(平成24年度実績)

(2) 災害時における視聴覚障害者支援・対策について

地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況にある障害者に配慮した支援策が実施されることが重要である。

こうした災害時要援護者の避難対策については、各市町村において策定することとされている「避難支援プラン」の全体計画(平成19年12月18日府政防第885号／消防災第421号／社援総発第1218001号／国河防第563号通知)をもとに、災害関係部局や障害関係団体との連携強化を図り、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を講じていただくようお願いしたい。

特に、視聴覚障害者については、その障害特性から情報取得やコミュニケーション支援が著しく困難となることから、①避難準備情報等については、障害関係団体等と連携した伝達体制を整備するとともに、多様な手段(専用通信やインターネットなど)の活用による通信の確保への配慮を、②避難所等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した効果的な支援について配慮をお願いしたい。

(資料2-5) 避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

さらに、被災した障害者支援を行った関係団体によると、被災した視聴覚障害者の中には、補装具や日常生活用具をはじめとする障害福祉施策に関する情報を持たない者も多くいたと報告されていることから、日頃より福祉制度に関する情報提供や周知を行うよう配慮をお願いしたい。また、避難所・福祉避難所及び避難経路の周知等については、地域生活支援事業の「点字・声の広報等発行事業」の活用も可能としており、管内市町村にも積極的な活用の周知をお願いしたい。

なお、福祉避難所の設置・活用の促進のため、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」（平成20年6月：日本赤十字社>国内災害救護>資料で見る国内災害救護に掲載）をお示ししているところであるので参考されたい。

（3）盲ろう者向け福祉施策について

ア 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業等の推進について

視覚及び聴覚に障害を併せ持つ盲ろう者に対して、通訳・介助員の派遣を行う「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」については、全都道府県において実施していただいているところであるが、平成25年4月から「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」は、地域生活支援事業において、都道府県の必須事業になるため、引き続き、全都道府県で実施していただくとともに、指定都市及び中核市においても速やかに実施するよう留意していただきたい。なお、指定都市及び中核市において盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業が実施されるまでの間、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣が受けられなくなることがないよう都道府県と連携するようご留意いただきたい。

平成23年10月1日から重度の視覚障害者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービスである「同行援護」が施行されたが、ご承知のとおり、盲ろう者に対するコミュニケーション支援は、触手話や指点字など視覚障害者(児)への支援方法とは異なるものであることから、多くの盲ろう者に対する支援は、都道府県地域生活支援事業の必須事業となる「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」において、利用者に対する適切なアセスメントにより、引き続き実施する必要があるので、今後とも本事業の推進が図られるようお願いしたい。

また、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」についても、平成25年度から、地域生活支援事業において、都道府県の必須事業となるので、全都道府県において、実施していただくとともに、指定都市及び中核市においても実施するよう留意していただきたい。

なお、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」においては、各都道府県が盲ろう者の当事者団体である盲ろう者友の会などに委託して実施していることから、各都道府県において、研修時間数や研修内容等にバラツキがみられるため、現在、当事者や関係団体からなる検討会において、養成研修マニュアルを作成中であるので、今後は、このマニュアルを参考に養成研修の実施に努めていただきたい。

(資料2-6) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について

イ 盲ろう者向け生活訓練等事業の実施について

平成22年度及び平成23年度において、盲ろう者の障害特性に対応した生活訓練等の確立を図るため、国立障害者リハビリテーションセンター内にて、宿泊型生活訓練が可能な機関及び関係団体が協同して宿泊型のモデル事業を実施し、盲ろう者のための支援マニュアルが作成されたところである。

(資料2－7) 盲ろう者のための支援マニュアル（概要）

(4) 障害者スポーツの振興等について

ア 障害者スポーツの振興について

障害のある人もない人も共にスポーツや文化芸術活動に参加することは、国民の障害への理解と認識をさらに深めるものである。

特にスポーツについては、「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）」が平成23年6月24日に公布、平成23年8月24日に施行されたところであり、このスポーツ基本法では、新たに基本理念として、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じて必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と規定されている。

また、障害者基本法第25条においても「国及び地方公共団体は、障害者が円滑にスポーツ又はレクリエーションを行うことができるようするため、施設、設備その他の諸条件の整備、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。」とされている。

各都道府県においては、関係機関・団体及びスポーツや文化、教育等の担当部局と連携の上、各種大会等の開催や障害者スポーツ指導員の養成、選手団の派遣等について、引き続きご協力いただきたい。

〈参考〉 平成25年度の主な障害者スポーツ大会について

- ① 第22回夏季デフリンピック競技大会ソフィア2013
(開催期間：平成25年7月26日(金)～8月4日(日)) (資料2-8)
- ② 第13回全国障害者スポーツ大会（スポーツ祭東京2013）
(開催期間：平成25年10月12日(土)～10月14日(月)) (資料2-9)
- ③ 第3回アジアユースパラ競技大会（マレーシア2013）
(開催期間：平成25年10月26日(土)～10月30日(水)) (資料2-10)
- ④ ソチ2014パラリンピック冬季競技大会
(開催期間：平成26年3月7日(金)～16日(日)) (資料2-11)

基金事業において、地域における障害者スポーツの裾野を広げるための取組を行う事業として実施可能であった「障害者スポーツ特別振興事業」や「体育館等バリアフリー緊急整備事業」については、平成24年度末で終了となる。

なお、「障害者スポーツ特別振興事業」で実施してきた「障害者スポーツ競技者と実際の競技を通して障害者スポーツに触れる機会等をつくる取組」については、地域生活支援事業の「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」において引き続き実施することができるので、都道府県及び市町村においては、本事業を積極的

に活用していただくとともに、障害者スポーツに対する国民の理解を深めるため、広報誌等を活用した普及啓発の一層の推進をお願いしたい。

ウ 平成25年度の障害者スポーツ予算案等について

(ア) パラリンピック選手等トップアスリートの支援

平成25年度予算案においては、パラリンピックやデフリンピックといった国際競技大会でのメダル獲得に向けたトップレベル選手に対する特別強化を目的とした選手の育成強化のための予算を前年度と同額程度確保するとともに、第22回夏季デフリンピック競技大会、第3回アジアユースパラ競技大会及びソチ2014パラリンピック冬季競技大会に日本代表選手の派遣を行うこととしている。

(資料2-12) 平成25年度障害者スポーツ関係予算案(概要)

(イ) 障害者スポーツの裾野を広げる取組

共生社会を実現するためには、障害者の自立と社会参加を一層促進することが重要であると考えるが、障害当事者の身近な地域で気軽に障害者スポーツに取り組める体制を整備することは、障害者の社会参加の機会を確保することに重要な役割を果たすとともに、共生社会の実現に資することになる。

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(第二次)（平成23年3月15日閣議決定）では、「障害者スポーツ振興のため必要な環境整備を図るとともに、障害者スポーツの指導者の育成等の在り方について検討する。」こととされている。また、「スポーツ基本計画（平成24年3月30日文部科学省）」では、「国は、スポーツ団体が実施するスポーツ指導者の養成・活用に関する需要を把握するとともに、スポーツ指導者の効果的な活用方策の検討を行い、その成果を全国に普及・啓発する。」こととされている。

これらを踏まえ、平成25年度予算案では、地域において、障害者スポーツの指導者の利活用も図りながら、「自主的・自発的・継続的に障害者スポーツに取り組む組織体制の構築やネットワークの確立」を図るため、全国を8ブロック（北海道、東北、関東、北信越、中部・東海、近畿、中国・四国、九州）に分け、都道府県・指定都市障害者スポーツ協会等に事業を委託の上、「地域における障害者スポーツの振興事業」を実施していただくこととしている。（この事業は、国から公益財団法人日本障害者スポーツ協会への補助により実施することとしている。）

(資料2-13) 地域における障害者スポーツの振興事業の概要

(5) 文化芸術活動の振興について

障害者芸術・文化祭については、平成13年度より、都道府県と共に毎年、都道府県の持ち回りで開催しているところであるが、平成28年度から国民文化祭の開催

都道府県において全国障害者芸術・文化祭を開催することを原則としているので、国民体育大会と全国障害者スポーツ大会のように、国民文化祭と障害者芸術・文化祭の連携を図ることにより、障害者への理解を促進するよう努められたい。（平成24年3月28日付障害保健福祉部長通知「障害者芸術・文化祭について（一部改正）」にて各都道府県あて周知済み。）

なお、基金事業において、美術館等における障害者の芸術作品等を含めた展覧会等の開催などを支援し、文化芸術活動を通じた障害者の社会参加を推進する「障害者文化芸術活動等特別啓発事業」については、平成24年度末で終了となるが、当事業の内容については、引き続き地域生活支援事業の「文化芸術活動振興事業（平成24年度まで実施してきた芸術・文化講座開催等事業の名称を変更）」において実施することができるため、積極的に活用していただくとともに、障害者の文化芸術活動に対する国民の理解を深めるため、広報誌等を活用した普及啓発の一層の推進をお願いしたい。

〈参考〉

- 第13回全国障害者芸術・文化祭やまなし大会
平成25年度は、山梨県において大会が開催される。
(開催期間：平成25年12月6日(金)～8日(日)を予定)

(資料2-14)

(6) 「国際障害者交流センター」の活用について

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を發揮し、障害者の社会参加を促進することを目的として設置されたものであり、障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベントを開催するほか、障害者はもとより障害のない者も利用可能な多目的ホールや会議室、宿泊室を備えた施設である。

（詳細については、センターHP「<http://www.big-i.jp/>」を参照。）

各都道府県においては、積極的な施設利用及び関係機関への周知について、引き続きご協力をお願いしたい。

併せて、平成24年度より、災害時に障害者への支援をサポートするボランティアリーダーを養成する「災害支援ボランティアリーダー養成研修事業」に加えて、東日本大震災での課題を踏まえ、災害時における視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた避難方法や支援方法等の対応方法を熟知し、災害時に地域において中心となって活動できるリーダー的人材を養成する「災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成研修事業」を実施しているので、関係機関への周知及び積極的な参加をお願いしたい。

(資料2-15) 国際障害者交流センターの概要

(7) 行政機関における視聴覚障害者への配慮について

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず様々な分野において対応いただいているところであるが、障害を理解し障害特性に応じた適切な対応が可能となるよう、新任研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いしたい。

視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、点字や音声、手話等を用いる必要があるため、情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等により、引き続き円滑な対応に努められるようお願いしたい。

特に、手話については、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）が平成23年8月5日に公布・施行され、第3条において「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」とされ、手話が言語として位置付けられたことから、手話通訳者の設置などについて一層の配慮をお願いしたい。

また、地域住民全般に対し広く周知する必要がある内容については、相談窓口等の受付や対応が可能となるよう、東日本大震災の例も教訓として、以下の点について徹底した取組みをお願いしたい。

- ① 視覚障害者については、相談に関する連絡先（電話番号等）の周知
- ② 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、電話番号以外にFAX番号又はメールアドレスの周知

[参考1] 内閣府HP

- 「身につけよう心の身だしなみ」
<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/midasi.html>
- 「共生社会をみんなで作るために」（絵で見る心の身だしなみ）
<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html>
- 「公共サービス窓口における配慮マニュアル－障害のある方に対する心の身だしなみ－」
<http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

[参考2] 国土交通省HP

- 「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」
<http://www.mlit.go.jp/common/000043355.pdf>

(8) 手話通訳技能認定試験について

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明を行う「手話通訳技能認定試験」については、第24回試験（平成24年度）の合格発表が平成25年1月31日（木）に行われたところである。（資料2-16）

第25回試験（平成25年度）についても、全国3会場において、学科試験と実技

試験を2日間の日程で実施する予定としており、各都道府県等においては、関係機関、団体への周知をお願いしたい。

第25回手話通訳技能認定試験

学科試験 平成25年10月5日（土） [会場：東京、大阪、熊本]

実技試験 平成25年10月6日（日） [会場：東京、大阪、熊本]

（9）身体障害者補助犬法について

ア 身体障害者補助犬受け入れマニュアルの作成等について

身体障害者補助犬法については、平成24年10月に施行後10周年を迎えたところであるが、補助犬の同伴を受け入れる義務がある不特定かつ多数の人が利用する民間施設等において、受け入れが拒否される事例があるなど、未だ補助犬に関する社会的認識の定着が不十分な状況が見受けられるところである。

こうした状況を踏まえ、身体障害者補助犬法が成立してから、10年という節目の平成24年5月22日に、身体障害者補助犬を推進する議員の会主催の「身体障害者補助犬法10周年記念シンポジウム」が開催されたところである。

その中で、医療機関においては、特に身体障害者補助犬の同伴拒否が多いという課題があることから、現在、国において、関係団体等からなる検討会において、「身体障害者補助犬受入れマニュアル（仮称）」を作成しているところである。マニュアルについては今年度中に作成する予定としており、作成後には各都道府県等に周知するとともに、厚生労働省のホームページにおいても掲載することとしているので、衛生部局等との連携による医療機関に対する周知に努めていただくとともに、身体障害者補助犬を使用する者の社会参加が円滑に進むよう、身体障害者補助犬の普及・啓発等に活用していただきたい。

また、補助犬に関する国民の理解を一層促進するため、平成22年11月に、補助犬普及啓発用のポスター、リーフレット及びステッカーを作成し、各都道府県等に配布したところである。

各都道府県等においては、積極的に掲示及び配布を行っていただくほか、職場研修等で使用していただき、その周知徹底を図られるようご協力を願いしたい。

なお、リーフレット及びステッカーについて再配布の必要がある自治体におかれでは、個別に依頼されたい。

[参考] 厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html>

（資料2－17）身体障害者補助犬法の概要

イ 民間事業所における身体障害者補助犬受け入れ要件の拡大について

身体障害者補助犬法第10条第1項では、「政令で定める数」以上の労働者を雇

用する事業主（国等を除く。）は、その事業所又は事業所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒んではならないことが規定されている。

上記「政令で定める数」は、身体障害者補助犬法により1人以上の身体障害者等を雇用する義務を負うこととなる事業主が雇用する労働者の数のうち最小の数を勘案して定めることとされており、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の改正（平成24年6月20日公布、平成25年4月1日施行）」により、障害者雇用率を2.0%に引き上げることから、当該「政令で定める数」は、障害者雇用率2.0%の下で事業主が1人以上の身体障害者等を雇用する義務を負う50人に改められる。

そのため、平成25年4月1日から、50人以上の常用雇用労働者がいる事業所は、その事業所に勤務する身体障害者が身体障害者補助犬を使用することを拒んではならないこととなるため、身体障害者補助犬を使用する障害者からの苦情や相談等に対応する際には、留意されたい。

また、各都道府県等におかれては、管内事業所及び身体障害者補助犬使用者等に對し、本改正内容の周知徹底を図られるようご協力願いたい。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（平成25年4月1日施行）

- 障害者雇用率の改正 (1.8% → 2.0%)
- 受け入れ事業所規模の改正 (56人 → 50人)

(資料2-18) 民間事業所の受け入れ義務化要件が拡大

(10) 補装具について

ア 難病患者等に対する補装具の取扱いについて

(ア) 難病患者等に対する補装具費の支給

平成25年4月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等が加わるため、難病患者等についても補装具費の支給対象となる。

そのため、市町村は、身体障害者手帳の有無にかかわらず、従来、難病患者等日常生活用具給付事業により給付してきた「車椅子」、「電動車椅子」、「歩行器」、「意思伝達装置」、「整形靴」を障害者総合支援法に基づく補装具として必要と認められる難病患者等に対し、補装具費の支給を行う必要がある。

なお、上記5種目以外のその他の補装具についても、支給の申請が行われることになるため、市町村におかれては、窓口において丁寧な対応が求められる。

(イ) 難病患者等に対する補装具費支給の申請等

① 補装具費支給の申請について

市町村は、難病患者等から補装具費支給申請書の提出とともに、障害者総合支

援法の政令で定める疾病に該当するかを判断するため、医師の診断書等の提出を求めることとする。なお、特定疾患治療研究事業（56疾患）対象者は、特定疾患医療受給者証の写しで代替することができるることとする。

② 補装具費支給の決定について

難病患者等に対し、障害者総合支援法に基づき支給する補装具については、他の身体障害者と同様に身体障害者更生相談所の判定を経て市町村が決定又は医師作成の補装具費支給意見書により市町村が決定することとする。

なお、難病患者等日常生活用具給付事業では、車椅子、電動車椅子、歩行器、意思伝達装置、整形靴について、難病患者等日常生活用具給付事業運営要綱の要件を満たした難病患者等に対して保健師又は市町村職員による訪問調査を経た上で状態を把握し、市町村長が真に必要と認めた者に給付しているという実態があるため、日常生活上の必要性については、難病患者等の状況に応じて保健師と連携することも必要である。

また、既に難病患者等日常生活用具給付事業で車椅子、電動車椅子、歩行器、意思伝達装置、整形靴を給付された者から、再支給・修理の申請があった場合には、補装具費の支給決定が認められないことがないようにする必要がある。その際、支給決定は迅速に行うことができるように配慮していただきたい。

③ 難病患者等に対する補装具の取扱いで配慮すべきこと

○ 車椅子

難病患者等は、その症状が日内変動する者もいるため、歩行の可否のみで判断することなく、症状の変化に配慮し、症状がより重度である状態をもって判定する必要がある。

なお、日常には不要な機能まで取り付けて使い勝手が悪くならないように、生活実態を十分に確認した上で、移動手段としての有効性を的確に判断することに留意する。

○ 電動車椅子

電動車椅子については、申請者の来所（又は身体障害者更生相談所の職員による訪問）により、身体障害者更生相談所において医学的判定を行った上で、支給の判定を行うこととなる。

その際、身体障害者更生相談所において、使用者及び他の歩行者等の安全を確保するため、操作訓練、使用上の留意事項の周知等についてしっかりと指導を行うことが必要である。

また、支給に際しては、症状の悪化を予防するという観点も踏まえ、車椅子ではなく電動車椅子を認めるといった配慮も必要である。

○ 重度障害者用意思伝達装置

難病患者等日常生活用具給付事業において、意思伝達装置の対象者は、「言

語機能を喪失した者又は言語機能が著しく低下している筋萎縮性側索硬化症等の神経疾患患者であって、コミュニケーション手段として必要があると認められる者」となっているが、現行の補装具費支給事務取扱指針では、「重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者」となっているため、言語機能の障害のみでは、重度障害者用意思伝達装置が支給できないこととなるため、難病患者等の対象者は、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者とする。

筋萎縮性側索硬化症等の進行性疾患においては、判定時の身体状況が必ずしも支給要件に達していない場合であっても、急速な進行により支給要件を満たすことが確実と診断された場合には、早期支給を行うように配慮する必要がある。

○ その他の補装具の取扱い

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえについては、原則、身体障害者・児と同様に支給決定の可否を決定することとなるが、難病の性質・特性に配慮した上で、必要に応じて身体障害者更生相談所の助言を求ることとする。

(資料 2－19) 難病患者等に対する補装具の取扱いについて

(ウ) その他

今後、難病患者等に対する補装具の取扱いについては、「補装具費支給事務取扱指針について（平成18年9月29日障発第0929006号障害保健福祉部長通知）」の一部改正を行うとともに、事例収集等を行った上で、Q&Aを示す予定である。

イ 補装具費の基準額等の改定について

第10回補装具評価検討会（平成21年12月22日）において、物価変動等により毎年改定を行っていた補装具費の基準額を障害福祉サービス等報酬改定と合わせて行うことで了承されていたことから、平成25年度は補装具費の基準額改定については行わない。

なお、完成用部品については、現在、新規指定や価格の変更等について、業者からの申請を受け付けたところであり、補装具評価検討会での議論を経た上で、別途通知を発出することとしている。

ウ 介護保険との適用関係について

補装具費と介護保険制度との適用関係について、身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については補装具費として支給して差し支えないこととしている（平成19年3月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障

害福祉課長連名通知「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」参照）ので、適用に当たっては、障害者の年齢のみによって介護保険給付を優先適用させることなく、障害者の個別の状況を判断の上、適切な取扱いが行われるようお願いしたい。

エ 耐用年数の取扱いについて

平成22年度の補装具告示改正で車いすの耐用年数を5年から6年へ延長したところであるが、耐用年数は、あくまで通常の装着状態等における修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、使用状況によっては実耐用年数が異なることから、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律的に適用することなく、実情に沿った対応が行われるよう十分に配意願いたい。

オ その他の取扱いについて

近年、盲人安全つえを使用して外出している視覚障害者が、他の歩行者の不注意等で盲人安全つえを破損する事例が少なからず報告されている。

その際、視覚障害者にとって必要な盲人安全つえが届くまでに時間を要することから、当事者の方々からスペアを支給して欲しいとのご要望があるところである。補装具費支給取扱指針（平成18年9月29日障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）では、「補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2個とすることができる。」とあるが、視覚障害者の社会参加の機会を確実に確保するため、市町村においては、盲人安全つえについて、普通用（当事者の方が身近な地域を移動する際に必要）と携帯用（バスや電車などの公共交通機関を利用する際の乗車時に他の乗客に配慮して折り畳む必要がある）それぞれについて補装具費の支給を行うよう配慮していただきたい。

（11）障害者の支援機器等について

ア 障害者自立支援機器等開発促進事業について

障害者の自立や社会参加を支援するためには、支援機器や技術開発の促進が必要であるが、障害者の自立支援機器の開発（実用的製品化）が進んでいない状況にある。

このことから、国の予算事業として平成22年度から実施してきた「障害者自立支援機器等開発促進事業」は、マーケットが小さく事業化が困難である、あるいは技術開発は終了しているが経費的な問題からモニター評価が行えないといった理由から、実用的製品化が進まない機器について、障害当事者によるモニター評価等を義務付けた実証実験等を行うことで、障害当事者にとって使いやすく適切な価格で販売される機器を、企業が障害当事者と連携して開発する取組に対して助成を行い、もって、障害者の自立や社会参加の促進に資することを目的としている。

今年度までに、採択事業のうち、5件が実用的製品化に結びついている。

平成25年においても、引き続き採択テーマに沿った開発については、補助を行うとともに、当該事業については、平成24年度から中小企業庁の事業とも連携を図り実施することができるようとしているので、各都道府県等におかれても商工労働部局や関係機関等に積極的な周知をしていただきたい。

(資料2-20) 障害者自立支援機器等開発促進事業

(資料2-21) 障害者自立支援機器等開発促進事業と中小企業庁関連事業の連携について

イ 福祉用具ニーズ情報収集・提供システムについて

障害当事者や介護者等から、補装具を含む福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者福祉の現場において真に必要とされる福祉用具の研究開発につなげるためのシステムについて、(公財)テクノエイド協会が構築し、平成22年2月から運用しているのでご活用いただくとともに、引き続き関係団体や関係機関等への周知に配慮願いたい。

なお、基金事業の「障害者自立支援機器普及促進事業」については、平成24年度末までの実施となるが、本システムを活用して障害当事者の福祉用具に対するニーズについて、自治体職員におかれても情報提供をお願いしたい。

(参考 URL: <http://www.techno-needs.net/>)

ウ 障害者の支援機器の取扱いについて

これまでFMラジオを通じてテレビ放送の情報を入手していた視覚障害者が、平成23年7月のテレビ放送の地上デジタル放送化に伴い、FMラジオを通じた情報入手が困難となっていた。

この状況について、視覚障害者当事者団体や多くの自治体からも改善策として、地上デジタル放送に対応したラジオの開発を求める要望が多く寄せられたところである。

これらの要望を踏まえ、厚生労働省並びに総務省の助成事業を活用し、地上デジタル放送に対応し、かつ、視覚障害者が容易に使用できるよう配慮されたラジオが完成し、販売が開始されたところである。

地デジ対応ラジオについては、視覚障害者の日常生活上の情報を保障するとともに、社会参加が促進されるものであり、日常生活用具の「情報・意思疎通支援用具」に該当すると判断することも可能である。

実際に、福島県相馬市、千葉県成田市など、既に日常生活用具として給付している自治体もあるため、各市町村においては、これらの自治体の対応も参考とした取組をお願いしたい。

〈資 料〉

平成 25 年 2 月 25 日現在での案であり、今後変更することがある。

地域生活支援事業実施要綱 新旧対照表（案）

(下線部が改正部分)

改正案	現行
障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条及び第 78 条に基づき、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援事業について、今般、別紙 1 のとおり「地域生活支援事業実施要綱」を定め、平成 18 年 10 月 1 日から適用することとしたので通知する。	障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条及び第 78 条に基づき、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援事業について、今般、別紙 1 のとおり「地域生活支援事業実施要綱」を定め、平成 18 年 10 月 1 日から適用することとしたので通知する。
ついては、本事業を実施するとともに、管内市町村に対して周知徹底を図るなど本事業の円滑な実施について協力を賜りたい。	ついては、本事業を実施するとともに、管内市町村に対して周知徹底を図るなど本事業の円滑な実施について協力を賜りたい。
各 都道府県知事 殿 各 指定都市市長 殿 各 中核市市長 殿	厚生労働省社会・援護局 障害者保健福祉部長 各 都道府県知事 殿 各 指定都市市長 殿 各 中核市市長 殿
地域生活支援事業の実施について	地域生活支援事業の実施について
障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条及び第 78 条に基づき、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援事業について、今般、別紙 1 のとおり「地域生活支援事業実施要綱」を定め、平成 18 年 10 月 1 日から適用することとしたので通知する。	障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条及び第 78 条に基づき、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援事業について、今般、別紙 1 のとおり「地域生活支援事業実施要綱」を定め、平成 18 年 10 月 1 日から適用することとしたので通知する。
各 都道府県知事 殿 各 指定都市市長 殿 各 中核市市長 殿	厚生労働省社会・援護局 障害者保健福祉部長 各 都道府県知事 殿 各 指定都市市長 殿 各 中核市市長 殿
地域生活支援事業の実施について	地域生活支援事業の実施について
各 都道府県知事 殿 各 指定都市市長 殿 各 中核市市長 殿	厚生労働省社会・援護局 障害者保健福祉部長 各 都道府県知事 殿 各 指定都市市長 殿 各 中核市市長 殿

別紙1		なお、本通知の施行に伴い、別紙2に記載する通知を廃止する。
		地域生活支援事業実施要綱
1	目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もつて障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に応じて分け隔てることなく、国民が相互に人格と個性を尊重することを目的として地域で暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。
2	実施主体	<p>(1) 市町村地域生活支援事業 （略） (2) 都道府県地域生活支援事業</p> <p>都道府県を実施主体とする。 ただし、発達障害者支援センター運営事業は指定都市を含み、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業及び専門性の高い意思疎通支援を行ふ者の派遣事業は指定都市及び中核市を含む。</p> <p>なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。</p> <p>また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。</p>
3	事業内容	<p>(1) 市町村地域生活支援事業</p> <p>障害者等に対する理解を深めるため研修・啓発事業、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業、障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日</p>

常生活用具の給付又は貸与、障害者等の移動を支援する事業 及び障害者等を通わせ創作物的活動等の機会の提供を行なう事業 を必須事業とし、その他市町村に必要な事業及び社会法人に 生活又は社会生活を営むための財団法人(一般社団法人及び 特例民法法人及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に 法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年 法律第50号)第42条第2項に規定する法人をいう。)、特定 非営利活動法人等の団体(以下「社会福祉法人等」という。) が行なう同事業に対し補助する事業を行うことができる。							
	(別記 1)	(別記 2)	(別記 3)	(別記 4)	(別記 5)	(別記 6)	(別記 7)
ア 相談支援事業 成年後見制利用支援事業	ア 1	イ 1	ウ 1	エ 1	オ 1	カ 1	キ 1
イ 理解促進研修・啓発事業	(別記 1)	自発的活動支援事業	(別記 2)	相談支援事業	(別記 3)	意思疎通支援事業	(別記 4)
ウ 成年後見制度利用支援事業	(別記 5)	成年後見制度法人後見支援事業	(別記 6)	日常生活用具給付等事業	(別記 7)	手話奉仕員養成研修事業	(別記 8)
エ 手話奉仕員養成研修事業	(別記 9)	ウ コミュニケーション支援事業	(別記 10)	モバド支援事業	(別記 11)	地域活動支援センター機能強化事業	(別記 12)
オ 移動支援事業	(別記 12)	エ 2	カ 2	キ 2	キ 2	その他の事業	その他の事業
カ 地域活動支援センター機能強化事業	(別記 11)	モバド支援事業	(別記 10)	モバド支援事業	(別記 9)	モバド支援事業	(別記 8)
キ 「障害程度区分認定等事務」	(別記 12)	モバド支援事業	(別記 7)	モバド支援事業	(別記 6)	モバド支援事業	(別記 5)
(2) 都道府県地域生活支援事業	(2)	モバド支援事業	(別記 4)	モバド支援事業	(別記 3)	モバド支援事業	(別記 2)
専門性の高い相談支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行なう者の養成及び派遣を行う事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行なう事業及び広域的な対応が必要な事業を必須事業とし、サービス提供者等のための養成研修事業やその都道府県の判断により、任意事業及び社会福祉法人等が行なう同事業に対し補助する事業を行うことができる。	(2)	モバド支援事業	(別記 1)	モバド支援事業	(別記 2)	モバド支援事業	(別記 3)

〔必須事業〕		ア 専門性の高い相談支援事業 (別記 13)	
ア 専門性の高い相談支援を行う者の養成研修事業 (別記 14)	イ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 (別記 15)	ウ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 (別記 16)	エ 意思疎通支援を行いう者の派遣に係る市町村相互間の連絡 (別記 17)
オ 調整事業 (別記 18)	カ 広域的な支援事業 (別記 19)	シ サービス・相談支援者、指導者育成事業 (別記 20)	ツ 広域的な支援事業 (別記 21)
〔サービス・相談支援者、指導者育成事業〕 〔任意事業〕	〔他の事業〕	〔他の事業〕	〔他の事業〕
(3) 特別支援事業 (1) 及び(2)に定める事業以外の事業であつて、市町村及び都道府県の判断により、事業の実施が遅れている地域の支援を行う事業、実施水準に格差が見られる事業の充実を図る事業その他の別に定める事業並びに社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。(別記 20)	(3) 特別支援事業 (1) 及び(2)に定める事業以外の事業であつて、市町村及び都道府県の判断により、事業の実施が遅れている地域の支援を行う事業、実施水準に格差が見られる事業の充実を図る事業その他の別に定める事業並びに社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。(別記 21)	4 利用者負担 (略)	4 利用者負担 (略)
4 利用者負担 (略)	5 国の補助 (略)	5 国の補助 (略)	6 留意事項 (1) (略) (2) 障害者等に対し、点字を用いること及び代筆、代読、音声訳、要約を行うなど障害種別に配慮しながら、本事業の内容を十分に周知し、円滑な実施に努めること。
5 国の補助 (略)	6 留意事項 (1) (略) (2) 障害者等に対し、点字を用いること及び代筆、代読、音声訳、要約を行うなど障害種別に配慮しながら、本事業の内容を十分に周知し、円滑な実施に努めること。 (3) 及び(4) (略)	(3) 及び(4) (略)	(3) 及び(4) (略)

(別記1)	
	理解促進研修・啓発事業
1 目的	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る。
2 実施主体	市町村
3 対象者	管内地域住民
4 事業内容	<p>(1) 実施内容 市町村が実施する地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業とする。</p> <p>(2) 実施形式 実施にあたり、次のいずれかの形式による方法で事業を実施する」と。 ア 教室等開催 障害特性（精神障害、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう者、重症心身障害児、難病など）を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や障害特性に対応した福祉用具等の使用等を通じ、障害者等の理解を深めるための教室等を開催する。</p> <p>イ 事業所訪問 地域住民が、障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し、障害者等に対して必要な配慮・知識や理解を促す。</p> <p>ウ イベント開催 有識者による講演会や障害者等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害者等に対する理解を深める。</p>

工 広報活動	<p><u>障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成等、障害者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。</u></p> <p><u>オ その他形式</u></p> <p><u>上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する。</u></p>
5 留意事項	<p>(1) 市町村は事業の実施にあたり、特定の住民だけではなく、多くの住民が事業に関心を持つよう努めること。また、事業は通常的に実施するよう努めること。</p> <p>(2) 障害以外の研修・啓発活動と共同で実施した場合も対象となるが、あくまでも障害に関する部分に限る。</p> <p>(3) 障害施策や事業所の説明パンフレット等の製作や最新の福祉用具を紹介する展覧会の開催等、単に施策や用具等を説明するだけのものは対象外とする。</p>
(別記2)	<u>自発的活動支援事業</u>
1 目的	<u>障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る。</u>
2 実施主体	<u>市町村</u>
3 対象者	<u>管内市町村の障害者等、その家族又は地域住民など</u>
4 事業内容	<p><u>(1) 実施内容</u></p> <p><u>障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する</u></p>

<p><u>支援事業とする。</u></p> <p><u>(2) 実施形式</u></p> <p>実施にあたり、次のいずれかの形式による方法で事業を実施すること。</p> <p><u>ア ピアサポート</u></p> <p>障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援する。</p> <p><u>イ 災害対策</u></p> <p>障害者等を含めた地域における災害対策活動を支援する。</p> <p><u>ウ 孤立防止活動支援</u></p> <p>地域で障害者等が孤立することがないよう見守り活動を支援する。</p> <p><u>エ 社会活動支援</u></p> <p>障害者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援や、障害者等に対する社会復帰活動を支援する。</p> <p><u>オ ボランティア活動支援</u></p> <p>障害者等に対するボランティアの養成や活動を支援する。</p> <p><u>カ その他形式支援</u></p> <p>上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により支援する。</p>	<p><u>留意事項</u></p> <p><u>(1) 団体へ委託又は補助する場合、支出された委託費又は補助金が単に団体を維持するための管理費として使用されていないかを精査し、真に事業目的だけに使用されているか確認すること。</u></p> <p><u>(2) 特定の者のみが事業に携わるのではなく、多くの障害者等やその家族、地域住民等が事業に関わるよう努めること。</u></p>	<p>(別記3)</p> <p>(別記1)</p>
1 目的	相談支援事業	(略)
5 留意事項	相談支援事業	(略)
1 目的	相談支援事業	(略)

<p>2 事業内容</p> <p>(1) 基幹相談支援センター等機能強化事業</p> <p>（ア）目的 (略)</p> <p>（イ）事業内容 (略)</p> <p>（ウ）留意事項</p>	<p>2 事業内容</p> <p>(1) 基幹相談支援センター等機能強化事業</p> <p>（ア）目的 (略)</p> <p>（イ）事業内容 (略)</p> <p>（ウ）留意事項</p>
<p>(ア) 法第89条の3の規定に基づく協議会（以下「協議会」という。）を設置する市町村又は圏域等を単位として実施すること。</p> <p>(イ) 市町村が設置する協議会において、市町村内の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案し、本事業によって配置すること。</p> <p>(ウ) 専門的職員について協議し、事業実施計画を作成すること。</p> <p>(ア) 都道府県が設置する協議会に、事業実施計画に係る助言を求めるほか、概ね2年ごとに事業の見直しに向けた評価・助言を求めるなど、事業の適切な実施に努めること。</p>	<p>(ア) 自立支援協議会を設置する市町村又は圏域等を単位として実施すること。</p> <p>(イ) 市町村が設置する自立支援協議会において、市町村内の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案し、本事業によって配置する専門的職員について協議し、事業実施計画を作成すること。</p> <p>(ウ) 都道府県が設置する自立支援協議会に、事業実施計画に係る助言を求めるほか、概ね2年ごとに事業の見直しに向けた評価・助言を求めるなど、事業の適切な実施に努めること。</p>
<p>(2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業） (略)</p>	<p>(2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業） (略)</p>
<p>【別添1】</p>	<p>【別添1】</p>

- 1 概要
- 市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行ふとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。
- また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。

2 実施主体 (略)	2 実施主体 (略)
3 事業の具体的な内容 (略)	3 事業の具体的な内容 (略)
4 相談支援体制の例 相談支援体制については、市町村が設置する協議金を中核としつつ、地域の実情に応じ、適切な形で整備を進めることができます。 また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを市町村において設置することが望ましい。 なお、このほか想定される例としては、下記のとおり。 (1) 及び (2) (略)。	4 相談支援体制の例 相談支援体制については、市町村が設置する自立支援協議金を中心とした、地域の実情に応じ、適切な形で整備を進めることができます。 また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを市町村において設置することが望ましい。 なお、このほか想定される例としては、下記のとおり。 (1) 及び (2) (略)。
5 権利の擁護のために必要な援助の例 (略)	5 権利の擁護のために必要な援助の例 (略)
	【別添2】
1 目的 ~ 6 秘密保持 (略)	1 基幹相談支援センター
7 その他 (1) (略) (2) 市町村は、基幹相談支援センターを設置又は委託するに当たっては、協議会等において、設置方法や実施する事業内容の実績の検証等を行うこと。 (3) (略) (別記4)	1 目的 (略) ~ 6 秘密保持 (略) 7 その他 (1) (略) (2) 市町村は、基幹相談支援センターを設置又は委託するに当たっては、自立支援協議会等において、設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこと。 (3) (略) (別記2)
1 目的 (略)	成年後見制度利用支援事業
	【別添2】
1 目的 (略)	成年後見制度利用支援事業

<p>2 事業内容 成年後見制度の利用に要する費用のうち、法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の10の2に定める費用（成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等）の全部又は一部を補助する。</p>	<p>3 対象者 （略） (別記5)</p>	<p>2 事業内容 成年後見制度の利用に要する費用のうち、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の10の2に定める費用（成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等）の全部又は一部を補助する。</p> <p>3 対象者 （略）</p> <p style="text-align: center;">成年後見制度法人後見支援事業</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <p>1. 目的 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができることを確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。</p> </td><td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <p>2. 事業内容</p> <p>(1) 法人後見実施のための研修</p> <p>ア 研修対象者 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等 イ 研修内容等</p> <p>市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活用も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。</p> <p>(2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築</p> <p>ア 法人後見の活用等のための地域の実態把握</p> <p>イ 法人後見推進のための検討会等の実施</p> <p>(3) 法人後見の適正な活動のための支援</p> <p>ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築</p> </td></tr> </table>	<p>1. 目的 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができることを確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。</p>	<p>2. 事業内容</p> <p>(1) 法人後見実施のための研修</p> <p>ア 研修対象者 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等 イ 研修内容等</p> <p>市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活用も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。</p> <p>(2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築</p> <p>ア 法人後見の活用等のための地域の実態把握</p> <p>イ 法人後見推進のための検討会等の実施</p> <p>(3) 法人後見の適正な活動のための支援</p> <p>ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築</p>
<p>1. 目的 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができることを確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。</p>	<p>2. 事業内容</p> <p>(1) 法人後見実施のための研修</p> <p>ア 研修対象者 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等 イ 研修内容等</p> <p>市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活用も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。</p> <p>(2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築</p> <p>ア 法人後見の活用等のための地域の実態把握</p> <p>イ 法人後見推進のための検討会等の実施</p> <p>(3) 法人後見の適正な活動のための支援</p> <p>ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築</p>			

<p>(4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業</p> <p>3. 留意事項</p> <p>(1) 事業の実施に当たっては、地域の実情に応じて、複数の市町村が連携し広域的に研修を実施するなど、最も効果的な方法により実施すること。</p> <p>(2) 実施主体である市町村は、社会福祉協議会やNPO法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。</p> <p>(3) 研修受講に係る教材費等については、受講者の負担とすること。</p>	<p>(別記6)</p> <p><u>意思疎通支援事業</u></p> <p>(別記3)</p> <p><u>コミュニケーション支援事業</u></p>	<p>1 目的 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を<u>仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。</u></p> <p>2 事業内容 手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を<u>支援する。</u></p> <p>3 対象者 (略)</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) 派遣事業が円滑に行われるよう運営委員会、連絡調整業務等担当者の設置等に努めるものとする。 運営委員会は、事業の適切な運営を図るため、聴覚障害等当事者団体、手話通訳、関係団体及び要約筆記関係団体等の関係者を加えるよう</p>
---	--	--

<p>努めること。 また、連絡調整業務等担当者は、当該業務に精通した専門的知識及び技術を有する（2）のア又はイに掲げる者等が望ましい。</p> <p>（2）「手話通訳者」、「要約筆記者」には、それぞれ以下のものを含む。</p> <p>ア 「手話通訳者」 (ア) 「手話通訳士」 …… (略) (イ) 「手話通訳者」 …… 都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において「手話通訳者」として登録された者 <u>((ウ)) (削除)</u></p> <p>イ 「要約筆記者」 「要約筆記者」 …… 都道府県、指定都市及び中核市が実施する要約筆記者養成研修事業において「要約筆記者」として登録された者 <u>((イ)) (削除)</u></p>	<p>（2）「手話通訳者」、「要約筆記者」には、それぞれ以下のものを含む。</p> <p>ア 「手話通訳者」 (ア) 「手話通訳士」 …… (略) (イ) 「手話通訳者」 …… 都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者 <u>((ウ)) 「手話奉仕員」 …… 市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者</u></p> <p>イ 「要約筆記者」 「要約筆記者」 …… 都道府県が実施する要約筆記者養成研修事業（市町村が実施する場合を含む。）において「要約筆記者」として登録された者 <u>((イ)) 「要約筆記者奉仕員」 …… 市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「要約筆記者奉仕員」として登録された者</u></p>
<p>（3）手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業についてには、原則として手話通訳者及び要約筆記者と同等と認められる手話奉仕員（市町村及び都道府県で実施する手話奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者）及び要約筆記者奉仕員（市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「要約筆記者奉仕員」として登録された者）も当面、派遣することができる。</p> <p>（4）手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業については、平成25年〇月〇日障企自発〇第〇号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「地域生活支援事業における意思疎通支援事業等について（仮称）」を参考に実施するよう努めること</p>	

<p><u>とする。</u></p> <p>(5) 手話通訳者を設置する事業において設置する手話通訳者は、(2)のアに掲げる者の設置に努めるものとする。</p>	
(別記7)	
日常生活用具給付等事業	日常生活用具給付等事業
1 目的 障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。	1 目的 重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。
2 事業内容 日常生活上の便宜を図るため、障害者等に別に定める告示の要件を満たす6種の用具を給付又は貸与する。	2 事業内容 日常生活上の便宜を図るため、重度障害者等に別に定める告示の要件を満たす6種の用具を給付又は貸与する。
3 対象者 身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者、難病患者等であつて、当該用具を必要とする者	3 対象者 重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者であつて、当該用具を必要とする者
4 留意事項 (1) (略) (2) 給付品目の選定に当たつて実施主体は、 <u>公益財團法人テクノエイド協会</u> が運営する福祉用具情報システム（Tais）の活用による情報収集を行うなど、同機能であればより廉価なものを給付すること。	4 留意事項 (1) (略) (2) 給付品目の選定に当たつて実施主体は、 <u>（公財）テクノエイド協会</u> が運営する福祉用具情報システム（Tais）の活用による情報収集を行うなど、同機能であればより廉価なものを給付できること。
(3) (略) (4) 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）等を参考に、当該用具の耐用年数を勘案のうえ、再給付されたい。 <u>ただし、耐用年数の期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。</u>	(3) (略) (4) 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）等を参考に、当該用具の耐用年数を勘案のうえ、再給付されたい。

(別記8)			
手話奉仕員養成研修事業			
1	目的 手話で日常会話をを行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を當むことができるようすることを目的とする。	2	事業内容 聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。
3	対象者 実施主体が適当と認めた者	4	留意事項 (1) 平成10年7月24日障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。 (2) 養成講習を終了した者(これと同等の能力を有する者を含む。)について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付すること。なお、活動ができなくなった手話奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。
(別記9)		(別記5)	
移動支援事業		移動支援事業	
1	目的 及び 留意事項	2	事業内容 (略)
3		3	留意事項 1 目的 (略) 2 事業内容 (略) 3 留意事項 (略)

<p>(1) 指定事業者への事業の委託</p> <p>サービス提供体制の確保を図るため、市町村は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法における居宅介護など個別給付のサービス提供を行う ・ 指定事業者 ・ これまで支援費制度で移動介護のサービス提供を行つてている指定事業者 などを活用した事業委託に努めること。 また、市町村が作成した委託事業者リストから利用者が事業者を選択できるような仕組みとすることが適当であること。 <p>(2) 及び (3) (略)</p>	<p>(1) 指定事業者への事業の委託</p> <p>サービス提供体制の確保を図るため、市町村は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法（以下「法」という。）における居宅介護など個別給付のサービス提供を行う指定事業者 ・ これまで支援費制度で移動介護のサービス提供を行つていている指定事業者 などを活用した事業委託に努めること。 また、市町村が作成した委託事業者リストから利用者が事業者を選択できるような仕組みとすることが適当であること。 <p>(2) 及び (3) (略)</p>					
<p>(別記10)</p> <p>地域活動支援センター機能強化事業</p>	<p>地域活動支援センター機能強化事業</p> <table border="1" data-bbox="747 878 1359 2003"> <tr> <td data-bbox="747 878 889 1102"> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業内容 (略)</p> <p>(1) 事業形態の例</p> <p>ア～ウ (略)</p> </td><td data-bbox="889 878 1359 1102"> <p>(注1) 基礎的事業とは、地域活動支援センターの基本事業（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第175号）を満たすものであること。）として、利用者に対し創作品の活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことをいう。（財源は交付税により措置）</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>3 留意事項等 (略)</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="747 1102 889 2003"> <p>(別記6)</p> <p>地域活動支援センター機能強化事業</p> <table border="1" data-bbox="747 1102 1359 2003"> <tr> <td data-bbox="747 1102 889 1327"> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業内容 (略)</p> <p>(1) 事業形態の例</p> <p>ア～ウ (略)</p> </td><td data-bbox="889 1102 1359 1327"> <p>(注1) 基礎的事業とは、地域活動支援センターの基本事業（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第175号）を満たすものであること。）として、利用者に対し創作品の活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことをいう。（財源は交付税により措置）</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>3 留意事項等 (略)</p> </td></tr> </table> </td></tr> </table>	<p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業内容 (略)</p> <p>(1) 事業形態の例</p> <p>ア～ウ (略)</p>	<p>(注1) 基礎的事業とは、地域活動支援センターの基本事業（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第175号）を満たすものであること。）として、利用者に対し創作品の活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことをいう。（財源は交付税により措置）</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>3 留意事項等 (略)</p>	<p>(別記6)</p> <p>地域活動支援センター機能強化事業</p> <table border="1" data-bbox="747 1102 1359 2003"> <tr> <td data-bbox="747 1102 889 1327"> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業内容 (略)</p> <p>(1) 事業形態の例</p> <p>ア～ウ (略)</p> </td><td data-bbox="889 1102 1359 1327"> <p>(注1) 基礎的事業とは、地域活動支援センターの基本事業（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第175号）を満たすものであること。）として、利用者に対し創作品の活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことをいう。（財源は交付税により措置）</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>3 留意事項等 (略)</p> </td></tr> </table>	<p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業内容 (略)</p> <p>(1) 事業形態の例</p> <p>ア～ウ (略)</p>	<p>(注1) 基礎的事業とは、地域活動支援センターの基本事業（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第175号）を満たすものであること。）として、利用者に対し創作品の活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことをいう。（財源は交付税により措置）</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>3 留意事項等 (略)</p>
<p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業内容 (略)</p> <p>(1) 事業形態の例</p> <p>ア～ウ (略)</p>	<p>(注1) 基礎的事業とは、地域活動支援センターの基本事業（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第175号）を満たすものであること。）として、利用者に対し創作品の活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことをいう。（財源は交付税により措置）</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>3 留意事項等 (略)</p>					
<p>(別記6)</p> <p>地域活動支援センター機能強化事業</p> <table border="1" data-bbox="747 1102 1359 2003"> <tr> <td data-bbox="747 1102 889 1327"> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業内容 (略)</p> <p>(1) 事業形態の例</p> <p>ア～ウ (略)</p> </td><td data-bbox="889 1102 1359 1327"> <p>(注1) 基礎的事業とは、地域活動支援センターの基本事業（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第175号）を満たすものであること。）として、利用者に対し創作品の活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことをいう。（財源は交付税により措置）</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>3 留意事項等 (略)</p> </td></tr> </table>	<p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業内容 (略)</p> <p>(1) 事業形態の例</p> <p>ア～ウ (略)</p>	<p>(注1) 基礎的事業とは、地域活動支援センターの基本事業（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第175号）を満たすものであること。）として、利用者に対し創作品の活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことをいう。（財源は交付税により措置）</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>3 留意事項等 (略)</p>				
<p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業内容 (略)</p> <p>(1) 事業形態の例</p> <p>ア～ウ (略)</p>	<p>(注1) 基礎的事業とは、地域活動支援センターの基本事業（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第175号）を満たすものであること。）として、利用者に対し創作品の活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことをいう。（財源は交付税により措置）</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>3 留意事項等 (略)</p>					

(別記11)	任意事業	その他の事業	(別記7)
必須事業のほか、市町村の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。			
○ 事業内容の例			
(1) 福祉ホームの運営	(ア) 目的 (略) 事業内容 家庭環境、住宅事情等の理由により、住宅において生活することが困難な障害者(ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。)につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用するとともに、施設の管理、利用者の日常生活に関する相談、助言、福祉事務所等関係機関との連絡、調整等を行う。	(1) 福祉ホーム事業 ア 目的 (略) 対象者 家庭環境、住宅事情等の理由により、住宅において生活することが困難な障害者(ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。)	
○ 実施事業			
(ウ) 利用方法	福祉ホームの利用は、利用者と経営主体との契約によるものとする。	(エ) 管理人の業務 (ア) 施設の管理 (イ) 利用者の日常生活に関する相談、助言 (ウ) 福祉事務所等関係機関との連絡、調整	
(エ) 留意事項	(ア) 留意事項 ((ア)) (削除)) ((イ)) (削除))	(オ) 留意事項 (ア) 利用者の健康管理、レクリエーション、非常災害対策等については、利用者のニーズに応じて対策が講じられるよう配慮すること。 (イ) 疾病等により利用者が生活に困難を感じた場合には、医療機関、福祉事務所、家族等に速やかに連絡をとるなど利用者の生活に支障をきたさないよう適切な配慮を行うこと。 (ウ) 利用者の守るべき共同生活上の規律、その他必要な事	

(ウ) (削除)	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省令第176号)を満たすものであること。	项については、極力利用者の意見を尊重して定めること。 〔工〕 「障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省令第176号)を満たすものであること。
(2) 盲人ホーム事業は【就業・就労支援】の(1)へ移動)		(2) 盲人ホーム事業は【就業・就労支援】の(1)へ移動)
(2) 訪問入浴サービス	ア 目的 (略) イ 事業内容 看護師又は准看護師若しくは介護職員が、身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴	(3) 訪問入浴サービス事業 ア 目的 (略) イ 事業内容 身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護
訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護 なお、サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、サービス提供従事者は、速やかに主治医又はあらかじめサービス提供事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。	(ウ) (削除)	ウ 対象者 本事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅の身体障害者 エ サービス提供従事者 事業所ごとに置くべき訪問入浴サービスの提供に当たる従事者は、次のいずれかの者とする。 (ア) 看護師又は准看護師 (イ) 介護職員 オ 留意事項 サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、サービス提供従事者は、速やかに主治医又はあらかじめサービス提供事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じること。
(エ) (削除)		(3) 身体障害者自立支援事業 ア 目的 (略)

<p><u>イ 事業内容</u> (略)</p> <p><u>(ウ 削除)</u></p>	<p><u>イ 事業内容</u> (略)</p> <p><u>ウ 対象者</u></p> <p>入浴、炊事、衣服の着脱等に一部介助を要する程度の重度の身体障害者とする。ただし、常時医療を必要とする状態にある者を除く。</p>
<p><u>(（5）重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）は【就業・就労支援】の（2）へ移動）</u></p>	<p><u>(（5）重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）は【就業・就労支援】の（2）へ移動)</u></p>
<p><u>(ア) 目的 (削除)</u></p>	<p><u>(ア) 目的</u></p> <p>障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などをを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的とする。</p>
<p><u>(イ) 事業内容</u></p> <p><u>(4) 生活訓練等 (略)</u></p> <p><u>(（イ） (削除)</u></p> <p><u>(（ウ） (削除)</u></p> <p><u>(5) 福祉機器リサイクル (略)</u></p> <p><u>(（オ） (削除)</u></p>	<p><u>イ 事業内容</u></p> <p><u>(ア) 生活訓練等事業 (略)</u></p> <p><u>(イ) 本人活動支援事業 (略)</u></p> <p><u>(ウ) ボランティア活動支援事業 (略)</u></p> <p><u>(エ) 福祉機器リサイクル事業 (略)</u></p> <p><u>(オ) その他生活支援事業</u></p> <p>その他、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援等を行う。</p>
<p><u>(6) 日中一時支援</u></p> <p><u>(ア) 目的 (略)</u></p> <p><u>(イ) (削除)</u></p>	<p><u>(9) 日中一時支援事業</u></p> <p><u>ア 目的 (略)</u></p> <p><u>イ 対象者</u></p> <p>日中において監護する者がいなかっため、一時的に見守り等の支援が必要と市町村が認めた障害者等</p>
<p><u>イ 事業内容</u></p> <p><u>(ア) 及び (イ) (略)</u></p> <p><u>(ウ) 事業は、地域のニーズに応じて行う。</u></p> <p><u>なお、本事業を利用している時間は、ホームヘルプサービス等その他の障害福祉サービス等を利用できない。</u></p> <p><u>(エ) (削除)</u></p>	<p><u>ウ 事業内容</u></p> <p><u>(ア) 及び (イ) (略)</u></p> <p><u>(ウ) 事業は、地域のニーズに応じて行う。</u></p>
	<p><u>エ 利用定員及び職員等の配置</u></p>

(オ) <u>(削除)</u>	利用定員及び職員等の配置基準については、適切なサービス提供が行えるよう市町村が定める。 <u>才 留意事項</u> (ア) 障害福祉サービス事業所等であって、事業実施に当たつて必要なスペースの確保がなされているものと市町村が認める場所において実施すること。 (イ) 障害者等に対する支援を適切に行うことができるものと市町村が認める設備を設けること。 (ウ) 本事業を利用している時間は、ホームヘルプサービス等その他の障害福祉サービス等を利用できないこと。
(7) <u>生活サポート</u>	<u>ア 目的 (略)</u> <u>イ 事業内容</u> 介護給付支給決定者以外の者であつて、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある者に対して、市町村の判断により、居宅介護従事者等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行う。なお、利用者の状態に応じ、自立訓練など他の福祉サービスを活用するための調整等を行う。 ((イ)) <u>(削除)</u> (ウ) <u>(削除)</u>
(8) <u>地域移行のための安心生活支援</u>	<u>ア 目的 (略)</u> 利用定員及び職員等の配置基準については、適切なサービス提供が行えるよう市町村が定める。 <u>才 留意事項</u> (ア) 利用者の状態に応じ、自立訓練等の他の福祉サービスを活用するための調整等を行うこと。 (イ) 利用者への支援の必要性の変化に応じたサービス提供を行い、自立生活への助長に努めること。
(12) <u>地域移行のための安心生活支援事業</u>	(11) 社会参加促進事業は【社会参加支援】へ移動) (11) 社会参加促進事業は【社会参加支援】へ移動) (12) 地域移行のための安心生活支援事業 <u>ア 目的 (略)</u>

<p>イ 事業内容 (略)</p> <p>ウ 経過的取扱い</p> <p>障害者が地域で安心して暮らしていいけるよう地域生活への移行や定着のための支援策を盛り込んだプラン(地域移行推進重点プラン)を作成してこれに基づき実施する以下の事業については、平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正により創設された地域移行支援・地域定着支援の実施体制が整備されるまでの間に実施できるものとする。</p> <p>なお、市町村は、地域の社会資源の開発・改善を行う協議会も積極的に活用しながら、地域移行支援・地域定着支援への移行予定時期など今後の具体的な計画を盛り込むこと。</p> <p>(ア) ~ (ウ) (略)</p> <p>(13) 成年後見制度普及啓発等事業は【権利擁護支援】の(1)へ移動</p>	<p>イ 事業内容 (略)</p> <p>ウ 経過的取扱い</p> <p>障害者が地域で安心して暮らしていいけるよう地域生活への移行や定着のための支援策を盛り込んだプラン(地域移行推進重点プラン)を作成してこれに基づき実施する以下の事業については、平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正により創設された地域移行支援・地域定着支援の実施体制が整備されるまでの間に、経過的に実施できるものとする。</p> <p>なお、市町村は、地域移行支援・地域定着支援の実施体制の計画的な整備に努めること。</p> <p>(ア) ~ (ウ) (略)</p> <p>(13) 成年後見制度普及啓発等事業は【権利擁護支援】の(1)へ移動</p>
<p>(9) 障害児支援体制整備 (略)</p> <p>(10) 巡回支援専門員整備</p> <p>1 目的</p> <p>保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする。</p>	<p>(14) 障害児支援体制整備事業 (略)</p> <p>(13) 成年後見制度普及啓発等事業は【権利擁護支援】の(1)へ移動</p> <p>2 事業内容等</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>発達障害等に関する知識を有する専門員（以下「専門員」という。）が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支</p>

<p>(2) 実施方法</p> <p>ア 巡回等の活動計画の作成</p> <p>市町村は、巡回等が必要な施設等の現状を把握し、専門員の活動計画を作成する。</p> <p>イ 巡回等支援</p> <p>専門員は、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、巡回による支援を基本とすることが、その他の方法（特定の場所を拠点とした面談や講習）による支援も行うことができる。</p> <p>ウ 関係機関との連携</p> <p>ケースに応じて、保育所等訪問支援等の適切な支援に結びつけられるよう、障害児相談支援事業所や児童発達支援等関係機関との連携強化に努める。</p> <p>また、発達障害者支援センター や児童相談所等の専門機関による専門的な支援を行うことが適切な場合には、速やかに専門機関につなぐなどの対応を行う。</p> <p>エ 専門性の確保</p> <p>専門員は、国立リハビリテーションセンターや発達障害者支援センター等が実施する研修（アセスメント手法、家族支援についての知識と技術、子どもの発達支援に関する知識と技術）を活用するなどにより、適切な専門性の確保に努める。</p>	<p>(11) その他日常生活支援</p> <p>上記(1)から(10)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</p>	<p>(11) 社会参加促進事業</p> <p>ア 目的</p> <p>イ 事業内容</p> <p>(ア) スポーツ・レクリエーション教室開催等</p> <p>イ 事業内容</p> <p>a 事業内容</p>
<p>(1) スポーツ・レクリエーション教室開催等</p> <p>スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増</p>		

<p>強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催し、障害者スポーツに触れる機会等を提供する。</p> <p>(b) (削除)</p>	<p>スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催する。</p> <p>b 留意事項 参加する障害者等の事故防止等に十分留意すること。</p> <p>(2) 文化芸術活動振興</p> <p>障害者等の文化芸術活動を振興するため、障害者等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。</p> <p>(b) (削除)</p> <p>(1) 芸術・文化講座開催等事業</p> <p>(イ) 芸術・文化活動等内容</p> <p>a 事業内容 障害者等の芸術・文化活動を振興するため、障害者等の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。</p> <p>b 留意事項 芸術・文化活動を行っている障害者等を把握し、その名簿を作成するとともに、民間活動の情報を収集し、障害者等に芸術・文化活動の発表の場の情報提供を行う等の支援を行うこと。</p> <p>(ウ) 点字・声の広報等発行事業</p> <p>文字による情報入手が困難な障害者等のために、点訳、音声訳などの他障害者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等障害者関係事業の紹介、生活情報、その他障害者等が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的に障害者等に提供する。</p> <p>(3) 点字・声の広報等発行</p> <p>文字による情報入手が困難な障害者等のために、点訳、音声訳などの他障害者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等障害者関係事業の紹介、生活情報、その他障害者等が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的に障害者等に提供する。</p> <p>(4) 奉仕員養成研修</p> <p>点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修する。なお、養成講習を終了した者(これらと同等の能力を有する者を含む。)について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付すること。また、活動ができなくなつた奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。</p> <p>(b) (削除)</p>
--	---

<p>養成講習を終了した者（これと同等の能力を有する者を含む。）について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付すること。なお、活動ができなくなつた奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。</p> <p><u>(5) 自動車運転免許取得・改造助成事業</u> (略)</p> <p><u>(カ) その他社会参加促進事業</u></p> <p><u>(ウ) 留意事項</u> 複数の市町村が共同して実施する際には、当該市町村、関係団体等で構成される連絡会議等を設置するなど連絡調整が図られること。</p> <p><u>(6) その他社会参加支援</u> 上記(1)から(5)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</p>	
<p>【権利擁護支援】</p> <p><u>(1) 成年後見制度普及啓発</u></p> <p><u>ア 目的</u> 成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。</p> <p><u>イ 事業内容</u> 成年後見制度の利用を促進のための普及啓発を行う。</p> <p><u>((イ)) (削除))</u></p> <p><u>(2) その他権利擁護支援</u> 上記(1)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により</p>	

支援を行うことができる。	
<u>【就業・就労支援】</u>	
(1) 盲人ホームの運営 (略)	
(2) 重度障害者在宅就労促進 (バーチャル工房支援)	
ア 目的	身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用するための訓練等の支援を行うことにより、在宅の障害者の就労の促進を図ることを目的とする。
イ 事業内容	実施主体が利用者に対し訓練を行っため作業を受注し、当該作業を元に、在宅就労に必要な情報処理技術の教育・支援等を行なうほか、雇用希望者のための職場開拓等自立に向けた支援を実施する。
ウ 利用者の要件	利用者は、身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な者である。実施主体は、設置地域その他の状況を勘案して、障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体と連携・協力関係を構築するとともに、当該在宅就業支援団体に対して、必要に応じて助言・援助を求めるなど、適宜連携を図ること。
(エ) (削除))	
ア 目的	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業
(3) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付	
(4) 重度障害者在宅就労促進特別事業 (バーチャル工房支援)	
(5) 重度障害者在宅就労促進特別事業 (バーチャル工房支援)	
ア 目的	在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、在宅の障害者の就労の促進を図ることを目的とする。
イ 事業内容	実施主体が利用者に対し訓練を行っため作業を受注し、当該作業を元に、在宅就労に必要な情報処理技術の教育・支援等を行なうほか、雇用希望者のための職場開拓等自立に向けた支援を実施する。
ウ 利用者の要件	利用者は、身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な者である。実施主体は、設置地域その他の状況を勘案して、障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体と連携・協力関係を構築するとともに、当該在宅就業支援団体に対して、必要に応じて助言・援助を求めるなど、適宜連携を図ること。
(エ) (削除))	
ア 目的	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

<p>イ 支給対象者 就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者（ただし、障害福祉サービスに係る利用者負担額の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた者）に対する更生訓練費の支給。</p> <p>また、就労移行支援事業、又は就労継続支援事業を利用し、就職又は自営により施設を退することとなつた者に対する施設入所者就職支度金の支給。</p> <p>（ウ）<u>（削除）</u></p>	<p>イ 支給対象者 更生訓練費給付事業にあつては、就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者とする。ただし、障害福祉サービスに係る利用者負担額の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた者とする。</p> <p>施設入所者就職支度金給付事業にあつては、就労移行支援事業、又は就労継続支援事業を利用し、就職又は自営により施設を退所することとなつた者とする。</p> <p>ウ 支給額 市町村が認めた額とする。</p>
<p>（4） 知的障害者職親委託 目的（略）</p> <p>ア 事業内容 知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者更生相談所の判定の結果、職親に委託することが適当とされた知的障害者を一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによつて、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もつて知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>職親への委託については、福祉事務所により行われることが適切であるので、その権限を福祉事務所長に委任することが望ましい。</p> <p>なほ、知的障害者更生相談所は、この制度の運営について、福祉事務所長に協力して必要な判定及び相談指導を行う。</p> <p>福祉事務所長は、判定の結果、職親に委託することが適当であると認められた者について、登録された職親から、職種等について考慮の上、その知的障害者に適合する職親を選定する。また、福祉事務所長は、知的障害者福祉司又は社会福祉主任に直接職親の家庭を訪問させ、委託する場合に職員が守る条件、当該知的障害者の特性等を十分に説明して職親の同意を得ることもに、本人及びその保護者についても必要な注意を与え、委託が効果的に行えるよう十分な準備を整えた上、委託の措置をとること。</p> <p>（ウ）<u>（削除）</u></p>	<p>（7）ア 知的障害者職親委託制度 目的（略）</p> <p>イ 対象者 知的障害者更生相談所の判定の結果、職親に委託することが適當とされた知的障害者とする。</p> <p>ウ 支給額 市町村が認めた額とする。</p>

<p><u>職親への委託</u>については福祉事務所により行われることが適切であるので、その権限を福祉事務所長に委任することが望ましい。</p> <p>なお、知的障害者更生相談所は、この制度の運営について福祉事務所長に協力して必要な判定及び相談指導を行う。</p> <p><u>工 留意事項</u></p> <p>福祉事務所長は、判定の結果、職親に委託することが適當であると認められた者について、登録された職親から、職種等について考慮のうえ、その知的障害者に適合する職親を選定する。また、福祉事務所長は、知的障害者福祉司又は社会福祉主事に直接職親の家庭を訪問させ、委託する場合に職員が守るべき条件、当該知的障害者の特性等を十分に説明して職親の同意を得るとともに、本人及びその保護者についても必要な注意を与え、委託が効果的に行えるよう十分な準備を整えたうえ、委託の措置をとること。</p>	<p><u>(5) その他就業・就労支援</u></p> <p>上記(1)から(4)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</p> <p>(別記12)</p>	<p><u>障害程度区分認定等事務</u></p> <p>1 <u>目的</u> 障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害程度区分認定等事務の円滑かつ適切な実施を図る。</p> <p>2 <u>補助対象</u> 法に規定する支給決定事務のうち、市町村が行う次に掲げる事務に要する経費を補助対象とする。</p> <p>(1) 障害程度区分認定調査 法第20条第2項の規定に基づき、障害程度区分の認定等のために実施する調査。</p>
---	--	--

<p>ただし、指定一般相談支援事業者等に調査を委託した場合、調査に要する経費は、調査件数に6,800円を乗じて得た額を上限とする。</p> <p>(2) 医師意見書作成 法第21条第1項の規定に基づき、障害程度区分の認定にかかる市町村審査会での審査及び判定に当たって、医師に意見書を作成させる事務。</p> <p>(3) 市町村審査会運営 法第15条の規定に基づき、市町村審査会を設置（地方自治法の規定に基づき、都道府県審査会に審査判定業務を委託する場合を含む。）する事務、法第21条第1項の規定に基づき、障害程度区分に関する市町村審査会で審査及び判定を実施する事務並びに法第22条第2項の規定に基づき、市町村が支給要否決定に当たって意見を聴くために市町村審査会を開催する事務。</p>	<p>(別記13)</p> <p>(別記8)</p>	<p>専門性の高い相談支援事業</p> <p>専門性の高い相談支援事業</p>
<p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 発達障害者支援センター運営事業 平成17年7月8日障発第0708004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害者支援センター運営事業の実施について」に基づき実施する事業。</p> <p>(2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 平成19年5月25日障発第0525001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（平成25年3月※日改正障発※※※※第※号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」に基づき実施する事業。</p>	<p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 発達障害者支援センター運営事業 平成17年7月8日障発第0708004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害者支援センター運営事業の実施について」に基づき実施する事業。</p> <p>(2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 平成19年5月25日障発第0525001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「高次脳機能障害支援普及事業の実施について」に基づき実施する事業。</p>	
<p>-55-</p>	<p>27</p>	

【別添3】		【別添3】
1 障害児等療育支援事業 (略)		1 障害児等療育支援事業 (略)
2 障害者就業・生活支援センター事業 (略)		2 障害者就業・生活支援センター事業 (略)

(別記14)

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

1 目的

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになります。

2 事業内容

(1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
身体障害者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成研修する。

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成研修する。

3 留意事項

(1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業は次の点に留意すること。
ア 平成10年7月24日障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」及び平成23年3月30日障企自発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「要約筆記者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。

<p>イ 実施主体は、養成講習を修了した者（市町村がアに掲げる通知を基本に実施した手話通訳者及び要約筆記者養成研修事業を修了した者を含む。）に対して、登録試験を行い、合格者について、本人の承諾を得て、手話通訳者は要約筆記者としての登録を行うこと。</p> <p>ア 登録した手話通訳者又は要約筆記者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の通訳活動等の便宜を図るため、管内の市町村にも名簿を送付すること。</p> <p>イ なお、活動ができなくなった手話通訳者又は要約筆記者については、証票を返還させ登録を抹消すること。</p> <p>ア 要約筆記者については、やむを得ない事由により登録試験の実施が困難である場合は、当面、養成講習の成績等をもって登録試験の合格者として取り扱うことができるることとする。</p> <p>(2) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業は次の点に留意すること。</p> <p>ア 平成25年〇月〇日障企自発第〇号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について（仮称）」を基本に実施すること。</p> <p>イ 研修講師としては、「盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会」（国立障害者リハビリテーションセンター学院主催）や「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会」（社会福祉法人全国盲ろう者協会主催）を修了した者を活用するよう努めること。</p>	<p>専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業</p> <p>(別記 15)</p>	<p>1 目的</p> <p>特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的とする。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業</p>
---	---	---

<p>聽覚障害者の自立と社会参加を図るため、市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため、手話通訳者又は要約筆記者を派遣する。</p> <p>(2) 盲ろう者通訳・介助員派遣事業 盲ろう者の自立と社会参加を図るために、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。</p>	<p><u>3 留意事項</u></p> <p>(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業は次の点に留意すること。 <u>ア</u> 広域的な派遣等が円滑に行われるよう運営委員会、連絡調整業務等担当者の設置等に努めるものとする。 運営委員会は、事業の適切な運営を図るために、聴覚障害等当事者団体、手話通訳関係団体及び要約筆記者団体の関係者を加えるよう努めること。 <u>イ</u> また、連絡調整業務等担当者は、当該業務に精通した専門的知識及び技術を有する(別記6)の4の(2)のア又はイに掲げる者が望ましい。 <u>ウ</u> この事業は、原則、市町村の必須事業として実施するものであるため、都道府県では、市町村での対応が困難な専門性や緊急性の高い場合等に派遣を行うものとする。 <u>エ</u> 平成25年〇月〇日障企自発〇第〇号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「地域生活支援事業における意思疎通支援事業等について(仮称)」を参考に実施するよう努めることとする。</p> <p>(2) 盲ろう者通訳・介助員派遣事業は次の点に留意すること。 事業の実施に当たり、盲ろう者のニーズの積極的な把握に努めるとともに、個々の盲ろう者の意向を踏まえ、適任者を選定する。 なお、必要に応じて適任者の選定・派遣のための連絡調整業務等担当者の設置について努めるものとする。</p> <p>(別記16)</p>	<p>意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業</p>
--	---	--------------------------------------

<p>1 目的 手話通訳者、要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整体制を整備することにより、広域的な派遣を円滑に実施し、聴覚障害者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的とする。</p> <p>2 事業内容 市町村域又は都道府県域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村間では派遣調整ができない場合には、都道府県が市町村間の派遣調整を行う。</p> <p>3 留意事項 平成25年〇月〇日障企自発〇第〇号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉企画課自立支援振興室長通知「地域生活支援事業における意思疎通支援事業等について（仮称）」を参考に実施するよう努めることとする。</p>	<p>(別記17)</p> <p>広域的な支援事業</p>	<p>(別記9)</p> <p>広域的な支援事業</p>	<p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施事業 都道府県相談支援体制整備事業 　　アイ　目的 (略) 　　アイ　事業内容 (略) 　　ウ　アドバイザー (略) 　　ウ　留意事項 　　エ　都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施事業 都道府県相談支援体制整備事業 　　アイ　目的 (略) 　　アイ　事業内容 (略) 　　ウ　アドバイザー (略) 　　ウ　留意事項 　　エ　都道府県が設置する自立支援協議会において、配置するアドバイザードバイザーの職種や人員等について協議すること。</p>
---	-------------------------------	------------------------------	--

(別記 18)		(別記 10)
1 目的	サービス・相談支援者、指導者育成事業 (略)	サービス・相談支援者、指導者育成事業 (略)
2 事業内容		事業内容
(1) 障害程度区分認定調査員等研修事業 ア 及びイ (略) ウ 留意事項	(1) 障害程度区分認定調査員等研修事業 ア 及びイ (略) ウ 留意事項 (ア) 法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第10条に規定する厚生労働大臣が定める研修であること。 (イ) (略)	(1) 障害程度区分認定調査員等研修事業 ア 及びイ (略) ウ 留意事項 (ア) <u>障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第10条に規定する厚生労働大臣が定める研修であること。</u> (イ) (略)
	(2) 相談支援従事者研修事業 (略)	(2) 相談支援従事者研修事業 (略)
	(3) サービス管理責任者研修事業 (略)	(3) サービス管理責任者研修事業 (略)
	(4) 居宅介護従業者等養成研修事業 <u>((5)) (削除))</u>	(4) 居宅介護従業者等養成研修事業 (略) <u>((5)) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 (略)</u>
	<u>((6)) (削除))</u>	<u>((6)) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業 (略)</u>
	(5) 強度行動障害支援者養成研修事業 ア <u>目的</u> <u>強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的とする。</u>	(5) 強度行動障害支援者養成研修事業 ア <u>目的</u> <u>強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的とする。</u>
イ 事業内容	<u>別途示す運営要領等に基づき実施する研修事業</u>	
(6) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (略)	(7) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (略)	

(7) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 (略)	(8) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 (略)。
(8) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業 (略)	(9) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業 (略)
3 留意事項 (略)	3 留意事項 (略)
(別記 19)	(別記 11)
任意事業	その他の事業
必須事業のほか、都道府県の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。	○ 実施事業
○ 事業内容の例	(1) 福祉ホーム事業
【日常生活支援】	ア 目的 (略)
(1) 福祉ホームの運営	イ 対象者
ア 事業内容	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活する二ことが困難な障害者(ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。)につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、福祉事務所等関係機関との連絡、調整等を行う。
（工）管理人の業務 (削除)	ウ 利用方法
	福祉ホームの利用は、利用者と経営主体との契約によるものとする。
ウ 留意事項	エ 管理人の業務
((ア)) (削除))	(ア) 施設の管理
	(イ) 利用者の日常生活に関する相談、助言
	(ウ) 福祉事務所等関係機関との連絡、調整
オ 留意事項	オ 利用者
	(ア) 利用者の健康管理、レクリエーション、非常災害対策等については、利用者のニーズに応じて対策が講じられ

(（イ） （削除）)	(（ウ） （削除）)	(（イ） （削除）)	(（ウ） （削除）)
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第176号）を満たすものであること。	(（2）盲人ホーム事業は【就業・就労支援】の（1）へ移動)	(（3）重度障害者在宅就労促進特別事業は（バーチャル工房支援事業）【就業・就労支援】の（2）へ移動)	(（4）重度障害者に係る市町村特別支援事業は【重度障害者に係る市町村特別支援事業】へ移動)
(（2）盲人ホーム事業は【就業・就労支援】の（1）へ移動)	(（2）盲人ホーム事業は【就業・就労支援】の（1）へ移動)	(（3）重度障害者在宅就労促進特別事業は（バーチャル工房支援事業）【就業・就労支援】の（2）へ移動)	(（4）重度障害者に係る市町村特別支援事業は【重度障害者に係る市町村特別支援事業】へ移動)
(（5）生活訓練等事業 ア（削除）)	(（5）生活訓練等事業 ア（削除）)	(（5）生活訓練等事業 ア（削除）)	(（5）生活訓練等事業 ア（削除）)
（1） （2）オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練 オストメイトに対して、ストマ用装具に関することや社会生活に関することを講習する。	（1） （2）オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練 オストメイトに対して、ストマ用装具に関することや社会生活に関することを講習する。	（1） （2）音声機能障害者発声訓練 疾患等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対し发声訓練を行う。	（1） （2）音声機能障害者発声訓練 疾患等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対し发声訓練を行う。

その他、日常生活上必要な訓練・指導等を行う。

(4) 発達障害者支援体制整備

ア 目的

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児（者）（以下「発達障害児（者）」といふ。）について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るため、発達障害者支援センターを中心として、都道府県・指定都市の区域内における発達障害児（者）の福祉の向上を図るものである。

イ 事業内容等

(ア) 実施について

以下の（イ）から（エ）に定める各支援事業の実施主体は、
都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。
なお、（イ）の都道府県等支援体制整備事業については、
軽微な事務手続き等を除き委託できないものとする。

（イ） 都道府県等支援体制整備

a 目的

発達障害者支援体制整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、都道府県等内の発達障害児（者）への支援体制の整備状況を把握し、支援体制の充実を目指す。

b 委員会の構成

医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係分野の有識者及び担当部局、当事者団体、親の会、発達障害者支援センターの関係者等とする。

c 事業内容

委員会では、都道府県内の支援ニーズや支援体制の現状等を把握し、市町村又は障害福祉圏ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況について検証を行う。

なお、委員会の設置に当たっては、文部科学省の特別支援教育関連事業において設置される「特別支援連携協議

<p><u>「金」と密接に連携を図る。</u></p> <p><u>(ウ) 家族支援体制整備</u></p>	
<u>a 目的</u>	<u>発達障害児（者）の子育てへの相談・助言、発達障害児（者）の不適応や問題行動に対しての家族支援体制の構築を図る。</u>
<u>b 事業の内容</u>	<p><u>(a) ペアレントメントセンター</u>（注1）の養成に必要な研修等を実施し、家族の支援及び家族同士で支援できる体制の構築を図るとともに、ペアレントメントセンター・コーディネーター（注2）を配置し、家族への適切な支援に結びつける。</p> <p><u>(b) その他家族支援体制の構築に必要な取組</u></p>
<p><u>(注1) 発達障害児（者）の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受け間もない親などの相談・助言を行う者。</u></p> <p><u>(注2) ペアレントメントセンターの活動状況を把握し、情報提供などのサポートや相談希望者（親など）とペアレントメントセンターを適切に結びつける判断を行う者。</u></p>	
<p><u>(エ) 地域支援体制サポート</u></p>	
<u>a 目的</u>	<u>住民及び関係者等の発達障害に対する理解を深めることを通じて地域でのネットワーク構築による支援体制の整備を図る。</u>
<u>b 事業の内容</u>	<p><u>(a) 住民の理解の促進</u></p> <p><u>発達障害に関して、住民の理解を促進するため、小冊子の作成・配布、セミナー等を開催する。</u></p> <p><u>なお、本通知（別記1）「理解促進研修・啓発事業」及び（別記2）「自発的活動支援事業」との連携を図るなど発達障害児（者）の理解の促進を行うこと。</u></p> <p><u>(b) 地域支援体制サポートコートによる相談・助言委員会等における市町村等の支援体制整備の検証</u></p>

<p>を行った結果、個別の支援計画の作成等による支援体制の構築が進んでいないと判断される市町村を中心に、発達障害児（者）に対する支援について相当の経験及び知識を有する者（以下「地域支援体制サポートコーチ」という。）が巡回指導等を実施し、必要な相談・助言を行う。</p> <p>なお、地域支援体制サポートコーチは、教育委員会の指導主事や学校内に位置づけられている「特別支援教育コーディネーター」との連携を密にすること。</p>
<p>(c) 市町村、関係機関及び関係施設への研修 発達障害児（者）の支援の尺度となるアセスメントツールの導入を促進するための研修を実施する。</p>
<p>(5) 児童発達支援センター等の機能強化等</p>
<p>ア 目的</p> <p>地域における障害児等支援の基盤整備を進めるには、地域の障害児等支援の拠点を整備する必要があるため、児童発達支援センター等について、安定的な事業運営を図りつつ事業内容の改善を行なうことによる機能強化等を進めるほか、障害福祉サービス事業所等による地域住民の相談等の対応及び啓発等を図る。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>(ア) 実施主体は都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）とする。</p> <p>(イ) 事業内容</p> <p>児童発達支援センター及び障害児入所施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（以下「対象事業所」という。）について、都道府県等の計画的な指導の下、個々の施設の特徴に応じて、多障害や支援困難事例への対応や早期かつ専門的な対応といった機能強化等を基本事業として推進する。</p> <p>また、基本事業に加え、地域の障害児支援の取組の充実を図る事業や障害が疑われる児童をサービスに繋げるための事業を実施し、多様な地域支援を推進する。</p> <p>a 基本事業</p> <p>基本事業は、(a)から(c)のいずれかを実施する対象事業所を</p>

<p>対象とする。なお、地域の実情に応じて一つの対象事業所で(a)から(c)の複数を実施することとしても差し支えない。</p> <p>(a) <u>多障害等対応地域支援</u></p> <p>対象事業所において、様々な障害の種別や障害の特性に対応した専門的かつ適切な支援等を実施できるよう体制整備を図り、また、適切な支援を行うことが困難な事例に対応できるようにするための人材養成等(研修、マニュアル作成、関係機関のネットワーク構築等)に取り組む。</p>
<p>(b) <u>早期専門対応地域支援</u></p> <p>対象事業所において、障害の早期発見・早期支援に積極的に取り組むことができるよう、従事職員の専門性の向上を図るための研修等の実施や他の従事職員の指導を行う立場の専門職員を配置することにより、支援技術等の向上を図るための指導体制を確保する。</p> <p>(c) <u>住民相談等対応地域支援</u></p> <p>対象事業所の地域に開かれた運営を促進する観点から、相談や助言等を実施するための体制確保、介助や就労訓練の体験を通じた地域交流会の開催、障害者が作成した商品の商品展示会等の開催等を通じた地域住民の啓発等を目的とした事業を実施する。</p>
<p>(事業例)</p> <p>対象事業所周辺の地域住民等に対する当該事業所等を利用する障害者の特性や必要な配慮等に関する普及啓発の実施(説明会の実施やパンフレット配布、保護者を含めた地域住民等からの障害者支援に関する相談への対応や助言、及び事業所における介助や就労訓練の体験、地域住民が参加できる行事の開催、地域のボランティア受け入れの調整、商品展示会等の実施)</p> <p>b <u>選択事業</u></p> <p>選択事業は、基本事業とあわせて実施する多様な地域支援の取組みとして、以下の(a)及び(b)の中から対象事業所が選択して実施することができる。</p> <p>(a) <u>地域の障害児等支援の取組の充実を図る事業</u></p> <p>(事業例)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み等の活動の場づくり（文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の実施等） ・学校入学前の障害児に対する集団適応ための指導・訓練の実施 ・障害児の親に対する療育指導等の実施 ・乳幼児期からの早期療育や各ライフステージ毎に必要な支援の連携した提供 等 <p>(b) 障害が疑われる児童等をサービスに繋げるための事業</p> <p><u>（事業例）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産後の母親に対する相談等支援（新生児の段階で障害が発見された場合の母親に対する相談等支援等） ・親子体験通園等の実施 ・障害児通所支援の専門性を活かして行う母子保健事業や保育所等の従事者を対象とした障害児支援に関する研修等
<p><u>(6) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進</u></p> <p><u>ア 目的</u></p> <p>障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るために研修等を実施することにより、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行・定着を推進することを目的とする。</p> <p><u>イ 事業内容</u></p> <p>(ア) 研修事業</p> <p>障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法などを強化するための研修を実施</p> <p>(イ) 普及啓発事業</p> <p>地域住民をはじめとする関係機関等に対して、罪を犯した障害者等に関するシンポジウムの開催やパンフレットの作成等により広報その他の啓発活動を実施</p> <p>(ウ) 受入促進事業</p> <p>障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所、グループホーム又はケアホームが実施する矯正施設等を退所した障害者の受け入れ促進のために有効な取組への支援</p>

<p>【取組の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受け入れ前の求人その他の体制確保 ・従事者研修の開催 等 	
<p>(7) <u>その他日常生活支援</u></p> <p>上記(1)から(6)のほか、地域の要望に応じて都道府県より支援を行うことができる。</p>	<p>(6) <u>情報支援等事業</u></p> <p>ア 目的</p> <p>障害のために日常生活上必要な情報の入手等が困難な者に対し、必要な支援を行い、日常生活上の便宜を図ることを目的とする。</p>
<p>【社会参加支援】</p> <p>(ア) (削除))</p>	<p>イ 事業内容</p> <p>(ア) 手話通訳設置事業</p> <p>a 事業内容</p> <p>聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳を行いう者を福祉事務所等公的機関に設置するため、手話通訳を行いう者を福祉事務所等公的機関に設置する。</p>
<p>(1) 手話通訳者設置</p> <p>聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を福祉事務所等公的機関に設置する。なお、設置する手話通訳者は、意思疎通支援事業(別記6)の4の(2)のアに掲げる者の設置に努めること。</p> <p>(b) (削除))</p>	<p>b 留意事項</p> <p>設置する手話通訳を行いう者は、コミュニケーション支援事業(別記2)の4の(2)のアに定義する「手話通訳者」とすること。</p>
<p>(2) 字幕入り映像ライブラリーの提供</p> <p>字幕又は手話を挿入したビデオカセットテープ等を製し、聴覚障害者等に貸し出しうる。なお、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターの「字幕ビデオライブラリー共同事業」との連携に留意すること。</p> <p>(b) (削除))</p>	<p>(イ) 字幕入り映像ライブラリー事業</p> <p>a 事業内容</p> <p>字幕又は手話を挿入したビデオカセットテープ等を製し、聴覚障害者等に貸し出しうる。</p> <p>b 留意事項</p> <p>社会福祉法人聴力障害者情報文化センターの「字幕ビデオライブラリー共同事業」との連携に留意すること。</p>
<p>((ウ)) (削除))</p>	<p>(ウ) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業</p> <p>a 事業内容</p> <p>盲ろう者の自立と社会参加を図るために、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。</p>

	b 留意事項
(a)	事業の実施に当たり、盲ろう者のニーズの積極的な把握に努めるとともに、個々の盲ろう者の意向を踏まえ、適任者を選定する。なお、必要に応じて適任者の選定・派遣のための調整者の設置についても配慮すること。
(b)	実施主体は、事業の実施に当たり、社会福祉法人全国盲ろう者協会が行う派遣事業の対象者と重複することのないよう留意すること。 点字・声の広報等発行事業
(工)	文字による情報入手が困難な障害者等のために、点訳、音声訳その他の障害者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、障害者等が地域生活をするうえで必要な高い情報などを定期的に障害者等に提供する。
(才)	点字による即時情報ネットワーク事業 (略)
(カ)	その他情報支援等事業 その他、障害のために日常生活上必要な情報の入手等が困難な者に対し、必要な事業を行う。
(7)	障害者IT総合推進事業 <u>ア 目的</u> 障害者等の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、障害者ITサポートセンターを拠点とし、各1工関連事業を総合的かつ一体的に実施し、ITを活用しての障害者等の社会参加を一層促進することを目的とする。 <u>イ 事業内容</u> (ア) 障害者ITサポートセンター運営事業 (略) (イ) パソコンボランティア養成・派遣事業 (略) (ウ) その他障害者等のIT利活用を支援する事業
(8)	社会参加促進事業 <u>ア 目的</u> スポーツ・芸術活動等の事業を行うことにより、障害者等の社会参加を促進することを目的とする。 <u>イ 事業内容</u> (ア) (削除)

(7) 都道府県障害者社会参加推進センター運営 障害者等の社会参加を推進するたために適当な障害者福祉団体 に都道府県障害者社会参加推進センターを設置・運営する。	(ア) 都道府県障害者社会参加推進センター運営事業 a 事業内容 障害者等の社会参加を推進するために適当な障害者 福祉団体に都道府県障害者社会参加推進センターを設 置・運営する。 b 留意事項 中央障害者社会参加推進センターとの連携を密にし、 事業の水準向上に努めること。
(8) 身体障害者補助犬育成 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を使用する ことにより社会参加が見込まれる者に対し、その育成に要する 費用を助成する。なお、実施主体は、 <u>関係団体等の要望を聞き、 需要の積極的把握に努めるとともに</u> に育成計画を策定するようと 努力すること。 (b) (削除))	(イ) 身体障害者補助犬育成事業 a 事業内容 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を使 用することにより社会参加が見込まれる者に対し、その 育成に要する費用を助成する。 b 留意事項 実施主体は、 <u>関係団体等の要望を聞き、需要の積極的 把握に努めるとともに育成計画を策定するよう努め ること。</u>
(9) 奉仕員養成研修 聴覚障害者等との交流活動の推進、市町村の広報活動などの 支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得し た手話奉仕員、点訳又は朗読による手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等 を習得した手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳又は朗讀に必要な技術 を習得した要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗誦奉仕員を養成研修する。 また、活動ができるなくなりた奉仕員については、 証票を返還させ登録を抹消すること。 (b) (削除))	(ウ) 奉仕員養成研修事業 a 事業内容 聴覚障害者等との交流活動の推進、市町村の広報活動 などの支援者として期待される日常会話程度の手話表 現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等 を習得した要約筆記奉仕員、点訳又は朗讀に必要な技術 等を習得した要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗誦奉仕員を養成研修する。 b 留意事項 養成講習を修了した者（これと同等の能力を有する者 を含む。）について本人の承諾を得て奉仕員としての登 録を行い、これを証明する証票を交付すること。なお 活動ができなくなつた奉仕員については、証票を返還さ せ登録を抹消すること。
(10) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 スポーツ・レクリエーション教室開催を通じて、障害者等の体力	(エ) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 a 事業内容

<p>増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、障害者スポーツ指導員の養成、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催し、障害者スポーツに触れる機会等を提供する。なお、障害者スポーツ指導員の養成に当たつては、<u>公益財団法人日本障害者スポーツ協会</u>（以下「スポーツ協会」という。）が定める「障害者スポーツ指導員基準カリキュラム」を利用するなど、スポーツ協会と緊密な連携を図ること。</p> <p><u>(b) (削除)</u></p>	<p>スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、<u>スポーツ指導員の養成や各種スポーツ・レクリエーション教室及び障害者スポーツ大会の開催を行う。</u></p> <p><u>b 留意事項</u></p> <p><u>(a) 参加する障害者等の事故の防止等に十分留意すること。</u></p> <p><u>(b) スポーツ指導員の養成に当たつては、財団法人日本障害者スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）が定める「公認障害者スポーツ指導者養成修習力リキュラム」を利用するなど、スポーツ協会と緊密な連携を図ること。</u></p> <p><u>(才) 芸術・文化講座開催等事業</u></p> <p><u>a 事業内容</u></p> <p>障害者等の芸術・文化活動を振興するため、障害者等の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。</p> <p><u>b 留意事項</u></p> <p>芸術・文化活動を行っている障害者等の把握に努めることとともに、民間活動の情報を収集し、障害者等に芸術・文化活動の発表の場の情報提供を行う等の支援を行うこと。</p> <p><u>(九) サービス提供者情報提供等事業</u></p> <p><u>a 事業内容</u></p> <p>障害者等が、都道府県間を移動する場合に、その目的地において適切なサービスの提供を受けられるよう、必要な情報の提供等を行う。</p> <p><u>b 留意事項</u></p> <p>実施主体は、サービス提供者（指定居宅介護事業者、手話通訳者等）や関連事業との連携を図ることもに、</p>
<p><u>(11) 文化芸術活動振興</u></p> <p>障害者等の文化芸術活動を振興するため、障害者等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。</p> <p><u>(b) (削除)</u></p>	<p><u>(12) サービス提供者情報提供等</u></p> <p>障害者等が、都道府県間を移動する場合に、その目的地において適切なサービスの提供を受けられるよう、必要な情報の提供等を行う。</p> <p><u>(b) (削除)</u></p>

<p><u>((キ))</u> (削除)</p> <p>(13) <u>その他社会参加支援</u> の判断により支援を行うことができる。</p> <p>((9)) 成年後見制度普及啓発等事業は【権利擁護支援】の(1)及び(2) へ移動)</p>	<p><u>((キ))</u> 適切かつ公正な情報提供に努めること。 その他社会参加促進事業 事業内容 その他、障害者等の社会参加の促進に必要な事業を行 う。</p> <p>((9)) 成年後見制度普及啓発等事業は【権利擁護支援】の(1)及び ((2))へ移動)</p>
<p><u>【権利擁護支援】</u></p> <p><u>((1))</u> 成年後見制度普及啓発</p> <p>ア 目的 成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁 護を図ることを目的とする。</p> <p>イ 事業内容 成年後見制度の利用を促進のための普及啓発を行う。</p>	<p><u>((9))</u> 成年後見制度普及啓発等事業 ア 目的 成年後見制度の利用促進のための普及啓発や法人後見の立ち 上げの支援を行うことにより、障害者の成年後見制度の利用を促 進するための体制整備を図ることを目的とする。</p> <p>イ 事業内容 成年後見制度の利用を促進のための普及啓発事業 業を実施する。</p>
<p><u>((2))</u> 成年後見制度法人後見支援</p> <p>ア 目的 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる 法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活 用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁 護を図ることを目的とする。</p> <p>イ 事業内容 ((ア)) 市民後見人の活用も含めた法人後見実施のための研修 a 研修対象者 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体 等</p>	<p><u>((1))</u> 法人後見立ち上げ支援事業 障害者の親の会などによる法人後見を行う事業所を開設 するために必要な設備整備・職員研修等を支援する。</p>

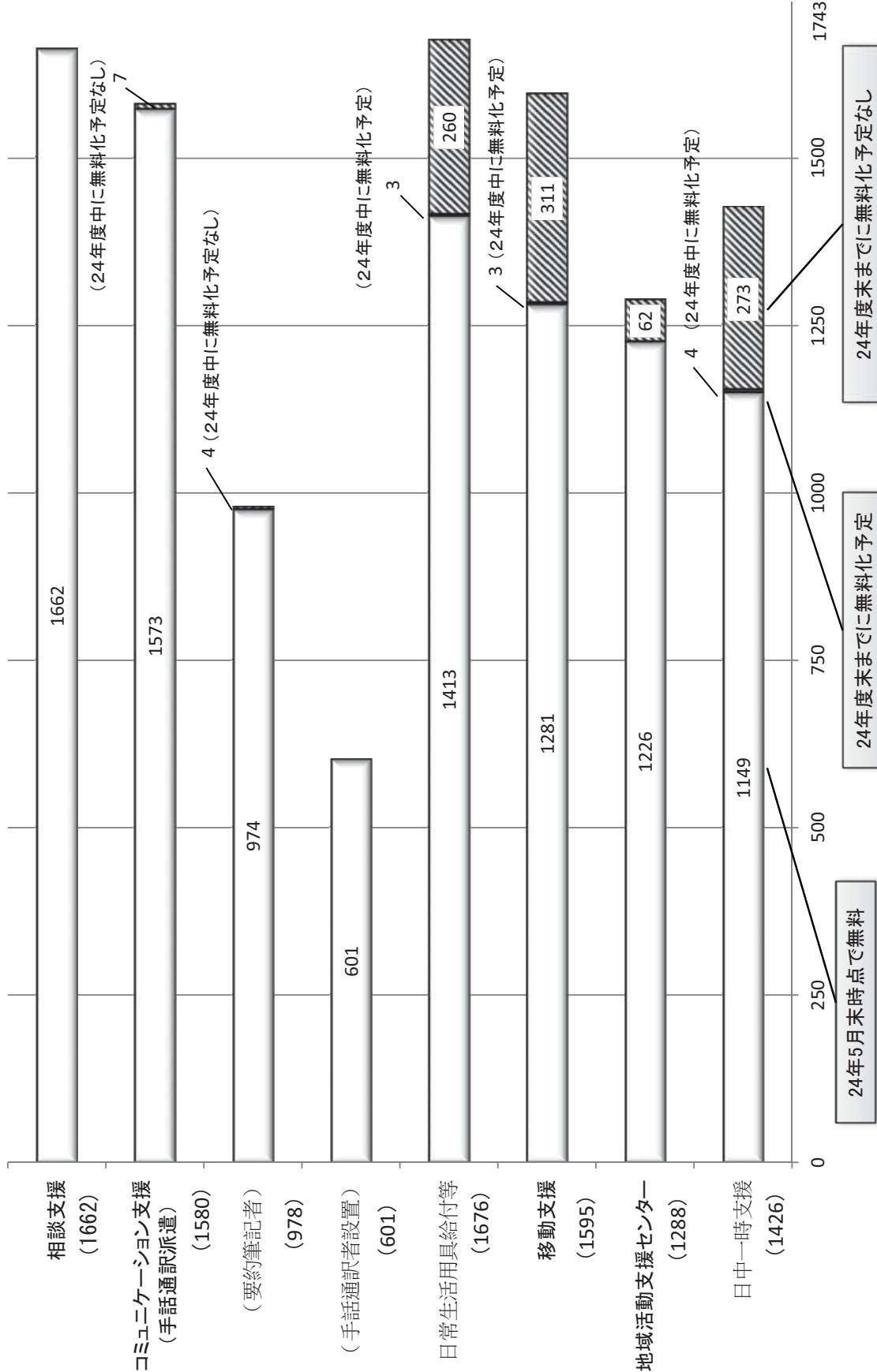
<p>b 研修内容等</p> <p>都道府県は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活用も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。</p> <p>(イ) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築</p> <p> a 法人後見の活用等のための実態把握</p> <p> b 法人後見推進のための検討会等の実施</p> <p> (ウ) 法人後見の適正な活動のための支援 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築</p> <p> (エ) その他、市民後見人を活用した法人後見の活動の推進に関する事業</p> <p>(3) その他権利擁護支援</p> <p>上記(1)及び(2)のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。</p>	<p>(1) 盲人ホーム事業 (略)</p> <p>(2) 重度障害者在宅就労促進 (バーチャル工房支援)</p> <p>(3) 重度障害者在宅就労促進特別事業 (バーチャル工房支援事業)</p>
<p>【就業・就労支援】</p> <p>(1) 盲人ホームの運営 (略)</p> <p>(2) 重度障害者在宅就労促進 (バーチャル工房支援)</p> <p>(3) 重度障害者在宅就労促進特別事業 (バーチャル工房支援事業)</p>	<p>ア 目的 身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、在宅の障害者の就労の促進を図ることを目的とする。</p> <p>イ 事業内容 実施主体が利用者に対し訓練を行ったため作業を受注し、当該作業を元に、在宅就労に必要な情報処理技術の教育・支援等を行うほか、雇用希望者のための職場開拓等自立に向けた支援を実施する。</p>

<p>実施する。</p> <p>なお、実施主体は、設置地域その他の状況を勘案して、障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体と連携・協力関係を構築するとともに、当該在宅就業支援団体に対して、必要に応じて助言・援助を求めるなど、適宜連携を図ること。</p> <p><u>ウ</u> (削除)</p>	<p><u>利用者の用途</u></p> <p>利用者は、身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な者であつて情報機器を用いた在宅での就労を希望する者とする。</p> <p><u>エ</u> 在宅就業支援団体との連携</p> <p>実施主体は、設置地域その他の状況を勘案して、障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体と連携・協力関係を構築するとともに、当該在宅就業支援団体に対して、必要に応じて助言・援助を求めるなど、適宜連携を図ること。</p>
<p>(3) 一般就労移行等促進</p> <p>ア 目的</p> <p>一般就労への移行及びその後のフォローアップ等を含めた支援を実施することにより、一般就労及び就労定着について、さらなる促進を図ることを目的とする。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>(ア) 障害者一般就労・定着促進支援</p> <p>就労移行支援事業者等が、既に就労している障害者に対して、勤務終了後に自主交流会を実施するなど、就労定着に資する支援を実施する。</p> <p>(イ) 職場見学促進</p> <p>就労移行支援事業者等が、当該事業所利用者及びその家族等に対して、障害者が雇用されている企業見学を実施する。</p> <p>(ウ) 離職・再チャレンジ支援助成</p> <p>就労移行支援事業者等が、以下の支援等を本人・親・事業所に実施した場合に助成する。</p> <p>ア 離職の危機を迎えている者について、状況確認をし、課題整理の上で、企業内での環境改善及び本人の復職に</p>	

<p><u>向けた調整</u></p> <p>b やむを得ず離職した者に就労・訓練の機会提供などにかかる支援</p> <p>c 企業で働いている障害者のうちで、生活面等の支援が必要となるものの、支援機関に届いていない者を早期発見するための取組や、その直面する課題に対して適切な支援機関につなぐなどの支援</p> <p>※ 各支援等においては、地域の障害者就業・生活支援センター等と協力すること。</p>	<p>(4) 障害者就業・生活支援センター体制強化</p> <p>ア 目的</p> <p>障害者就業・生活支援センターの体制強化を図るため、必置職員を配置するための経費について、地域の実情に応じて、柔軟に実施できることを目的とする。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>障害者就業・生活支援センターの体制強化を図るため、必置職員を配置するための経費（例えば支援体制強化のための非常勤職員の配置等にかかる経費）について助成する。</p>	<p>(5) その他就業・就労支援</p> <p>上記(1)から(4)のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。</p>	<p><u>【重度障害者に係る市町村特別支援】</u></p> <p>(別記20)</p> <p>特別支援事業 (略)</p>	<p>(4) 重度障害者に係る市町村特別支援事業</p> <p>(別記12)</p> <p>特別支援事業 (略)</p>	<p>別 紙 2</p> <p>廃止通知一覧</p>
---	--	--	---	--	----------------------------

1～16 (略)	1～16 (略)
17 平成11年4月1日障企第29号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「要約筆記奉仕員の養成カリキュラム等について」	

地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況(平成24年度)

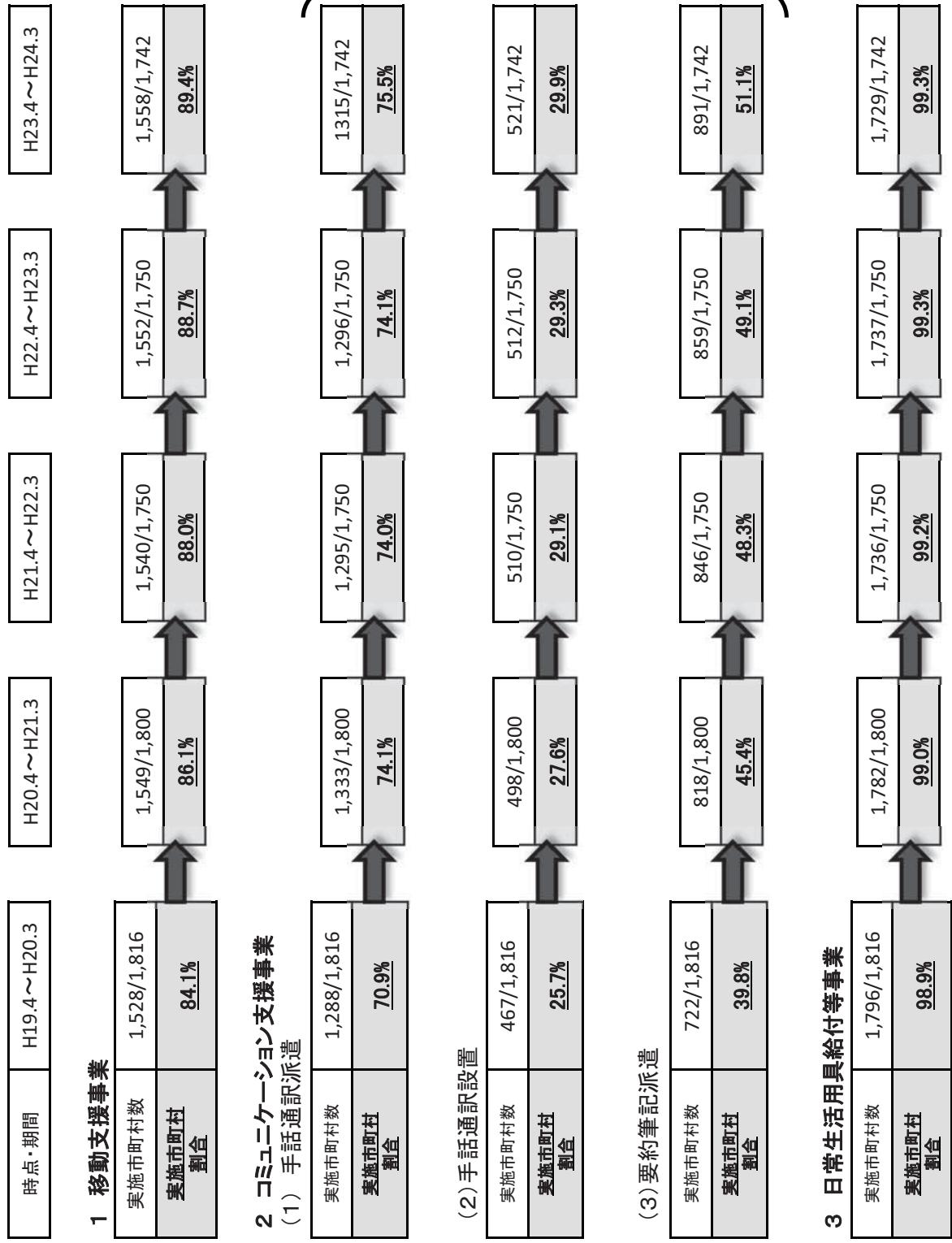


※1 各自治体からの報告に基づき厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において集計したもの。

※2 数値は市町村数。

※3 広域連合(高知県 5市町村)は1市町村としてカウントしている。

地域生活支援事業（必須事業のうち3事業）の実施状況

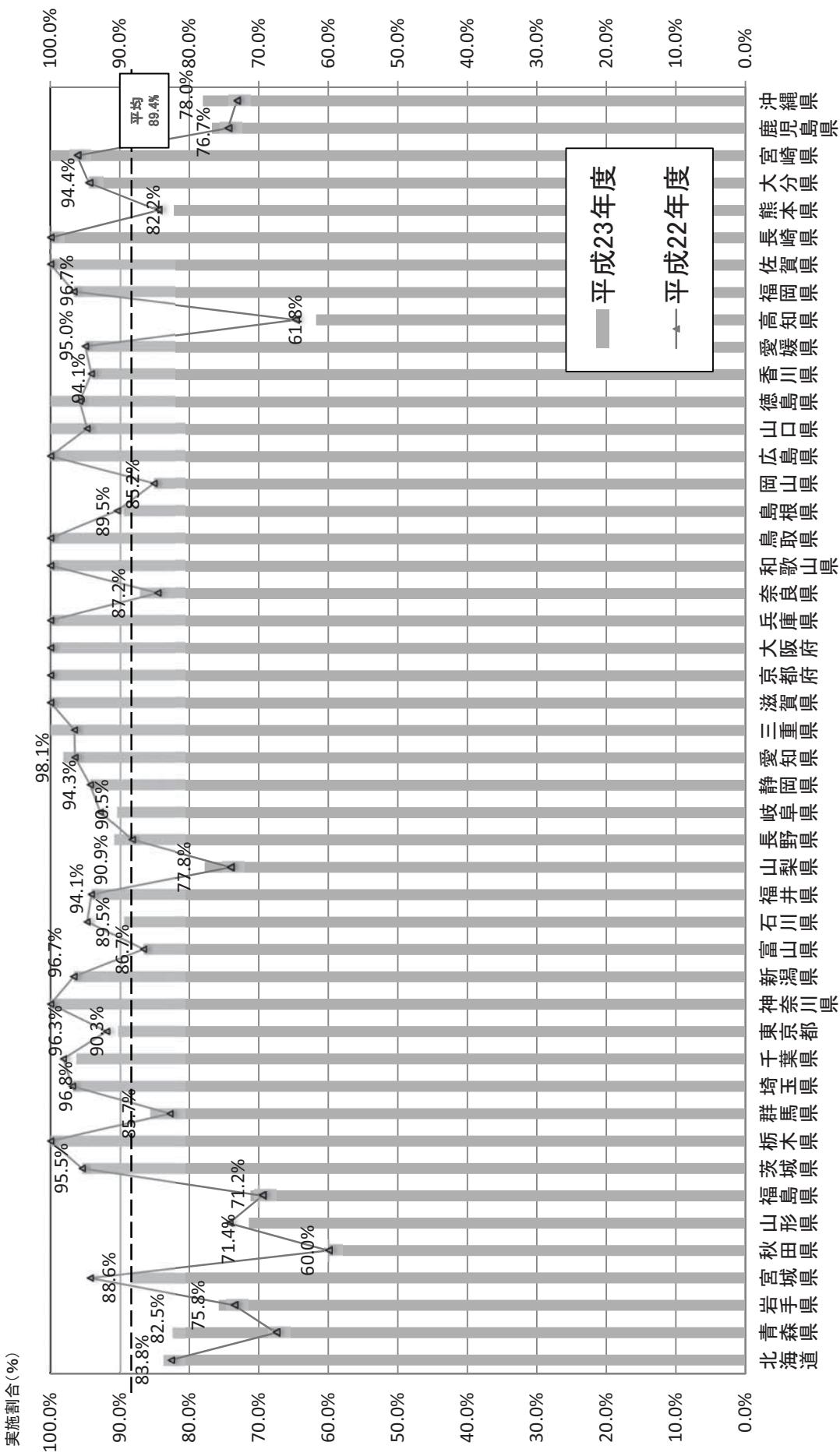


(資料1-3)

各期間の実施割合算定のための分母となる全国市町村数は、それぞれ各期間の末日における全国市町村数である。
※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

移動支援事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
○ 全体では1,558市町村／1,742市町村（H24.3.31現在）で実施割合は89.4%である。

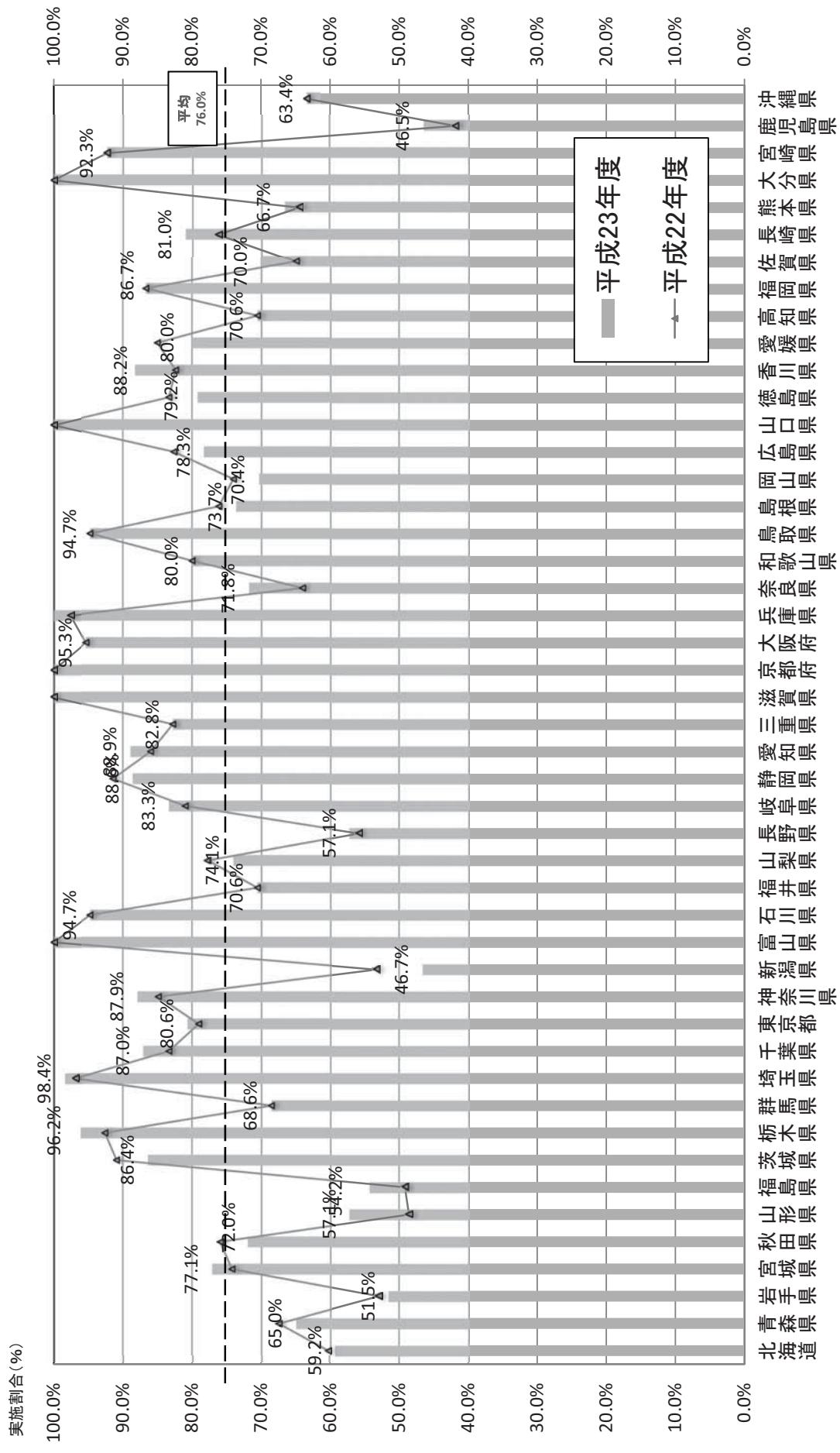


(資料1-4)

※数値は平成23年度値。
※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したものの。

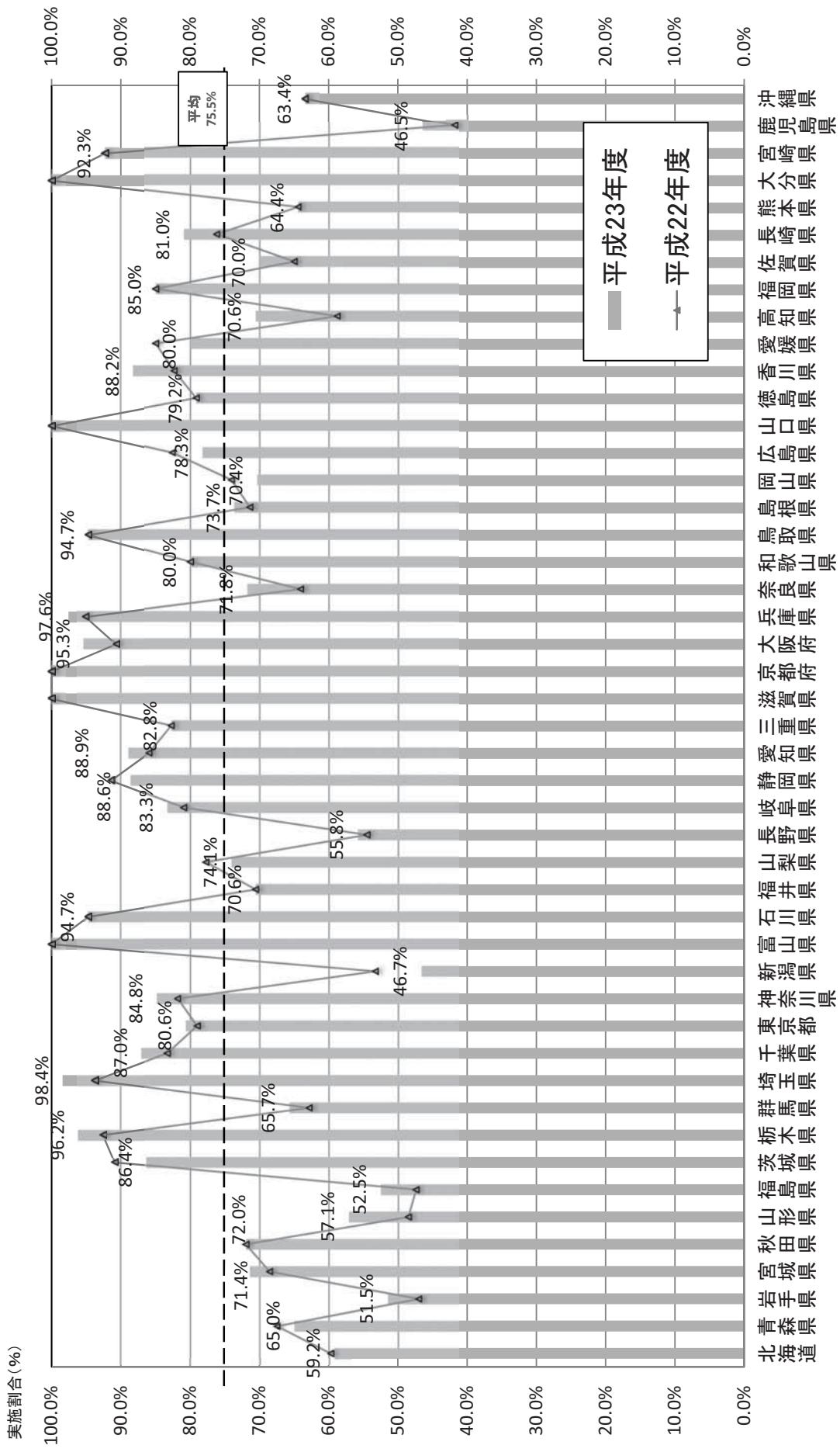
コミュニケーション支援事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,324市町村／1,742市町村(H24.3.31現在)で実施割合は76.0%である。



（内訳1） 手話通訳者派遣事業の実施状況【都道府県別】

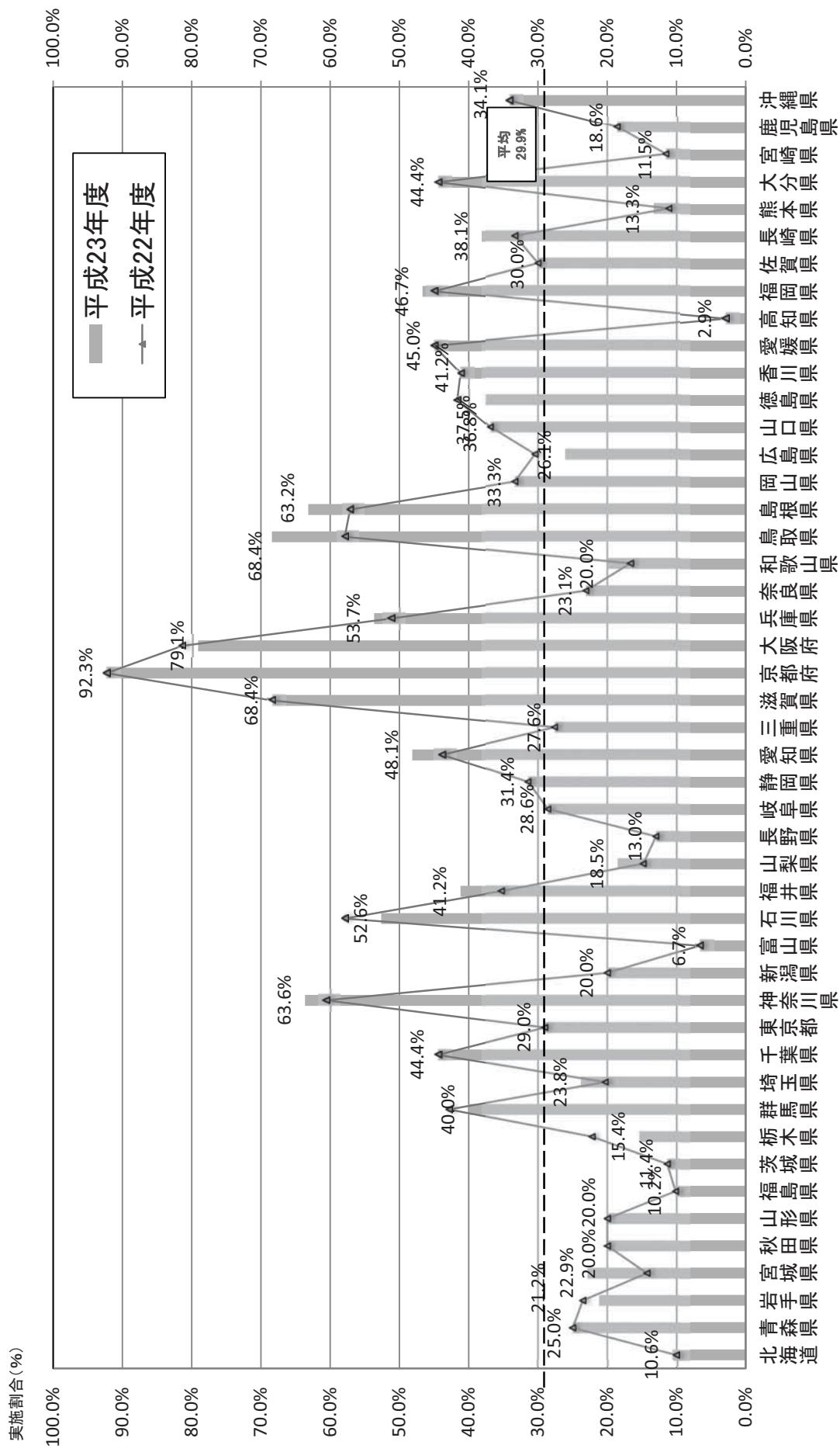
- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
○ 全体では1,315市町村／1,742市町村（H24.3.31現在）で実施割合は75.5%である。



※数値は平成23年度値。
※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

(内訳2) 手話通訳者設置事業の実施状況【都道府県別】

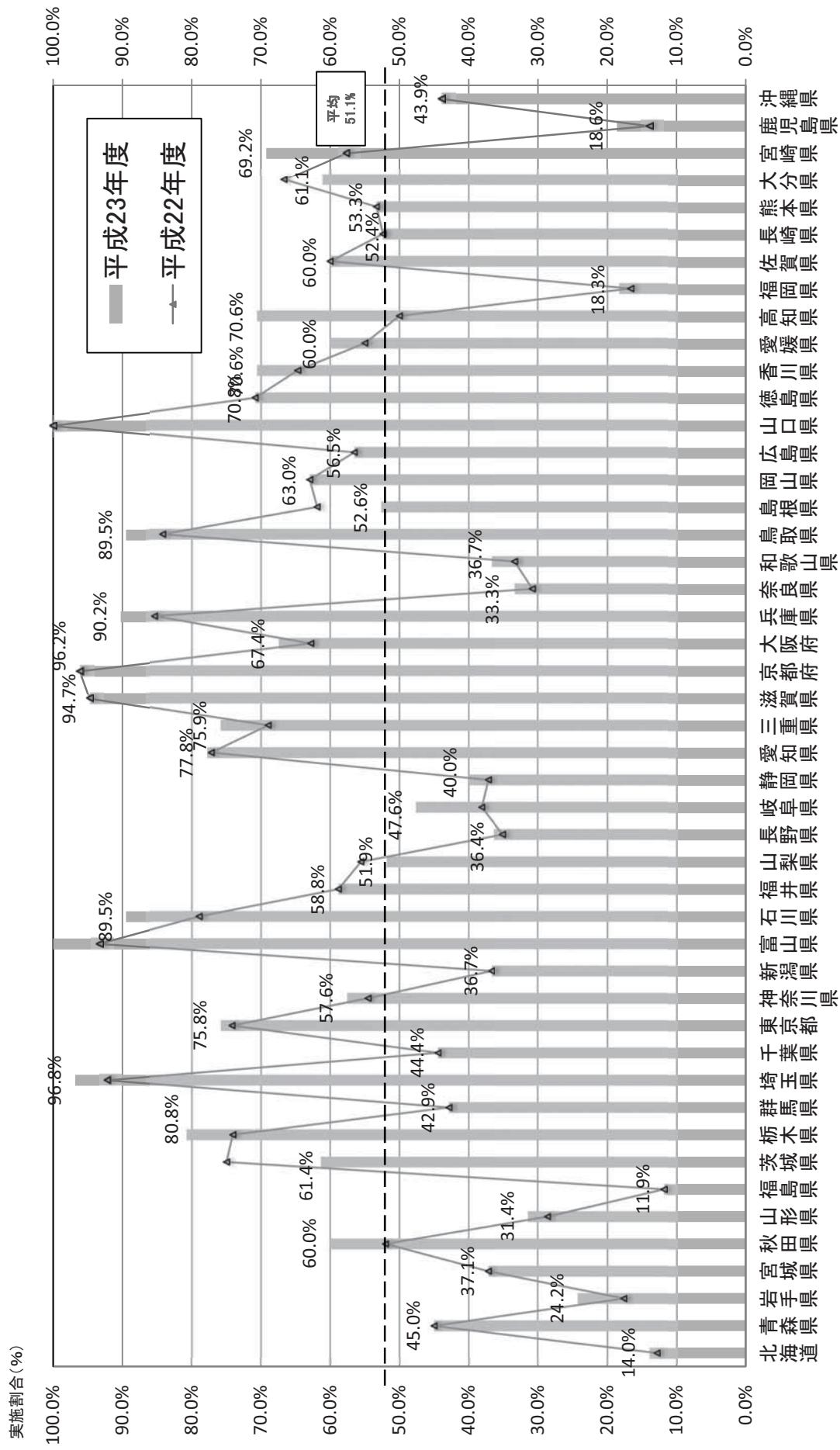
- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では521市町村／1,742市町村(H24.3.31現在)で実施割合は29.9%である。



※数値は平成23年度値。
※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

(内訳3) 要約筆記者派遣事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では891市町村／1,742市町村(H24.3.31現在)で実施割合は51.1%である。

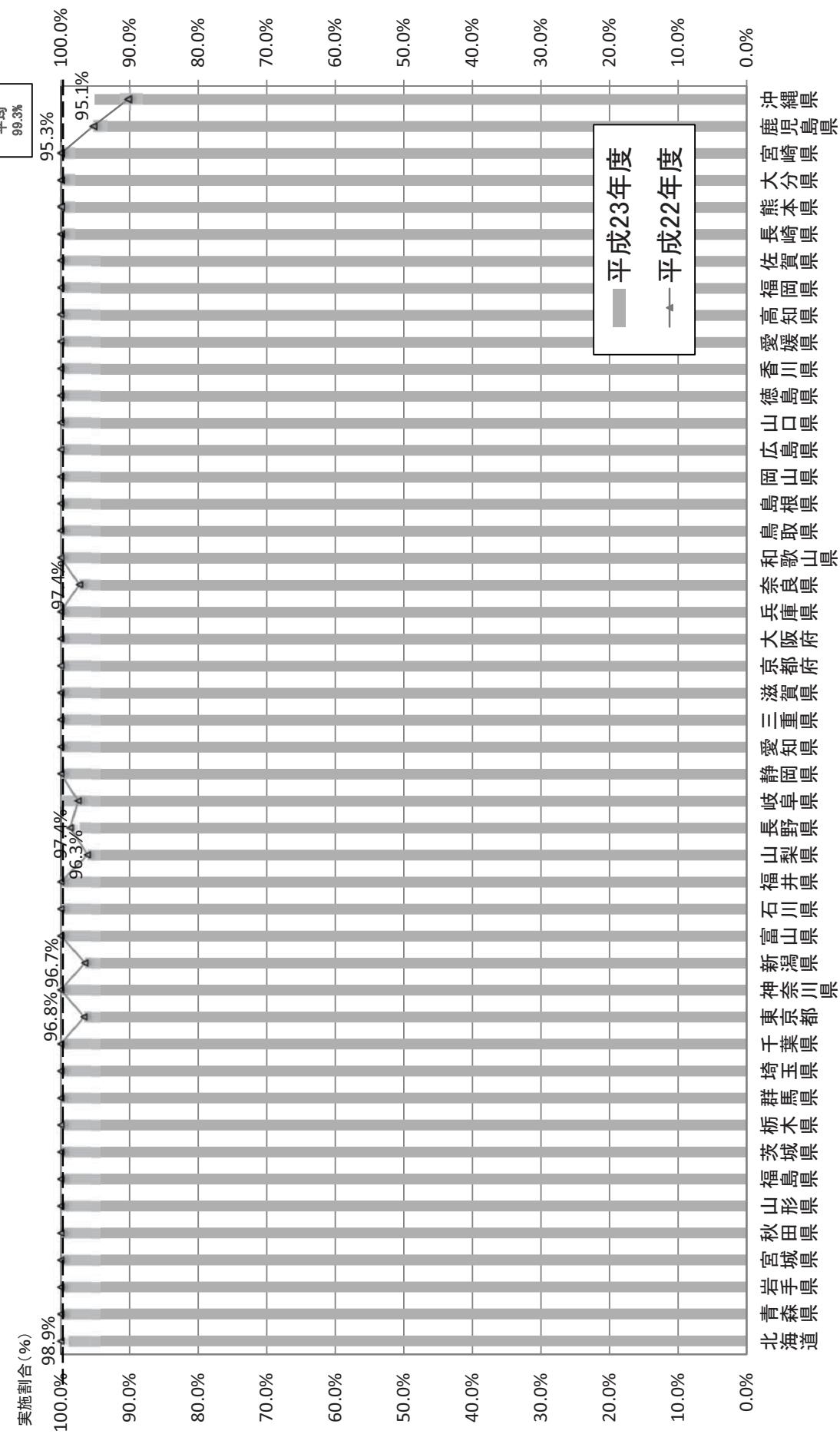


※数値は平成23年度値。

※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

日常生活用具給付等事業の実施状況【都道府県別】

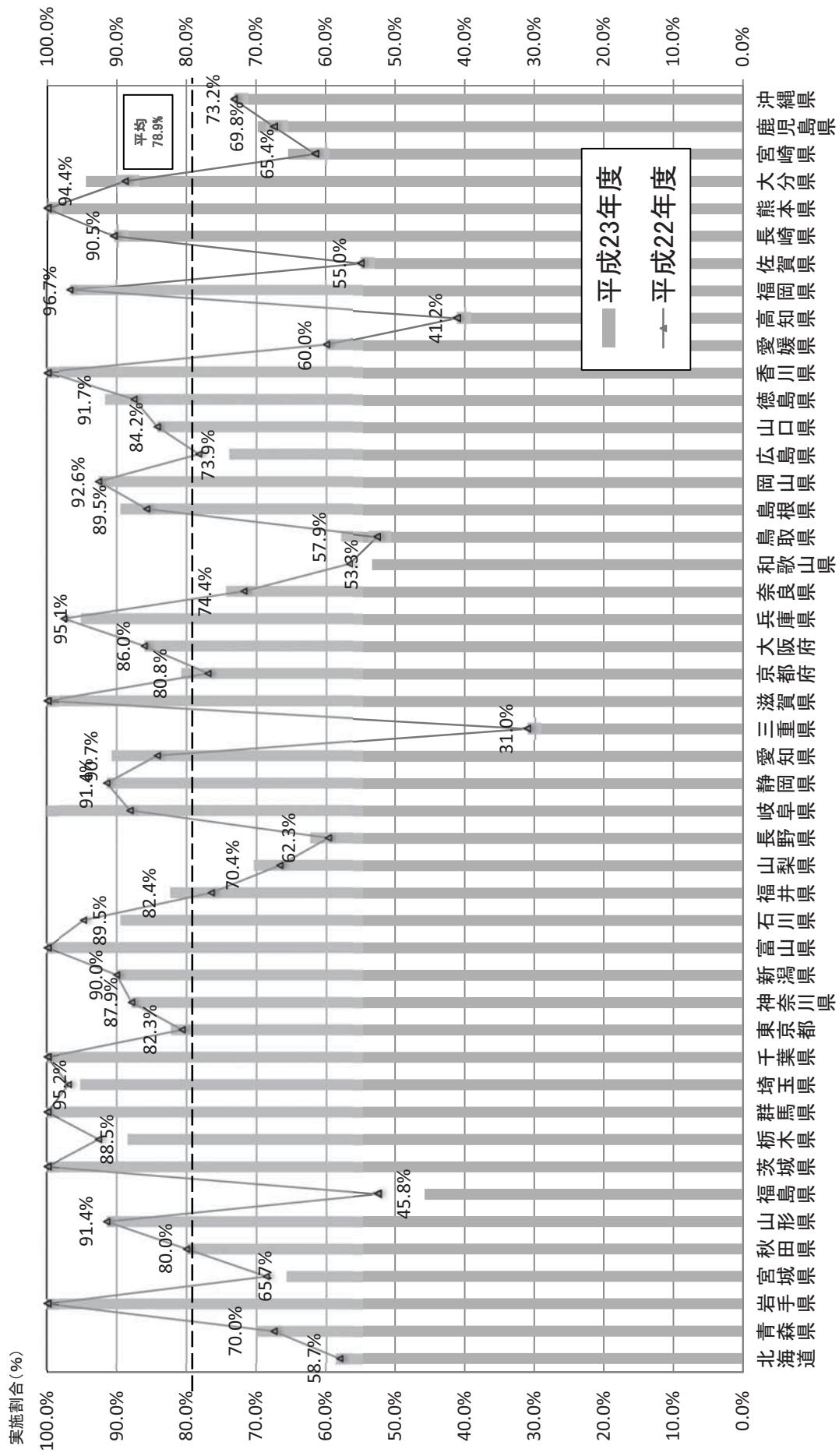
- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
○ 全体では1,729市町村／1,742市町村（H24.3.31現在）で実施割合は99.3%である。



※数値は平成23年度値。
※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,375市町村／1,742市町村(H24.3.31現在)で実施割合は78.9%である。



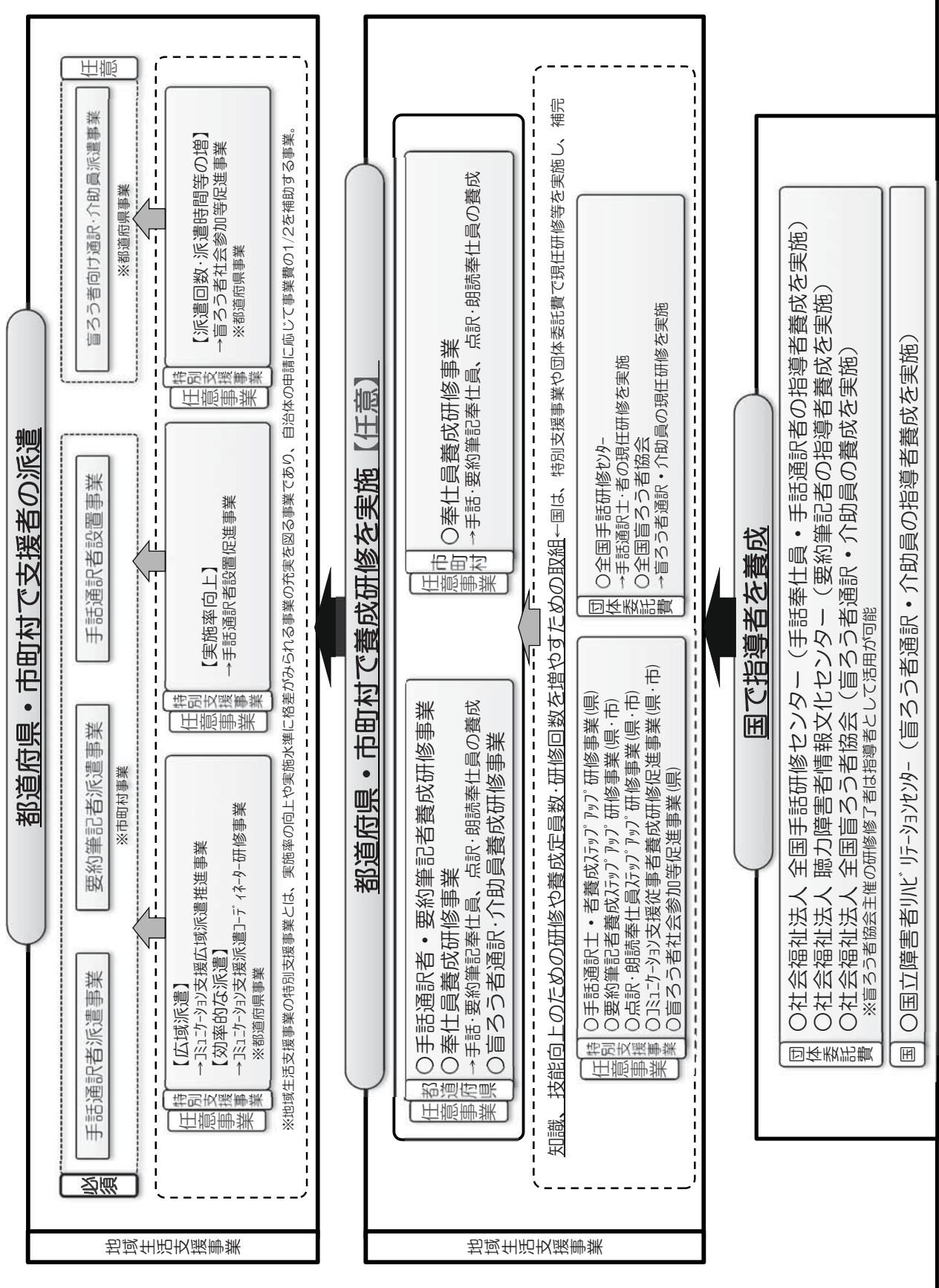
※数値は平成23年度値。

※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

意思疎通支援の強化について

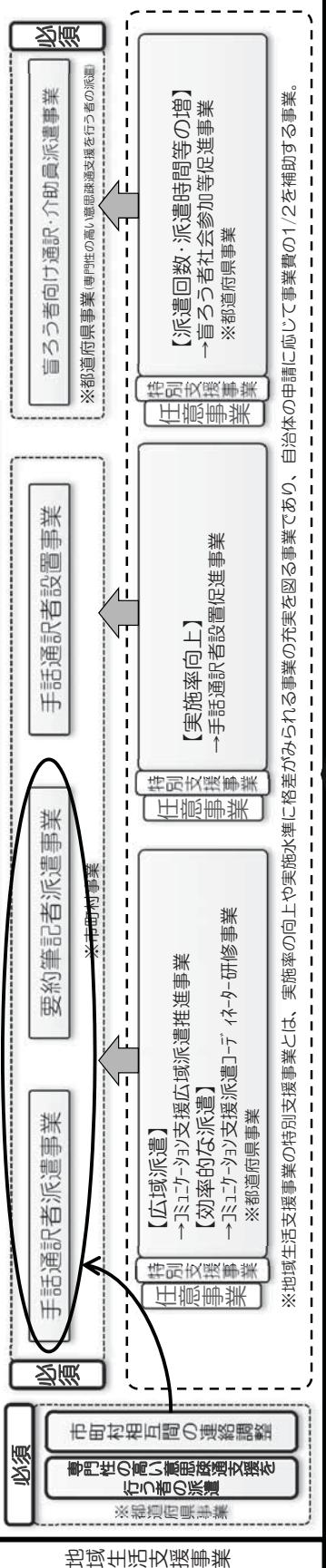
- 手話通訳等を行う者の派遣又は養成を行う事業については、広域的な派遣の実施が難しいなどの課題があつたため、障害者総合支援法の地域生活支援事業では、市町村と都道府県の役割分担を明確にするなど意思疎通支援の強化を図ることとしている。
- 意思疎通支援を行う者の養成については、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、手話奉仕員の養成研修を追加するとともに、都道府県の必須事業として、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修を追加している。
- また、意思疎通支援を行う者の派遣については、都道府県の必須事業として、専門性の高い分野などで市町村が派遣できない場合などへの派遣、市町村域を越えた派遣が市町村において円滑に実施できるよう派遣に係る市町村間の連絡調整を行うことを追加している。

障害者自立支援法のコミュニケーション支援(概要)

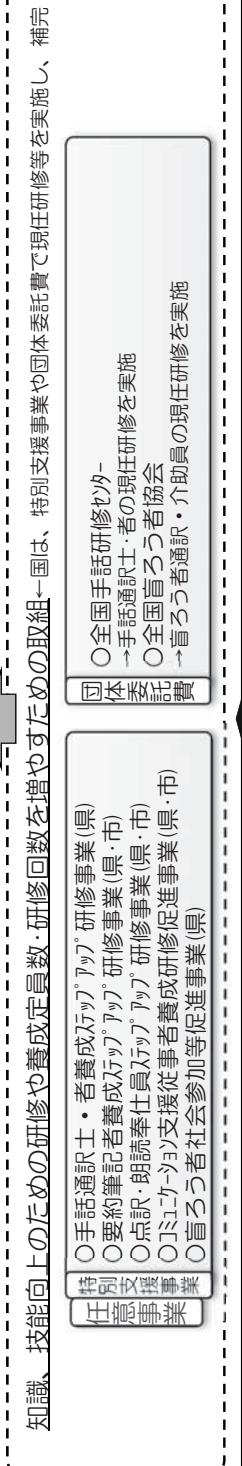


障害者総合支援法の意思疎通支援(概要)(平成25年4月1日~)

都道府県・市町村で支援者の派遣



都道府県・市町村で養成研修を実施【必須】



国で指導者を養成



地域生活支援事業の意思疎通支援の内容

※地域生活支援事業の必須事業として実施するものを整理している。

		手話通訳	要約筆記	触手話及び指点字
養成	市町村 【意思疎通支援を行う者の養成】	手話奉仕員の養成	—	—
	都道府県 【特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成】	手話通訳者の養成	要約筆記者の養成	盲ろう者向け※1 通訳・介助員の養成
設置	市町村 【意思疎通支援を行う者の設置】	手話通訳者の設置 (手話通訳士を含む)	※2	—
	都道府県	—	—	—
派遣	市町村 【意思疎通支援を行う者の派遣】	手話通訳者の派遣 (手話通訳士を含む)	要約筆記者の派遣	—
	都道府県 【特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣】	・複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演、講義等 ・市町村が派遣できない場合 などへの派遣を想定。	要約筆記者の派遣	盲ろう者向け 通訳・介助員の派遣
連絡調整	都道府県 【派遣に係る市町村相互間の連絡調整】	A市在住の者が同都道府県B市(又は他都道府県C市)に出向く場合などにおいて、都道府県が両市間の派遣調整を行うことなどを想定。	—	—

(※1)盲ろう者向け通訳・介助員の養成については、現在、盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラムを検討中であり、年度末までにお示しすることとしている。

(※2)意思疎通支援を行う者の設置については、手話通訳者の設置が望ましいが、要約筆記、手話及び指点字等を行う支援者等の設置についても必要に応じて設置すれば、必須事業を実施したものとして取り扱われる。

(※3)障害者総合支援法の意思疎通支援法については、手話通訳者や要約筆記者の派遣等だけでなく、代筆、代読等の意思疎通支援を行う事業を実施することができます。

難病患者等日常生活用具給付事業と障害者総合支援法の日常生活用具と補装具の関係

(資料1-6)

難病患者等日常生活用具の対象種目	障害者総合支援法上の対応	備考
便器	日常生活用具(自立生活支援用具)	
特殊マット	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	
特殊寝台	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	
特殊尿器	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	
体位変換器	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	
入浴補助用具	日常生活用具(自立生活支援用具)	
車椅子(電動車椅子も含む)	補装具(車椅子、電動車椅子)	
歩行支援用具(手すり、スロープ等)	日常生活用具(自立生活支援用具)	
歩行支援用具(歩行器)	補装具(歩行器)	
電気式たん吸引器	日常生活用具(在宅療養等支援用具)	
意思伝達装置	補装具(重度障害者用意思伝達装置)	
ネブライザー	日常生活用具(在宅療養等支援用具)	
移動用リフト	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	
居宅活動作補助用具	日常生活用具(居宅生活動作補助用具)	
特殊便器	日常生活用具(自立生活支援用具)	
訓練用ベッド	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	障害児のみに限定しない配慮が必要。
自動消火器	日常生活用具(自立生活支援用具)	
動脈血中酸素飽和度測定器(ハルスオキシメーター)	日常生活用具(在宅療養等支援用具)	対象種目とする配慮が必要。
整形靴	補装具(靴型装具)	

難病患者等日常生活用具給付事業の対象種目等

種目	基準額	対象者	性能
便器	4,450円 5,400円 (便器に手すりをつけた場合)	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特殊マット	19,600円	寝たきりの状態にある者	褥創の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊寝台	154,000円	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
特殊尿器	67,000円	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	15,000円	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
入浴補助用具	90,000円	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。
車椅子	70,400円 314,000円 (電動の場合)	下肢が不自由な者	難病患者等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。(歩行機能を電動車椅子によらなければ代行できない者については、電動車椅子も含む。)
歩行支援用具	60,000円	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
電気式たん吸引器	56,400円	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
意思伝達装置	470,000円	言語機能を喪失した者又は言語機能が著しく低下している筋萎縮性側索硬化症等の神経疾患患者であって、コミュニケーション手段として必要があると認められる者	まばたき、筋電センサー等の特殊な入力装置を備え、難病患者等が容易に使用し得るもの。
ネプライザー	36,000円	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
移動用リフト	159,000円	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
居宅生活動作補助用具	200,000円	下肢又は体幹機能に障害のある者	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
特殊便器	151,200円	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。
訓練用ベッド	159,200円	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。
自動消火器	28,700円	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消し得るもの。
動脈血中酸素飽和度測定器(ハルスオキシメーター)	157,500円	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。
整形靴	132,400円	下肢が不自由な者	難病患者等の身体状況を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。

※平成24年度の難病患者等日常生活用具給付事業

21年12月15日
障害保健福祉部
自立支援振興室
地域生活支援係

「地域活動支援センター機能強化事業」の見直しの基本的な考え方について はじめに

昨年度、会計検査院の実地検査において、ある市町村で地域活動支援センター機能強化事業の算定にあたり、基礎的事業と機能強化事業の事業費の算定が不適当とする事案が指摘されました。

そのため、当室より、本年9月の全国会議において各市町村へ自己点検をお願いしたところです。

その際、一部の都道府県から、チェックシートのようなものを提示できないかとする意見が述べられたことから、今回、各市町村における自己点検及びそれに伴う見直し作業にあたっての技術的な助言として以下の考え方の整理をお伝えすることとしたものです。

なお、参考として具体的な会計検査院の指摘の概要についても周知します。

1 地域活動支援センター機能強化事業の基本的な考え方について

○機能強化事業の区分基準

「基礎的事業」と「機能強化事業」の区分については、本来はその機能強化に着目した「実質基準」で判断すべきであるため、その判断の具体的な判断基準を示すこととするが、別途簡易な方法として「形式基準」での判断も可能と考える。

(1) 実質基準と形式基準

① 「実質基準」

当該市町村が補助(委託)事業者へ交付する際に、国の補助金の対象となる事業と独自の事業を区分けしないで交付している場合、事業者の行っている事業の内容によって、基礎的事業と機能強化事業を実質的に判断するもの。

○機能強化事業の実質的な判断の内容

具体的な例としては、

§ 専門的な職員等を配置している場合。

- (例)・対象者の障害特性に応じた特別な支援が必要な場合、その資格を有する職員を加配。
- ・医療福祉分野の社会基盤との連携強化や地域ボランティア育成等のた

めの職員を加配。

§ 基礎的事業以外の事業を行っている場合。

(例)・基礎的事業以外の利用者支援事業

・障害特性に応じて実施する事業

・基礎的事業以外の施設外支援(通院・入院支援、就労支援など)

・家族支援 など

§ 高度な支援を必要とする障害者を受け入れて支援を行っている場合

※ 個別事例について疑義がある場合は、当室へ相談して下さい。

② 「形式基準」

当該市町村が補助(委託)事業者へ交付する際に、国の補助金の対象となる事業と独自の事業を別の要綱に定めるなど、区分けして交付している場合、その区分けによって、基礎的事業と機能強化事業を形式的に判断するもの。

なお、当該市町村が小規模作業所へ補助している場合、地域活動支援センターへの交付額が同規模の作業所へ交付する金額を超えて補助を実施している場合において「機能強化の内容を明確に説明できる場合」、その差額を型式的に機能強化事業と区分けすることも可と考える。

※上記の場合、当然のことながら差額についても合理的な説明を可能としておくことを必要と考える。

(2) 金額算定方法について

実質基準による場合、当該追加経費の内容を明細として準備しておくこと。

形式基準については、同規模の小規模作業所に対する補助額との比較表(差額が算出されるもの)を準備しておくこと。

(補助金の精算時の添付資料とすることについて、別途検討中です)

2 チェックシート(参考例)について

別添の参考資料をご覧下さい。

3 会計検査院指摘事案の概要

昨年度、会計検査院による市町村の実地検査の際に、A市における地域生活支援事業のうち、「地域活動支援センター機能強化事業」の事業費算定について指摘を受けたものです。

(指摘内容)

- ・ A市においては、何ら積算根拠もないまま単純に600万円を地域活動支援センターの事業費から控除した残額を機能強化事業の事業費として計上。
- ・ 600万円については、「国から示された」という理由しか説明されなかつた。
(注)A市は、平成17年12月26日の障害保健福祉関係主管課長会議で示された資料を根拠として提示した。

(処理内容)

会計検査院から指摘を受けた事案は自立支援法施行後に地域活動支援センターへ移行した作業所であったが、従前の補助水準額などを参考に機能強化事業の事業費を算定し直すこととした。

(別添)

見直し後の「チェックシート」の例

現在、お願いしている地域生活支援事業の実施要綱の見直し等にあたって、自己点検用に以下のチェック項目を例示します。見直しの考え方が生かされているか否かの自己点検用にご使用下さい。

【地域活動支援センター機能強化事業の自己点検におけるチェックシート】

《助成額》

- 過去に当室より例示した金額(17年12月の課長会議資料で例示した補助額)を根拠に区分していないか。
- 区分した基礎的事業の額が同一市町村における同規模の小規模作業所への助成額を下回っていないか。
- 従来、小規模作業所として助成していた場合、機能強化事業を基礎的事業(交付税措置)の上乗せではなく、その基礎的事業分を減額し、トータルで小規模作業所と同額又は減額していないか。

《機能強化事業について対外的な説明が可能となっているか》

- 機能強化事業として職員の加配を行う場合、専門的な資格をもつ職員又は機能強化事業を行うための職員を加配しているか。
- 基礎的事業の事業内容が定められているか。
- 機能強化事業の事業内容が定められているか。

《型式要件》(補助要綱等を区分している場合)

- 基礎的事業部分と機能強化事業部分の事業費が明確に区分けされているか。

小規模作業所の新体系への移行状況(推移)

平成24年4月時点では、92.5%の小規模作業所が新体系等へ移行している。

平成18年10月時点

平成20年4月時点

平成21年4月時点

移行状況	か所数	割合	移行状況	か所数	割合	移行状況	か所数	割合
移行	757 か所	12.8%	移行	3,166 か所	53.2%	移行	4,034 か所	68.3%
地域活動支援センター	450 か所	7.6%	地域活動支援センター	1,828 か所	30.7%	地域活動支援センター	2,238 か所	37.9%
個別給付事業	163 か所	2.8%	個別給付事業	1,010 か所	17.0%	個別給付事業	1,417 か所	24.0%
個別給付事業との統合等	144 か所	2.4%	個別給付事業との統合等	328 か所	5.5%	個別給付事業との統合等	379 か所	6.4%
小規模作業所のまま存続	5,150 か所	87.2%	小規模作業所のまま存続	2,783 か所	46.8%	小規模作業所のまま存続	1,870 か所	31.7%



平成23年4月時点

移行状況	か所数	割合	移行状況	か所数	割合	移行状況	か所数	割合
移行	4,451 か所	74.7%	移行	4,891 か所	82.1%	移行	5,464 か所	92.5%
地域活動支援センター	2,417 か所	40.6%	地域活動支援センター	2,525 か所	42.4%	地域活動支援センター	2,712 か所	45.9%
個別給付事業	1,618 か所	27.2%	個別給付事業	1,892 か所	31.8%	個別給付事業	2,206 か所	37.3%
個別給付事業との統合等	416 か所	7.0%	個別給付事業との統合等	474 か所	8.0%	個別給付事業との統合等	546 か所	9.2%
小規模作業所のまま存続	1,505 か所	25.3%	小規模作業所のまま存続	1,067 か所	17.9%	小規模作業所のまま存続	445 か所	7.5%

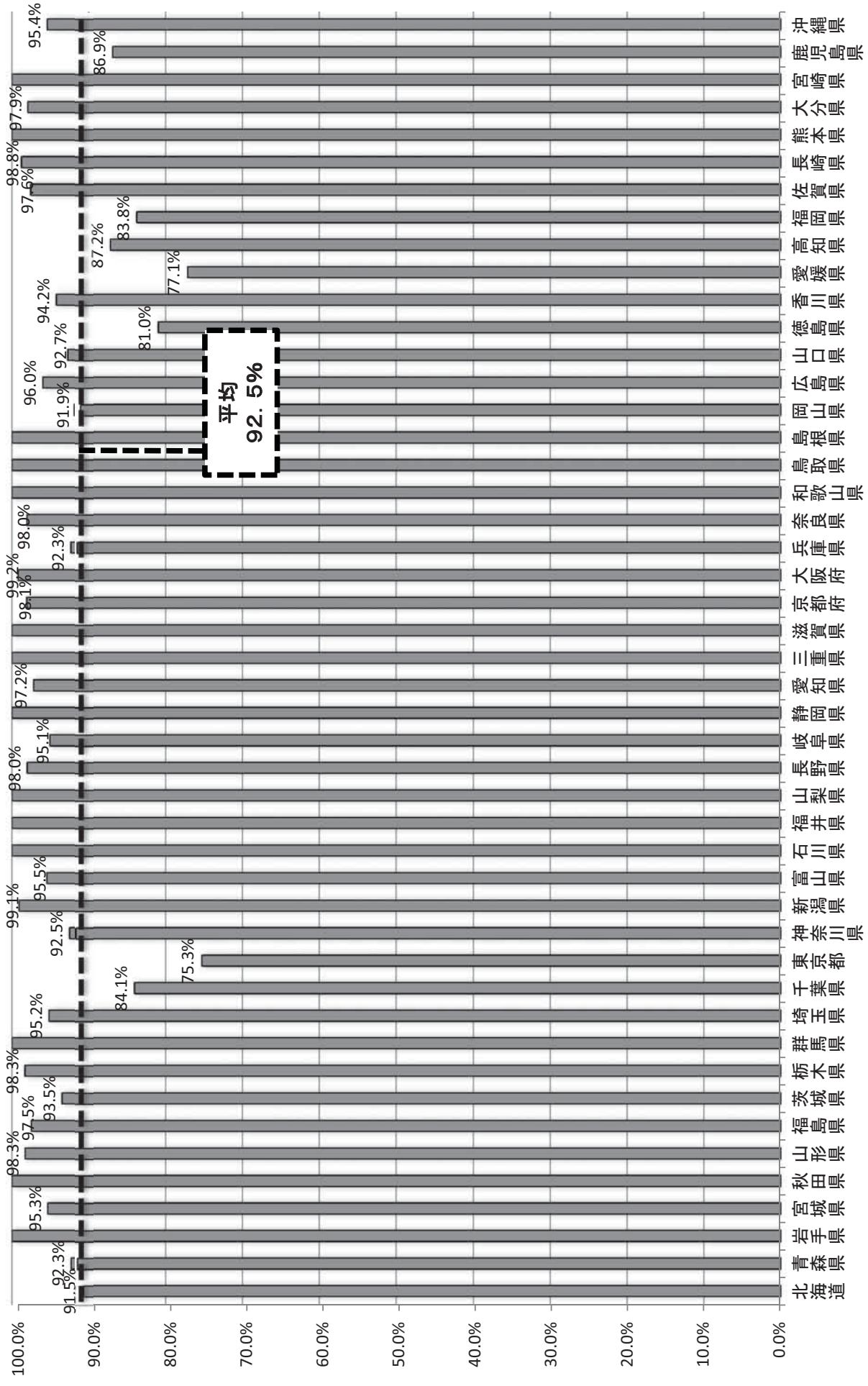


平成24年4月時点

移行状況	か所数	割合
移行	4,034 か所	68.3%
地域活動支援センター	2,238 か所	37.9%
個別給付事業	1,417 か所	24.0%
個別給付事業との統合等	379 か所	6.4%
小規模作業所のまま存続	1,870 か所	31.7%



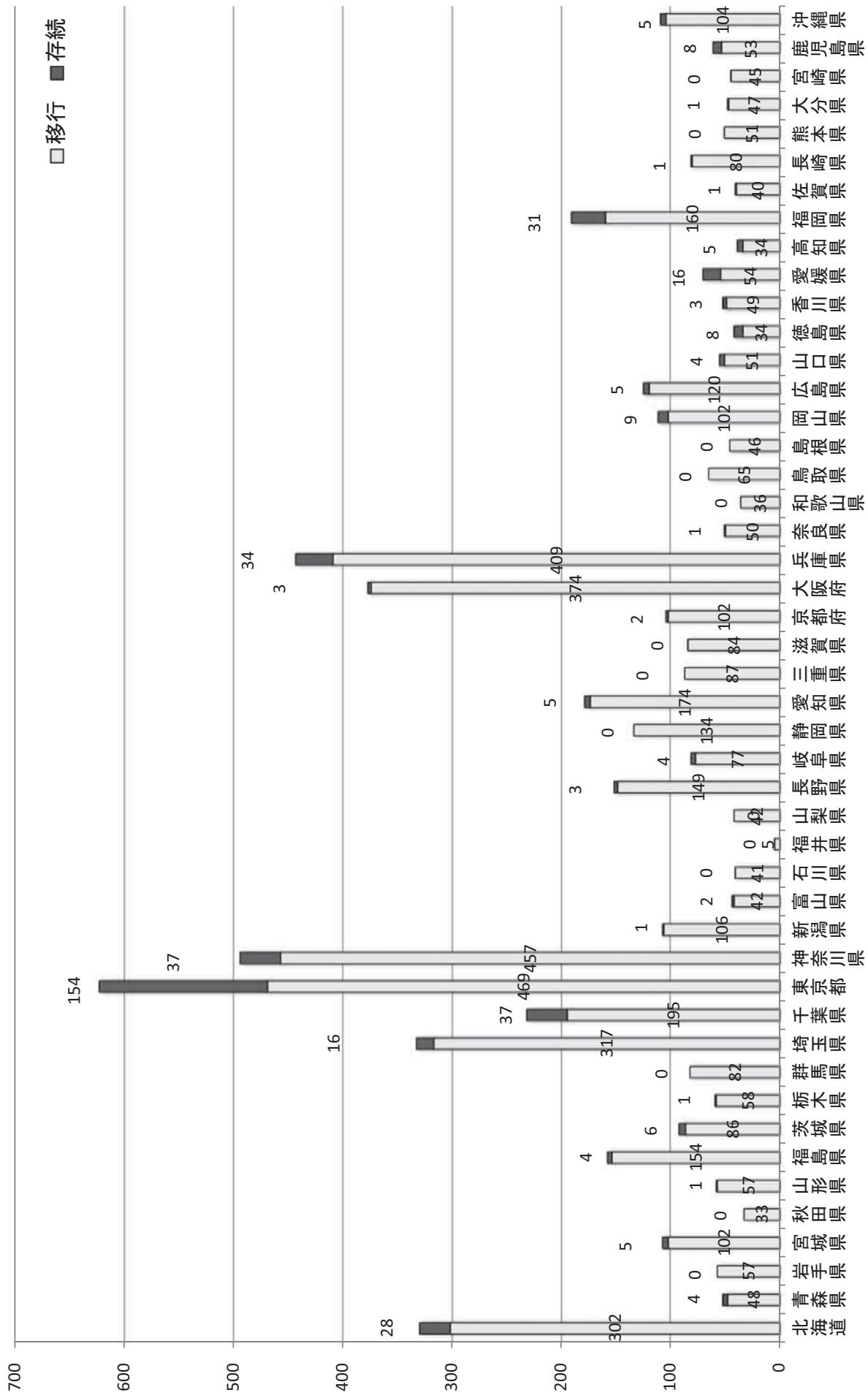
小規模作業所の新体系等への移行状況(都道府県別:移行率)平成24年4月時点



自治体からの報告に基づき、自立支援振興室において集計したもの。

小規模事業所の新体系への移行状況(都道府県別:か所数)平成24年4月時点

□ 存続



自治体からの報告に基づき、自立支援振興室において集計したもの。

聴覚障害者情報提供施設 設置状況

(平成24年12月末日現在)

都道府県（市）	設置	設置予定	都道府県（市）	設置	設置予定
北海道			広島県		
青森県	○		山口県	○	
岩手県	○		徳島県	○	
宮城県			香川県	○	
秋田県			愛媛県	○	
山形県			高知県	○	
福島県			福岡県	○	
茨城県	○		佐賀県		平成25年度以降
栃木県	○		長崎県	○	
群馬県	○		熊本県	○	
埼玉県	○		大分県	○	
千葉県	○		宮崎県	○	
東京都	○		鹿児島県	○	
神奈川県	○		沖縄県	○	
新潟県	○		札幌市	○	
富山県	○		仙台市		
石川県	○		さいたま市		
福井県			千葉市		
山梨県	○		横浜市	○	
長野県	○		川崎市	○	
岐阜県	○		相模原市		
静岡県	○		新潟市		
愛知県			静岡市		
三重県	○		浜松市		
滋賀県	○		名古屋市	○	
京都府			京都市	○	
大阪府	○		大阪市		
兵庫県	○		堺市	○	
奈良県	○		神戸市		
和歌山県	○		岡山市		
鳥取県			広島市		
島根県	○(2箇所)		北九州市	○	
岡山県	○		福岡市		
			計	44	

※「設置」の内容は、身体障害者保護費負担金の交付状況等に基づくものである。

※「設置予定」は、平成19年12月に障害者施策推進本部にて決定された「重点施策実施5か年計画」に基づいて、平成24年度までの設置予定を確認したものである。

視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要

「サピエ」は、視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字、デイジーデータ（音声を利用したデータ）をはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報などの情報を提供するネットワークです。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っています。

○サピエ図書館

「サピエ図書館」は、全国の会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース（約47万件）として広く活用されています。

また、13万タイトルの点字データを保有し、3万タイトルのデイジーデータのダウンロードやストリーミングができ、個人会員はこの点字・デイジーデータを全国どこからでも、あるいは海外にいてもダウンロードが可能です。読みたい本を自由に選べ、直接入手できますので視覚障害者等の読書の自由が広がりました。

○地域・生活情報

図書データだけでなく地域に密着した種々の情報も提供します。地元の情報だけでなく、全国から地域やジャンルを選ぶことができ、居ながらにして全国各地の情報が得られます。

施設・団体は、地元の自治体、企業やボランティアの協力を得て、視覚障害者等への地域の情報発信源として、情報提供の幅を広げることができます。

○ポータルサイト・ゲストページ

お気に入り情報やリンク集など、インターネットの利用がより楽しくなる機能を備えています。どなたでも、サピエ図書館の書誌を検索し、地域情報の見出しをみることができ、インターネットから得た情報を地域の情報提供施設に確認できます。

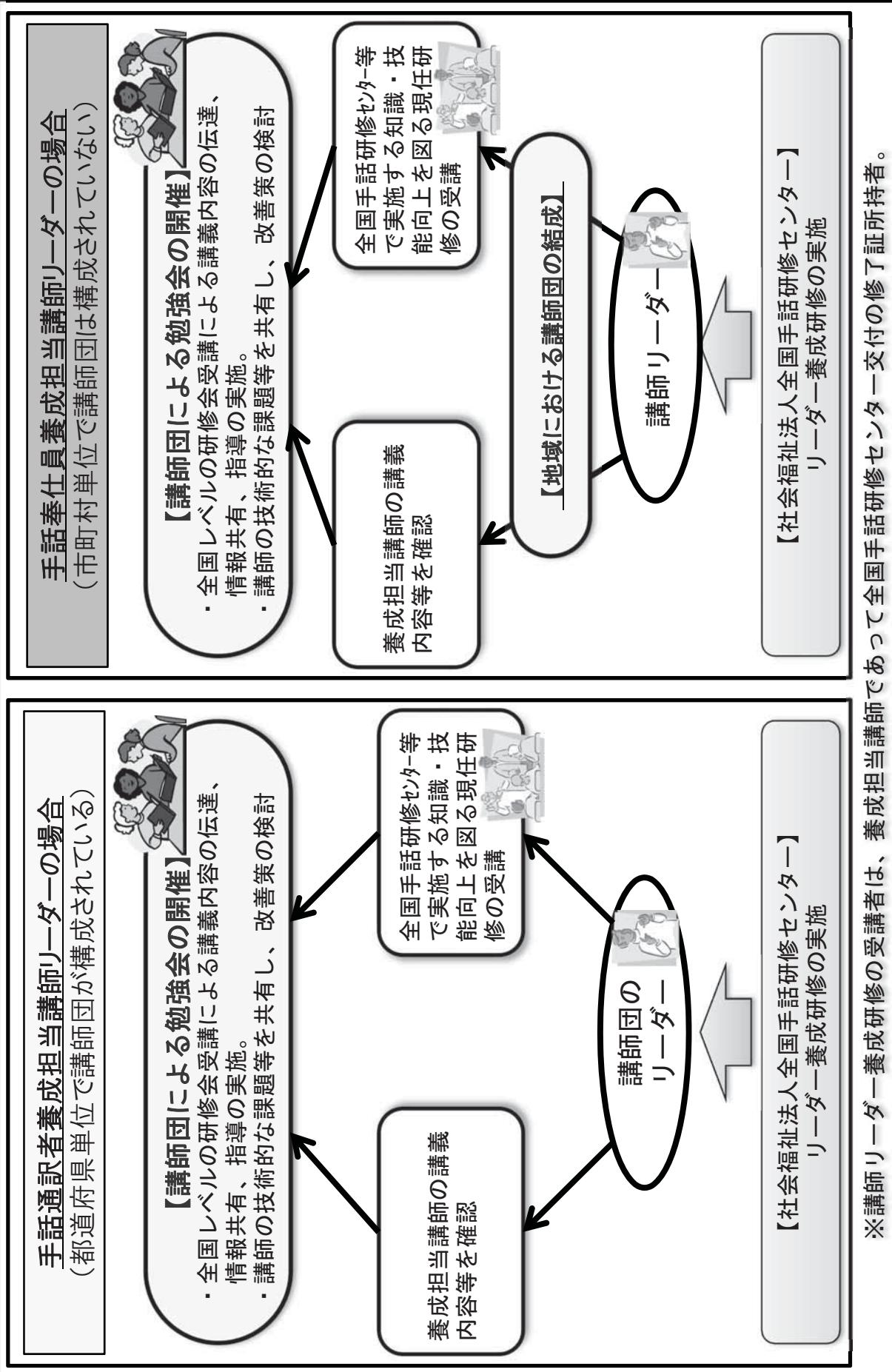
施設・団体に向けては、点字図書・音声図書等の製作の効率化を図るため、インターネットを利用した製作や、製作者同士が連携しやすいシステムを提供し、製作時間の短縮によって会員・地域施設の利用者へのサービス向上を実現します。

「サピエ」は、インターネットを通して、全国の視覚障害者等、ボランティア、情報提供施設・団体をつなぐ「知識」(Sapientia サピエンティア = ラテン語) の広場です。

手話通訳者・手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修事業

(イメージ図)

(篇2-3)



障害者 IT 総合推進事業 都道府県別実施状況（平成24年度実績）

都道府県名	障害者 IT 総合推進事業		備考	都道府県名	障害者 IT 総合推進事業		備考
		障害者 IT センター運営事業				障害者 IT センター運営事業	
北海道	○			滋賀県	○	○	
青森県	○	○		京都府	○	○	
岩手県	○			大阪府	○	○	
宮城県	○	○		兵庫県	○		
秋田県				奈良県	○	○	
山形県	○			和歌山県	○		
福島県	○			鳥取県			県単独事業あり
茨城県	○	○		島根県	○		
栃木県	○			岡山県	○	○	
群馬県	○	○		広島県	○	○	
埼玉県	○	○		山口県	○	○	
千葉県	○	○		徳島県			
東京都	○	○		香川県	○		
神奈川県	○	○		愛媛県	○		
新潟県			地域生活支援事業の生活訓練等事業で視覚障害者向けPC教室実施	高知県	○		
富山県	○			福岡県	○		
石川県	○	○		佐賀県	○	○	
福井県	○	○		長崎県	○		
山梨県	○	○		熊本県			
長野県	○	○		大分県	○		
岐阜県	○	○		宮崎県			
静岡県	○	○		鹿児島県	○	○	
愛知県	○	○		沖縄県			地域生活支援事業の社会参加促進事業で視覚障害者向けPC教室事業実施
三重県	○	○		計	40	25	

避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求める。
・視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。



視覚障害

安否の確認
被災地域の要援護者を確認

・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。

ニーズの把握
障害特性に応じた支援内容

・障害の程度(全盲・弱視など)や情報取得方法(点字・音声・拡大文字など)等を確認し、必要な支援を把握する。

関係者との連携
避難所等における活動

・行政、視覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

避難所の説明
トイレや風呂、配給場所など

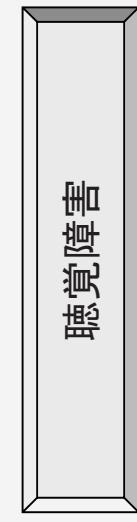
・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

情報の共有
食料・救援物資の配給など

・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。
(悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」など)

機材・物品
共用品・消耗品の手配など

・ラジオ
・テレビ(解説放送)
・乾電池(ラジオなど)
・補聴器用電池



聴覚障害

・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。(「聞こえない人はいませんか?」など)
・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。(「手話できます」「『耳マーク』の活用」など)

・障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方法(手話・文字・補聴器など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。
(悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」など)

・テレビ(字幕・手話放送)
・ホワイトボード(設置型、携帯型)
・補聴器用電池

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について
(平成23年度末現在)

都道府県	派遣対象 盲ろう者数	通訳・介助員数	介助員に対する 手当額	利用時間の上限
1 北海道	5	40	1,000円/時	有(240時間/年)
2 青森県	2	13	2,500円/時	有(6時間/日)
3 岩手県	11	125	1,530円/時	無
4 宮城県	12	49	1,000円/時	有(240時間/年)
5 秋田県	9	22	1,000円/時	有(240時間/年)
6 山形県	9	40	1,500円/時	無
7 福島県	12	102	1,600円/時	有(240時間/年、 10時間/回)
8 茨城県	5	34	1,670円/時	有(8時間/日)
9 栃木県	12	176	1,500円/時	有(240時間/年)
10 群馬県	12	66	1,660円/時 1,830円/時(早朝等)	有(240時間/年)
11 埼玉県	39	103	1,470円/時	有(400時間/年)
12 千葉県	25	131	1,660円/時	有(240時間/年)
13 東京都	105	428	1,500円/時	有 <small>※予算の範囲内で委託団体が上限設定。</small>
14 神奈川県	50	309	1,550円/時(8時~18時) 1,930円/時(上記以外)	無
15 新潟県	23	105	1,300円/時	有(240時間/年)
16 富山県	2	30	1,320円/時	無
17 石川県	10	83	1,500円/時	無
18 福井県	14	23	1,670円/時	有(240時間/年)
19 山梨県	7	32	1,500円/時	有(8時間/日)
20 長野県	5	25	1,530円/時	有 <small>※予算の範囲内で</small>
21 岐阜県	12	90	1,300円/時	有(240時間/年)
22 静岡県	33	166	1,530円/時	無
23 愛知県	29	97	1,350円/時	有(600時間/年)
24 三重県	10	58	1,500円/時	有(240時間/年)
25 滋賀県	21	100	1,470円/時	無
26 京都府	28	251	1,500円/時	無
27 大阪府	100	246	1,100円/時	有(750時間/年)
28 兵庫県	41	165	1,190円/時	無
29 奈良県	12	35	700円/時	有(240時間/年)
30 和歌山县	18	71	2,100円/時	有(240時間/年)
31 鳥取県	7	86	2,500円/時	有(240時間/年)
32 島根県	19	97	1,670円/時	有(240時間/年)
33 岡山県	8	93	1,500円/時	有(8時間/回)
34 広島県	25	184	1,700円/時	有(240時間/年)
35 山口県	18	110	1,240円/時	有(200時間/年)
36 徳島県	9	39	1,500円/時	有(240時間/年)
37 香川県	8	108	800円/時	有(216時間/年)
38 愛媛県	14	103	1,400円/時	有(240時間/年)
39 高知県	5	29	1,670円/時	無
40 福岡県	23	55	1,200円/時	有(8時間/日)
41 佐賀県	4	18	2,000円/4時間	有 <small>(買物や趣味での派遣は概ね2回/月)</small>
42 長崎県	27	155	4,000円/回	無
43 熊本県	18	57	1,530円/時	無
44 大分県	7	30	1,530円/時	有(240時間/年)
45 宮崎県	8	14	1,600円/時	有(8時間/日)
46 鹿児島県	10	23	1,510円/時	有(200時間/年)
47 沖縄県	18	86	1,540円/時	有(240時間/年)

901 4502

※和歌山县は特別支援事業の「盲ろう者社会参加等促進事業」により実施。
(出典) 平成23年度地域生活支援事業費補助金実績報告

盲ろう者のための支援マニュアル（概要）

(平成24年4月国立障害者リハビリテーションセンター／社会福祉法人全国盲ろう者協会作成の「盲ろう者のための支援マニュアル」を参考に作成)

1. 盲ろうについて

① 盲ろう者

- 盲ろう者は、「視覚と聴覚の両方に障害を併せもつ人」のこととで、その数は全国で2万3千人程度と推計されている。(障害者22,000人、障害児1,200人)(平成18年身体障害児・者実態調査結果)

② 盲ろう者の障害状態・程度による分類

- 全く見えず、聴こえない状態【全盲ろう】
- 見えにくく(視覚活用可能)、聴こえない状態【弱視ろう】
- 全く見えず、聞こえにくく(聴覚活用可能)状態【直難聴】
- 見えにくく、聞こえにくく状態【弱視難聴】



③ 盲ろうによる経緯による分類と支援の方向性

- 盲(視覚障害)となり、その後聴覚障害が加わった「直ベースの盲ろう」
⇒聴力が残っている場合は補聴器、聴き取りが困難になると点字筆記や指点字で支援。
- ろう(聴覚障害)となり、その後視覚障害が加わった「ろうベースの盲ろう」
⇒障害の状態によって、弱視手話や触手話で支援。

- 先天的、あるいは乳幼児期に視覚と聴覚を発症する「先天盲ろう(早期盲ろう)」
⇒身振りによるサインや実物を使ったサインで支援。
先天盲ろうの場合、知的障害や運動障害など他の障害を併せもつ者が86%以上に上る。
- 成人期以後に視覚と聴覚の障害を発症する「中途盲ろう(後期盲ろう)」
⇒手書き文字による支援。



2. 盲ろう者のコミュニケーション手段

- 盲ろう者が使用するコミュニケーション方法は障害の状態や、盲ろうになるまでの経緯により異なる。視覚と聴覚の活用が難しい盲ろう者は、「手で触れる」「手に書く」など、少し見える人は筆談や手話、少し聽こえる人は補聴器などを使用して音声でコミュニケーションをとる。

使用する感覚	手話をもとに			指文字をもとに			点字をもとに			文字をもとに			音声をもとに		
	触手話			日本語式指文字			ローマ字式指文字			指点字			手書き文字		
	見る	弱視手話											(筆談/要約筆記)		
聞く													音声		

コミュニケーション方法	状態別	経緯別	長所・配慮・点等	コミュニケーション方法獲得の難易度
触手話	全盲ろう	ろうべース	習熟すれば比較的スピーディに情報が得られる。 ある一つの手話を表現は、複数の意味を持つため、指文字・手書き文字等で表現を補足する必要がある。	手話使用者ならば習得は比較的早い。そうでなければ導入にはかなりの時間を要する。
弱視手話	弱視ろう	ろうべース	習熟すれば比較的スピーディに情報が得られる。 視野や視力に応じて手話を表現の空間的なスベース・スパンを調整する必要がある。 ある一つの手話を表現は、複数の意味を持つため、指文字・手書き文字・筆談等で表現を補足する必要がある。	手話使用者ならば学習の必要はない。手話経験がなければ習得にかなりの時間が必要。
日本語式指文字	全盲ろう 弱視ろう 弱視難聴	ろうべース	触手話・弱視手話の補助手段として使われることが多い。 一文字ずつ手指を動かし表すため、習熟しても比較的伝達に時間がかかる。 視力の状況によっては、指の本数を見分けるための配慮が必要。	手話使用者ならば、既に習得している可能性が高い。習得していない場合、50音を覚えればよいため、比較的簡単に習得できる。
ローマ字式指文字	全盲ろう	先天盲ろう	日本語式指文字と点字の構成には関連性が多く、話し言葉、書き言葉の関連付けが容易なことから、先天性全盲ろう児の教育に用いられるケースがある。 日本語式指文字に比べ覚えなければならない形が少ない。(約20種)	先天性全盲ろう児が概念を学習することとあわせて用いられる。
点字筆記	全盲ろう	中途盲ろう	一文字ずつ手指を動かし表すため、比較的伝達に時間がかかる。 習熟すれば比較的スピーディに情報を得られる。 記録として残るので、後で読み返すことができる。	点字触読習熟者ならば、学習の必要はない。習熟していない場合は、かなりの時間を要する。
手書き文字	全盲ろう	中途盲ろう	学習をせずに話者が盲ろう者に発信することができます。 先天盲の盲ろう者などと除けば、学習をせずに受信できる。	習得は容易だが、受信速度の向上のためには、慣れが必要。
文字	弱視ろう 弱視難聴	ろうべース 盲べース 中途盲ろう	学習をせずに話者が盲ろう者に発信することができます。 見え方による文字の大きさ、太さ、間隔等を話者に配慮してもらう必要がある。 筆記具だと比較的伝達速度に限界がある。他と比較して極めて遅い。	特に学習の必要はない。
音声	盲難聴 弱視難聴	盲べース 中途盲ろう	学習をせずに話者が盲ろう者に発信することができます。 見え方による文字の大きさ、太さ、間隔等を話者に配慮してもらう必要がある。 筆記用具、パソコン等の携帯が必要。	特に学習の必要はない。

3. 盲ろう者の地域生活とその支援の現状

① 盲ろう者の地域支援の現状

- 平成3年に社会福祉法人全国盲ろう者協会が発足し、通訳・介助員の養成と派遣事業が全国規模で開始。「盲ろう者交友の会」等の盲ろう者地域団体の結成が進められ、現在44の都道府県に盲ろう者地域団体が設立されている。
- 平成12年から国の補助事業による各都道府県及び指定都市の「盲ろう者向け通訳・介助員派遣試行事業」が開始。
- 平成21年からは都道府県の地域生活支援事業「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」として全国的に整備された。

② 通訳・介助員の派遣

- 全国的に約4%の盲ろう者しか、通訳・介助員派遣事業を活用し、社会参加を実現できていない。
- 通訳・介助員派遣登録に結びついたとしても、多くの地域では年間利用時間に制限がある。
- 通訳・介助員数が不足していることや派遣範囲に制限がある。

③ 盲ろう者地域団体

- 地域において盲ろう者の支援を行う「盲ろう者交友の会」等の盲ろう者地域団体は、44都道府県に46団体が設立されているが、規模や事業内容は地域によつて差異がある。
- 東京盲ろう者交友の会では、自前の事務所を構え、通訳・介助員の派遣(東京都から受託)と養成研修(東京都から補助)を実施している。

④ 盲ろう者向け以外の障害者支援施設等

- 平成17年の全国盲ろう者協会の実態調査によると、施設で生活している盲ろう者は5%。
- しかしながら、施設内で十分なコミュニケーションができないと孤立した生活を送るようになってしまうことが懸念。
- 盲ろう者の孤立、孤独を防ぐためには、職員や他の利用者の理解を得た上で、通訳・介助員の派遣を認めることが対応が考えられる。

⑤ 社会資源とリハビリテーション

- 社会資源の状況は、盲ろう者が在する地域によって様々であるため、活用できる社会資源の種類やその量的、質的側面について十分に把握した上で盲ろう者支援のあり方を考える必要がある。

4. 盲ろう者の訓練及び支援の流れ

利 用 相 談

- ・訓練に関する盲ろう者本人、ご家族の希望を十分に確認。必要に応じて、通訳の依頼。

アセスメント

- ・見え方及び聴こえ方、有効なコミュニケーション方法の確認やこれまでの生活の様子を確認。体験利用を通してのアセスメントも有効

訓 練 内 容 の 決 定

- ・アセスメントの結果と地域で活用できる社会資源の状況を踏まえ、訓練内容の決定

訓 練 の 実 施

- ・点字(手話)訓練、日常生活訓練、歩行訓練、パソコン訓練等を行う。必要に応じて、通訳・介助員の依頼。

家 支 援

- ・訓練の成果をご家庭でも活かすことができるよう協力依頼。また、ご家族の負担の軽減を図るための支援を行う。

社 会 資 源 の 調 整

- ・生活訓練を通して獲得した技術や地域での活用できる社会資源を踏まえ、訓練終了後の生活に向けた調整を行う。

5. 盲ろう者の生活訓練

利用相談とアセスメント

- ・盲ろう者の意向確認
- ・家族の意向確認
- ・見え方と聴こえ方にについての確認
- ・生活歴及び生活の様子の確認
- ・主なコミュニケーション方法の確認

訓練内容及び訓練方法の決定

- ・通所、訪問による訓練か入所による訓練か検討
- ・心身の状態、生活環境等を勘案し、無理のない訓練内容から開始
- ・地域での社会資源の質と量も踏まえ目標設定を行い段階的に実施
- ・通訳・介助員の利用も検討

生活訓練の実施

- ・コミュニケーション訓練
- ・点字(手話)訓練(保有視覚を活用できるケースでは、訓練の必要はない。)
- ・日常生活訓練
- ・歩行訓練
- ・パソコン訓練
- ・ロビジョン訓練

訓練実施時の留意点と工夫

- ・コミュニケーション
①手段の確認、②訓練時間・回数の設定、③実施内容の説明、④通訳・介助員との打ち合わせ、⑤合図の確認、手話表現の確認、端的な説明、触覚をとりまぜた説明
・訓練環境の整備
①訓練場所の配慮、②支援者の服装への配慮、③訓練時間の調整

6. 通訳・介助員の活用にあたっての留意点

① 通訳・介助員

- 都道府県単位で行われている「通訳・介助員養成講習会」で養成されており、修了者が都道府県ごとに通訳・介助員として登録。
- 盲ろう者の抱える困難(コミュニケーション、情報入手、移動など)を解消する支援を行い、「通訳・介助技術」を用いてその時、その場、その状況に応じて、盲ろう者の不利益にならないよう支援を行う。

② 通訳・介助技術

盲ろう者は、話されている言葉や環境音も聽こえず、目で周囲の状況を把握できないため、通訳・介助員には、以下の技術が求められる。

- (1) ことばの通訳…相手の話ることばができる限り正確に、原則として省略、要約をしない。
- (2) 状況説明……視覚的・聴覚的な情報(人や環境に関する情報、その場の雰囲気等)を意識的に伝達する。
- (3) 補足説明……コミュニケーションの熟達度に応じ、事後に通訳内容を伝え直したり改めて伝える。
- (4) 状況の管理……周囲のコミュニケーションの状況に応じ、適宜、発言の速度等を合図などでコントロールする。
- (5) 移動介助……従来の視覚障害者の移動介助とは違う方法を好み人もいるため、臨機応変に移動介助をする。

③ 訓練における通訳・介助員配置の留意点

訓練場面に通訳・介助員が関わる場合の配慮すべき点、特に注意すべき点は以下のとおり。

- (1) 通訳・介助技術と指導上意図することとのバッティング通常の通訳・介助員の役割では、普通に行うことでも、訓練内容によっては状況説明を控える必要がある。訓練場面での通訳・介助については、訓練指導員がどういう意図・目的を持って、訓練を実施するのか、事前の打ち合わせが必要。
- (2) 通訳方法(特に手話)の統一化特殊な専門用語が頻出する訓練では、専門用語の伝え方を統一し通訳・介助員間で共有することが必要。
- (3) 通訳内容(特に手話)の透明化訓練指導員の意図と相違ないことを確認するため、通訳・介助員は通訳する際に音声に出すなどしてフィードバックすることが必要。
- (4) 疲労しない環境の確保面接や教養の時間など通訳の比率が高い訓練では、通訳・介助員2名を配置するように留意。訓練内容に応じた柔軟な対応が必要。

④ 通訳・介助員配置に当たって

- 地域の施設等で盲ろう者に対する生活訓練等を実施する場合、盲ろう者と訓練指導員の間で円滑な意思疎通がなければ、効果的・効率的な訓練が困難となるため、通訳・介助員を配置することで意思疎通の円滑化を図る必要がある。
- その際、通訳・介助員派遣事業においては、地域において派遣時間数に制限があること等に留意が必要。

7. 盲ろう者をとりまく家族、関係者に対する支援

① 本人が意思表示できる場面を設定

- 周囲の支援者が、本人の意向を正確に把握するための第一歩として、本人が意思表示できる場面を設定することが大切である。
- 通訳・介助員を配置したり、本人の意向を十分に把握した支援者が付き添うなど、本人が希望を伝えやすい状況作りが必要。

周囲へ自分の意思がうまく伝わらない場合、希望がありても周囲へ伝えることを控えてしまうこともあるため、周囲も本人が考えていることが分からず、本人が孤独を感じたり、場合によっては本人の考えを周囲が誤解することがある。

② 本人が選択できるように配慮

- 自分にとつてどのような選択肢があるのかが分かれば、自分でできることが増えることもある。周囲の支援者に理解してもらいたい、生活場面で本人が選択できることが大切である。
- 日常生活の中のささいなことであっても、本人が主体的に周囲へ援助を依頼できる環境作りが必要。

盲ろう者にとって、周囲が何をしているのかを把握することはとても難しいため、本人に情報を伝える限り、周りが何をしているのか、自分のために動いているのかを知るすべがない。「周りがやつてあげる」ことが当たり前になると、「自分でやる」という選択肢がなくなってしまい、本人ができることも、できなくなってしまうことがある。

③ 本人に合ったコミュニケーション方法の選択

- 本人との会話がスマーズにいかない場合、コミュニケーション手段が本人の見え方や言葉の力にあつていない場合がある。
- 本人自身が、最適なコミュニケーション方法を把握できていない場合もあるため、本人の見え方に応じて、周囲がコミュニケーション方法に配慮することが大切である。

8. 盲ろう者の社会資源

① 機関・団体

(1) 社会福祉法人全国盲ろう者協会

全国の盲ろう者の福祉の向上を目的とする唯一の社会福祉法人。平成3年に設立され、全国的に様々な盲ろう者支援を行っている。

【事業内容】

- ①生活相談、②全国盲ろう者大会の開催、③専門誌「ミニカ」の発行、
④各種研修事業(通訳・介助員の養成研修、現任研修、盲ろう者向けパソコン指導者養成研修)、⑤福祉機器「ブリスト」の貸出

(2) 全国盲ろう者団体連絡協議会

平成18年に全国各地の友の会を加盟団体とし、盲ろう当事者団体として設立。

【事業内容】

- ①盲ろう者の意見をまとめ、国や自治体等に対して、盲ろう者の存在や要求を訴えていく事業
②盲ろう者当事者間等による情報・意見交換や相互の相談援助の促進 等

(3) 盲ろう者地域団体(盲ろう者友の会)

盲ろう者が中心となって運営している団体で、現在44都道府県(未設置は、青森県、山梨県、福井県)で設立されている。
各地域で盲ろう者の支援や福祉運動を行っている。

【事業内容(地域)について異なる】

- ①通訳・介助員の派遣、②通訳・介助員の養成・研修、③相談支援(盲ろう者家族等)、④交流会・学習会の開催、⑤福祉用具の貸出
⑥盲ろう者に対する訓練の実施

(4) 全国盲ろう教育研究会

平成15年、盲ろう教育という共通のテーマを持った教師、研究者、当事者、家族、医療関係者等が一堂に集い、情報交換のできる場として発足。

【事業内容】

- ①年1回の会報の発行、②研究紀要の発行、③実践研究発表会・分科会・講演会

(5) 盲ろうの子とその家族の会 ふうわ

全国盲ろう者協会主催の全国盲ろう者大会をきっかけに、平成15年に、盲ろう児とその家族が中心となって発足。

【事業内容】

- ①家族間及び会員間のメーリングリストによる意見交換、②年1度の交流会の開催、③会報の発行、④リーフレット作成と盲ろう児の発掘
⑤盲ろう教育に関する改善要求

② 福祉制度

- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（都道府県の地域生活支援事業の任意事業として実施）
○ その他各種公的手当、補装具費支給制度、日常生活用具給付等事業、障害福祉サービス等が活用可能。

第22回夏季デフリンピック競技大会ソフィア2013概要

第22回大会については当初、ギリシャ・アテネで開催が予定されていたが、ギリシャ政府が大会開催経費助成を取りやめたことにより、開催がなくなった。その後、ハンガリーでの開催に向けた協議が平成24年5月まで行われていたが、開催経費についての調整が不調に終わり、現在は、平成5年に第17回大会の開催実績のあるブルガリア・ソフィアでの開催に向けた準備が進められている。

- | | |
|-----------------|--|
| 1 大会名称 | 第22回夏季デフリンピック競技大会ソフィア2013
the 22nd Deaflympics, Sofia 2013
(通称：ソフィアデフリンピック) |
| 2 開催期間 | 平成25年7月26日（金）開会式
(サッカー・バレー・バスケは開会式より前に開始予定)
～8月 4日（日）閉会式 【10日間】 |
| 3 開催国・都市 | ブルガリア・ソフィア |
| 4 運営主体 | 国際ろう者スポーツ委員会
(International Committee of Sports for the Deaf)
第22回夏季デフリンピック競技大会組織委員会
(22 th Summer Deaflympics Organizing Committee) |
| 5 参加国・地域数 | 不明（前回台北大会：77カ国・地域） |
| 6 参加人数 | 不明（前回台北大会：2,493名） |
| 7 実施競技 | <u>陸上</u> 、 <u>バドミントン</u> 、 <u>バスケットボール</u> 、 <u>ボウリング</u> 、 <u>サイクリング</u> 、 <u>サッカー</u> 、 <u>ハンドボール</u> 、 <u>柔道</u> 、 <u>空手</u> 、 <u>オリエンテーリング</u> 、 <u>射撃</u> 、 <u>水泳</u> 、 <u>卓球</u> 、 <u>テコンドー</u> 、 <u>テニス</u> 、 <u>バレーボール</u> 、 <u>ビーチバレーボール</u> 、 <u>レスリング</u>
※アンダーラインは、日本選手参加予定の競技（14競技） |
| 8 日本代表選手団派遣想定規模 | 選手150名・役員100名 合計250名 |

第13回全国障害者スポーツ大会「スポーツ祭東京2013」概要

1 目的

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

2 主催

厚生労働省、(公財)日本障害者スポーツ協会、東京都、江東区、世田谷区、渋谷区、練馬区、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、(社福)東京都社会福祉協議会、(社)東京都身体障害者団体連合会、(公社)東京都盲人福祉協会、(社)東京都聴覚障害者連盟、(社福)東京都知的障害者育成会、東京都精神保健福祉民間団体協議会、(公社)東京都障害者スポーツ協会、東京都障害者スポーツ指導員協議会、(公財)東京都体育協会

3 開催期間

平成25年10月12日（土）～14日（月）

4 大会のスローガン

東京に 多摩に 島々に 羽ばたけアスリート

5 実施競技

個人競技（6競技）

- ・陸上競技【身体・知的】、水泳【身体・知的】、アーチェリー【身体】
- ・卓球【身体・知的】・サンドテーブルテニス【身体】、フライングディスク【身体・知的】、ボウリング【知的】

団体競技（7競技）

- ・バスケットボール【知的】、車椅子バスケットボール【身体】、ソフトボール【知的】、フットベースボール【知的】
- ・グランドソフトボール【身体】、バーボール【身体・知的・精神】、サッカー【知的】

6 オープン競技（17競技）

- ・ウィルチェアーラグビー【身体】、グラウンドゴルフ【身体】、車いすフエニシング【身体】
- ・ゴルフボール【身体】、視覚障害者ボウリング【身体】、スポーツチャンバラ【知的】
- ・障害者シクリカイドスミング【身体・知的・精神】、ズボーツ吹矢【身体・知的・精神】
- ・精神障害者フットサル【精神】、ダーツ【身体・知的・精神】、手のひら健康バー【身体・知的】
- ・バドミントン【身体・知的・精神】、ハンドサッカー【身体】、ブラインドサッカー【身体】
- ・ボート【身体・知的】、ボッチャ【身体】、ユニカール【身体・知的】

7 選手団規模

67都道府県・指定都市の選手団約5,500人（選手・役員）
(内訳：身体約1,400人、知的2,000人、精神約100人、役員約2,000人)

8 都道府県・指定都市別個人競技参加枠割当数（案）

都道府県（市）	個人競技参加枠割当数			都道府県（市）	個人競技参加枠割当数		
	身体	知的	合計		身体	知的	合計
北海道	31	40	71	山口県	14	17	31
青森県	12	17	29	徳島県	9	13	22
岩手県	11	16	27	香川県	10	12	22
宮城県	10	15	25	愛媛県	14	17	31
秋田県	13	14	27	高知県	10	12	22
山形県	11	13	24	福岡県	19	26	45
福島県	16	20	36	佐賀県	9	14	23
茨城県	18	29	47	長崎県	18	26	44
栃木県	15	24	39	熊本県	12	16	28
群馬県	15	23	38	大分県	13	14	27
埼玉県	29	42	71	宮崎県	12	16	28
千葉県	25	37	62	鹿児島県	17	22	39
東京都	106	142	248	沖縄県	12	18	30
神奈川県	21	30	51	札幌市	14	19	33
新潟県	13	17	30	仙台市	8	12	20
富山県	10	13	23	さいたま市	11	16	27
石川県	10	13	23	千葉市	11	16	27
福井県	9	12	21	横浜市	18	32	50
山梨県	12	16	28	川崎市	11	18	29
長野県	19	23	42	相模原市	9	15	24
岐阜県	25	36	61	新潟市	8	10	18
静岡県	13	21	34	静岡市	7	11	18
愛知県	23	36	59	浜松市	7	11	18
三重県	13	17	30	名古屋市	14	19	33
滋賀県	10	16	26	京都市	14	17	31
京都府	12	15	27	大阪市	20	25	45
大阪府	29	42	71	堺市	9	12	21
兵庫県	24	32	56	神戸市	14	16	30
奈良県	12	15	27	岡山市	7	10	17
和歌山県	11	14	25	広島市	9	13	22
鳥取県	8	11	19	北九州市	11	15	26
島根県	9	12	21	福岡市	10	14	24
岡山県	11	15	26	熊本市	8	11	19
広島県	14	19	33	合 計	1,009	1,392	2,401

第3回アジアユースパラ競技大会（マレーシア 2013）概要

- 1 大会名称 第3回アジアユースパラ競技大会（マレーシア 2013）
- 2 大会テーマ where passions grow, dream fulfilled, and friendship strengthen
ここで情熱を育て、夢を叶え、友情を育む…
- 3 大会期間 平成25年10月26日（土）開会式～30日（水）閉会式（5日間）
- 4 開催地 マレーシア・クアラルンプール
- 5 運営主体 アジアパラリンピック委員会（APC）
第3回アジアユースパラ競技大会組織委員会
- 6 参加国・地域 不明（前回東京大会：27カ国・地域）
- 7 実施競技 14競技
アーチェリー*、陸上競技、バドミントン、ボッチャ、チェス*、ゴールボール、柔道、パワーリフティング、水泳、テンピンボウリング、卓球、シッティングバレーボール*、車椅子バスケットボール、車いすテニス
*日本からの参加の予定がない競技
- 8 年齢区分 14歳～23歳（競技によって年齢が異なる）
- 9 特記事項
- (1) 参加資格基準（MQS）は導入しない。
 - (2) 若い選手の競技経験機会創出のため、団体競技において単独でチーム派遣ができない国々による合同チーム編成を実施予定（参加資格基準にて詳細を規定する）
 - (3) 大会に先立ち、大会実施競技のテクニカル及びクラス分けセミナーを開催予定。APCは各NPCに対し、選手団スタッフにセミナー受講者を含めることを期待。
 - (4) 今後の手続きスケジュール（平成24年11月現在）
- | 時期 | 内容 |
|-----------|--------------------------------|
| 平成24年 | |
| 11月24日 | 競技団体からJPCへの第一次エントリー用紙提出期限 |
| 11月30日 | JPCからAPCへの第一次エントリー用紙提出期限 |
| 12月31日 | 選手・役員のキャンセル期限 |
| 平成25年 | |
| 1月31日 | エントリー数の不足による統合種目についてNPCあて連絡が届く |
| 7月31日 | 各国からの2次エントリー提出期限 |
| 9月21日 | 選手団事前登録会議（Pre-DRM） |
| 10月21日 | 選手団登録会議（DRM） |
| 10月26-30日 | 大会開催 |

ソチ2014パラリンピック冬季競技大会概要

1 大会名称 ソチ2014パラリンピック冬季競技大会（通称：ソチ冬季パラリンピック）
Sochi 2014 Paralympic Winter Games

2 開催期間 平成26年3月7日（金）開会式～16日（日）閉会式 【10日間】

3 開催国・都市 ロシア・ソチ
黒海沿岸地区（アイスレッジホッケー、車いすカーリング）
カラスナヤ・ポリヤーナ山岳地区（アルペンスキー、クロスカントリースキー、バイアスロン）

4 運営主体 国際パラリンピック委員会（IPC）・ソチ2014オリンピック・パラリンピック組織委員会

5 参加国・地域数 不明（前回バンクーバー大会：44カ国・地域）

6 開催規模 5競技・72種目（前回64種目） 参加選手数 692人（前回502名）

7 実施競技（5競技）・会場

- | | | |
|-----------------------|---|----------------------|
| 1) アルペンスキー | … | ローザ・コテル・アルペイン・リゾート |
| 2) クロスカントリースキー・バイアスロン | … | バイアスロンアンドスキー・コンプレックス |
| 3) アイススレッジホッケー（8か国参加） | … | マリー・アイス・パレス |
| 4) 車いすカーリング（10か国参加） | … | オリンピック・カーリング・センター |

8 各競技の参加資格

- | | | |
|-----------------------|---|-------------------------------------|
| 1) 世界選手権など国際大会成績によるもの | … | アイスレッジホッケー、車いすカーリング |
| 2) 世界ランキングに基づくもの | … | アルペンスキー、クロスカントリースキー、バイアスロン、車いすカーリング |

9 特記事項

- 1) アルペン競技にスノーボードが新しく種目として加わった。
- 2) 北京大会同様にパラリンピック開催が、IOCとIPCの下記事項で扱いが一緒になった。
 - ① 選手と割り当て役員のエントリーフィーが無料
 - ② オリンピック同様の規則の適用（エントリー関係、ドーピング、メディア、マーケティング等）
 - ③ 大会1年前に、団長会議を実施

10 日本選手団（参考：前回バンクーバー大会）

- 1) 参加人数 94名【選手41名・ガード・イヤー1名・役員52名】
- 2) 選手数 アルペン13名・クロスカントリースキー8名・アイススレッジホッケー15名・車いすカーリング5名
- 3) 競技別参加者数一覧

No	競技名・本部役員	選手数			ガード	役員数			合計
		男子	女子	計		男子	女子	計	
1	アルペンスキー	10	3	13		10	2	12	25
2	クロスカントリースキー	5	3	8	1	11	2	13	22
3	バイアスロン								
4	アイススレッジホッケー	15	0	15		6	2	8	23
5	車いすカーリング	3	2	5		2	4	6	11
6	本部役員					9	4	13	13
計		33	8	41	1	38	14	52	94

平成25年度障害者スポーツ関係予算案(概要)

【障害者スポーツの裾野を広げる取組】

- 障害者スポーツ振興事業の実施
障害者スポーツの普及・啓発、情報収集・提供、障害者スポーツ指導者の養成、地域における障害者スポーツ活動の支援等

○全国障害者スポーツ大会の実施

国民体育大会の開催後に同じ開催地で障害者の全国スポーツ大会を実施

【パラリンピック選手等トップアスリートの支援】

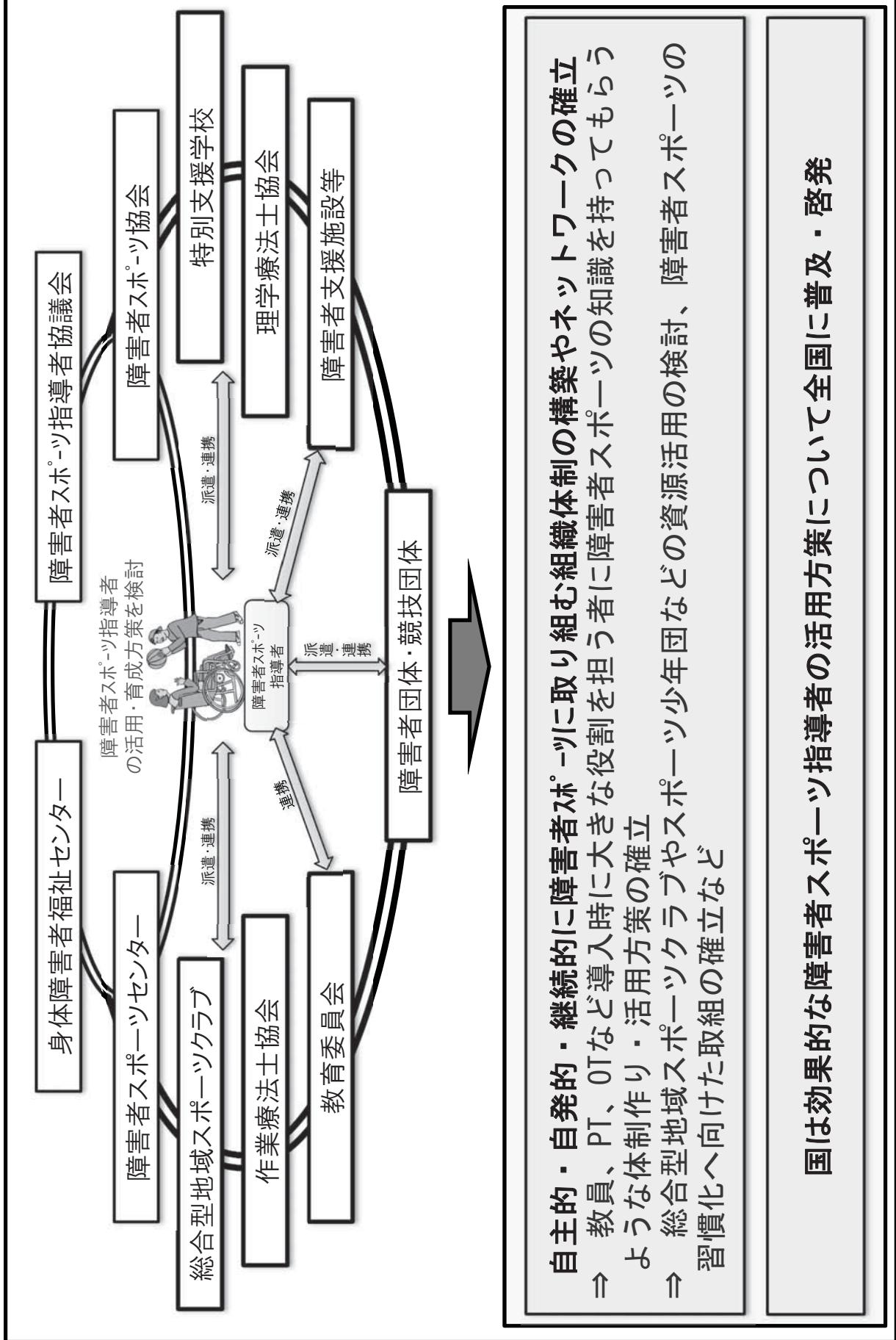
- 国際競技大会への派遣
パラリンピック、デフリンピック、スペシャルオリンピック世界大会へ日本選手団を派遣
- 選手の育成強化
選手の活動費や遠征費を補助
- メディアサポート体制の整備
障害者スポーツ選手に対するメディアサポート体制の整備(国立障害者リハビリテーションセンターで実施)

※障害者スポーツ予算は近年、増額傾向にある。

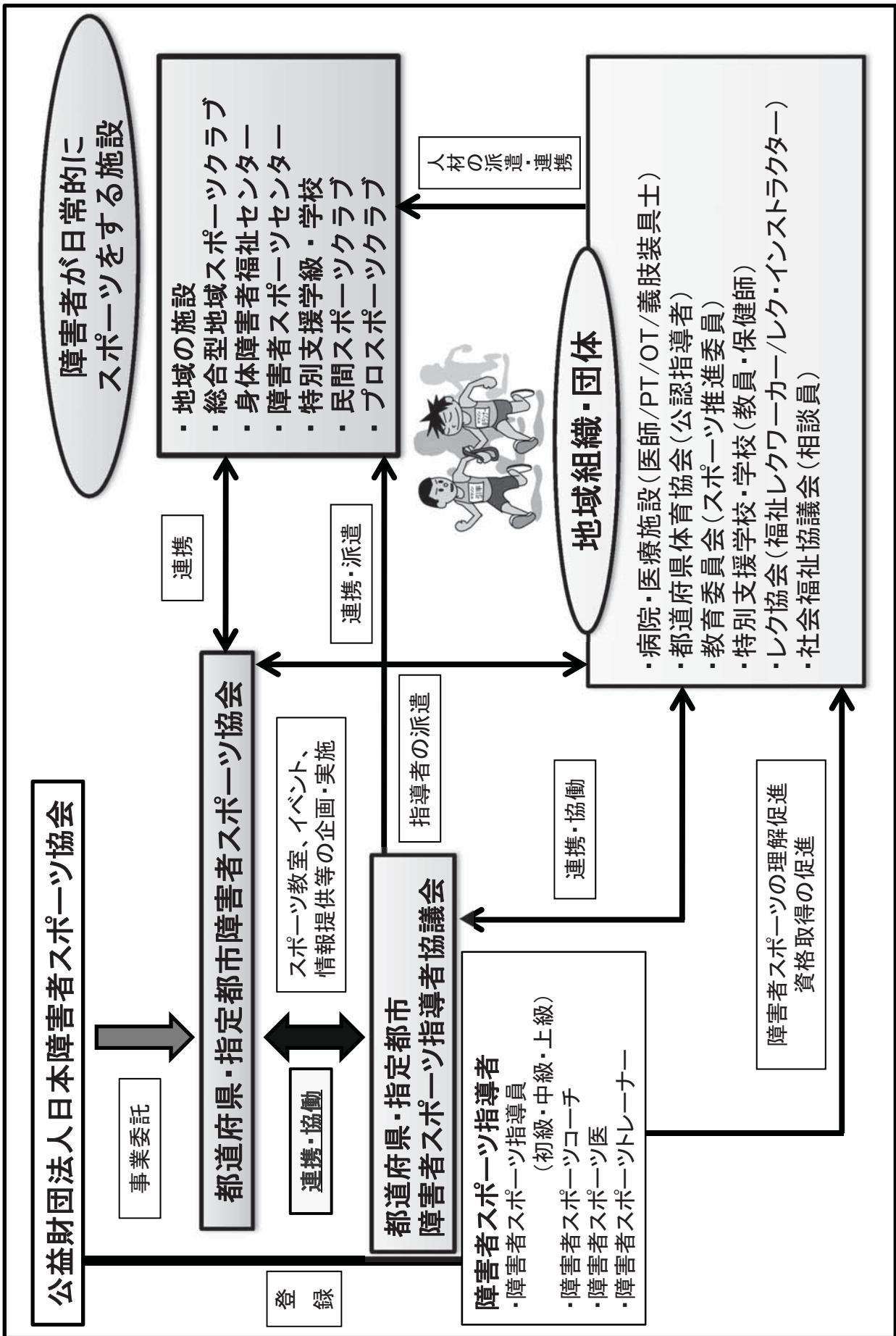
(単位:千円)

事業概要	年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
障害者スポーツ振興事業の実施	57,492	56,739	51,161	56,026	112,773	114,031	
全国障害者スポーツ大会の開催	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000
国際競技大会への派遣	83,133	83,289	84,484	85,788	128,002	127,824	
選手の育成強化	—	180,000	119,917	364,917	589,917	588,832	
メディアサポート体制の整備	—	—	—	—	17,111	16,984	
合計	195,625	375,028	310,562	561,731	902,803	902,671	

地域における障害者スポーツの振興事業の概要



地域における障害者スポーツの振興事業の実施イメージ



障害者スポーツ指導者について

※人数は平成24年11月30日現在

障害者スポーツ指導員

障害のある人の障害特性を理解し、活動上の健康や安全管理を配慮した上で、スポーツの喜びや楽しさを感じてもらうための知識や技術を兼ねそろえた専門家。

(公財)日本障害者スポーツ協会が開催する指導員養成講習会（中・上級対象）、又は協会の指導のもとで地方公共団体などが開催する指導員養成講習（初・中級）を受講することで、資格を取得でき、試験は行われない。

○初級障害者スポーツ指導員（全国：18,723名）（18時間以上の講習）

18歳以上で、身近な障害のある人に、スポーツの生活化を促進する。

2年以上の経験

○中級障害者スポーツ指導員（全国：2,420名）（56時間以上の講習）

初級障害者スポーツ指導員として2年以上の経験がある人が対象。主に都道府県レベルで活動する。（全スポーツ選手団のコーチ）

3年以上の経験

○上級障害者スポーツ指導員（全国：695名）（52時間の講習）

中級障害者スポーツ指導員として3年以上の経験がある人が対象。主に都道府県レベルのリーダーとして活動する。（全スポーツ選手団の監督）

障害者スポーツコーチ（全国：203名）

中級又は上級障害者スポーツ指導員資格を有し、競技団体のコーチとして活動経験があり、競技団体の推薦がある者。関係団体と連携し、各種競技別の障害のある競技者の強化・育成を行う。（ハラリピックなどの国際大会の選手団の監督・コーチ）

障害者スポーツ医（全国：68名）

医師国家資格を5年以上経験し協会主催の講習会修了者。関係団体と連携し、障害者スポーツに対し医学的見地から障害者の健康維持・増進に寄与する。（ハラリピックなどの国際大会の帶同医・医務員）

障害者スポーツトレーナー（全国：115名）

PT、OT、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、鍼灸師等の国家資格、又は日体協公認のアスレティックトレーナー資格を有する者。障害者のスポーツ活動に必要な身体のケア、安全管理を含めたコンディショニングを担当し、競技力の維持・向上の支援をする。

障害者スポーツ協会について

日本障害者スポーツ協会寄附行為に定める協議会登録組織であり、地域における障害者スポーツの普及・啓発の中心となる非営利組織。

【参考：公益財団法人日本障害者スポーツ協会定款　～抄～】

(障害者スポーツ協会協議会)

第52条 この法人に、障害者スポーツ協会協議会を置く。

2 この協議会は、地域の障害者スポーツに関する諸問題を協議し、情報交換を行い、連携を強化し、地域の障害者スポーツの振興を図ることを目的とする。

3 障害者スポーツ協会協議会は、都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会が登録し、構成員となることができる。

4 障害者スポーツ競技会の運営の詳細規定は別に定める。

都道府県 指定都市名	団体名	都道府県 指定都市名	団体名
1 北海道	(財)北海道障害者スポーツ振興協会	28 兵庫県	(財)兵庫県障害者スポーツ協会
2 青森県	(財)青森県身体障害者福祉団体連合会 ・NPO法人青森県障害者スポーツ協会	29 奈良県	奈良県障害者スポーツ協会
3 岩手県	岩手県障がい者社会参加推進センター	30 和歌山県	和歌山県障害者スポーツ協会
4 秋田県	秋田県障害者スポーツ協会	31 鳥取県	鳥取県障害者スポーツ協会
5 宮城県	宮城県障害者スポーツ協会	32 熊本県	(財)島根県障害者スポーツ協会
6 山形県	山形県障害者スポーツ協会	33 岡山県	岡山県障害者スポーツ協会
7 福島県	(財)福島県障がい者スポーツ協会	34 山口県	一般社団法人山口県障害者スポーツ協会
8 茨城県	茨城県障害者スポーツ・文化協会	35 徳島県	(財)とくしまノマライセーション促進協会
9 栃木県	栃木県障害者スポーツ協会	36 愛媛県	愛媛県身体障害者スポーツ協会
10 群馬県	群馬県身体障害者スポーツ協会	37 高知県	(社福)高知県社会福祉協議会障害者スポーツセンター
11 埼玉県	埼玉県知的障害者スポーツ協会	38 福岡県	福岡県障害者スポーツ協会
12 千葉県	千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会	39 佐賀県	佐賀県障害者スポーツ協会
13 東京都	公益社団法人東京都障害者スポーツ協会	40 長崎県	長崎県障害者スポーツ協会
14 神奈川県	神奈川県障害者社会参加推進センター	41 熊本県	熊本県障害者スポーツ・文化協会
15 新潟県	新潟県障害者スポーツ協会	42 大分県	大分県障がい者体育協会
16 長野県	NPO法人長野県障がい者スポーツ協会	43 宮崎県	宮崎県障害者スポーツ協会
17 岐阜県	富山県障害者スポーツ協会	44 鹿児島県	(社)鹿児島県障害者スポーツ振興協会
18 石川県	石川県障害者スポーツ協会	45 札幌市	(社)札幌市障害者スポーツ振興協会
19 山梨県	山梨県障害者スポーツ協会	46 仙台市	仙台市障害者スポーツ協会
20 岐阜県	NPO法人岐阜県障害者スポーツ協会	47 浜松市	NPO法人浜松市障害者スポーツ協会
21 静岡県	(財)静岡県障害者スポーツ協会	48 名古屋市	名古屋市障害者スポーツ協会
22 愛知県	(社福)愛知県社会福祉協議会障害者スポーツ振興センター	49 京都市	公益財団法人京都市障害者スポーツ協会
23 三重県	三重県障害者スポーツ協会	50 大阪市	(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会
24 滋賀県	滋賀県障害者スポーツ協会	51 神戸市	(財)神戸市障害者スポーツ協会
25 京都府	京都府障害者スポーツ振興会	52 広島市	広島市障害者スポーツ協会
26 大阪府	大阪府障がい者スポーツ振興協会	53 北九州市	北九州市障害者スポーツ協会
27	福岡市	福岡市障がい者スポーツ・レクリエーション振興会	54 福岡市

障害者スポーツ指導者協議会について

日本障害者スポーツ協会寄附行為に定める協議会登録組織であり、公益財団法人日本障害者スポーツ協会公認指導者として地域における障害者スポーツの普及・啓発を進める者による自主運営の非営利組織。

【参考：公益財団法人日本障害者スポーツ協会定款　～抄～】

(障害者スポーツ指導者協議会)

第53条 この法人に、障害者スポーツ指導者の指導技術の向上と指導者相互の連携を置く。

2 この協議会は、障害者スポーツ指導者の指導体制の確立を図ることを目的とする。

3 障害者スポーツ指導者協議会は、都道府県・指定都市の障害者スポーツ指導者協議会が登録し、構成員となることができる。

4 障害者スポーツ指導者協議会の運営の詳細規定は別に定める。

No	団体名	No	団体名
1	北海道ブロック	26	愛知県障害者スポーツ指導者協議会
2	青森県障害者スポーツ指導者協議会	27	名古屋市障害者スポーツ指導者協議会
3	岩手県障害者スポーツ指導者協議会	28	三重県障害者スポーツ指導者協議会
4	宮城県障害者スポーツ指導者協議会	29	滋賀県障害者スポーツ指導者協議会
5	仙台市障害者スポーツ指導者協議会	30	京都障害者スポーツ指導者協議会
6	秋田県障害者スポーツ指導者協議会	31	大阪障害者スポーツ指導者協議会
7	山形県障害者スポーツ指導者協議会	32	ひょうご障害者スポーツ指導者協議会
8	福島県障害者スポーツ指導者協議会	33	奈良県障害者スポーツ指導者協議会
9	茨城県障害者スポーツ指導者協議会	34	和歌山县障害者スポーツ指導者協議会
10	栃木県障害者スポーツ指導者協議会	35	中・四国ブロック
11	群馬県障害者スポーツ指導者協議会	36	島根県障害者スポーツ指導者協議会
12	埼玉県障害者スポーツ指導者協議会	37	鳥取県障害者スポーツ指導者協議会
13	千葉県障害者スポーツ指導者協議会	38	岡山県障害者スポーツ指導者協議会
14	東京都障害者スポーツ指導者協議会	39	広島県障害者スポーツ指導者協議会
15	神奈川県障害者スポーツ指導者協議会	40	徳島県障害者スポーツ指導者協議会
16	横浜市障害者スポーツ指導者協議会	41	香川県障害者スポーツ指導者協議会
17	川崎市障害者スポーツ指導者協議会	42	愛媛県障害者スポーツ指導者協議会
18	山梨県障害者スポーツ指導者協議会	43	高知県障害者スポーツ指導者協議会
19	北信越ブロック	44	九州ブロック
20	新潟県障害者スポーツ指導者協議会	45	日本障害者スポーツ指導者協議会福岡支部
21	富山県障害者スポーツ指導者協議会	46	長崎県障害者スポーツ指導者協議会
22	石川県障害者スポーツ指導者協議会	47	熊本県障害者スポーツ指導者協議会
23	福井県障害者スポーツ指導者協議会	48	大分県障害者スポーツ指導者協議会
24	長野県障害者スポーツ指導者協議会	49	宮崎県障害者スポーツ指導者協議会
25	中部・東海ブロック	50	鹿児島県障害者スポーツ指導者協議会
		51	沖縄県障害者スポーツ指導者協議会

障害者スポーツセンターについて

障害のある人のスポーツ・レクリエーションの活動拠点であり、選手の育成・強化を自主的に行う非営利組織。

No	団体名
1	ふれあいランド岩手
2	群馬県立ふれあいスポーツプラザ
3	群馬県立ゆうあいビック記念温水プール
4	埼玉県障害者交流センター
5	東京都障害者総合スポーツセンター
6	東京都多摩障害者スポーツセンター
7	新潟県障害者交流センター
8	長野県障害者福祉センター
9	滋賀県立障害者福祉センター
10	広島県立障害者リハビリテーションセンタースポーツ交流センター
11	高知県立障害者スポーツセンター
12	障害者スポーツ文化センター横浜ラボール
13	名古屋市障害者スポーツセンター
14	京都市障害者スポーツセンター
15	大阪市長居障害者スポーツセンター
16	大阪市舞洲障害者スポーツセンター
17	西宮市総合福祉センター
18	大阪府立障害者交流促進センター
19	神戸市立市民福祉スポーツセンター
20	広島市心身障害者福祉センター
21	福岡市立障がい者スポーツセンター
22	鹿児島県障害者自立交流センター
23	かがわ総合リハビリテーション福祉センター
24	堺市立健康福祉プラザスポーツセンター
25	北九州市障害者スポーツセンター アレアス

「第13回全国障害者芸術・文化祭やまなし大会」の概要（案）

1 目的

障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、全ての障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

2 主催

厚生労働省、山梨県、甲府市、（社福）山梨県障害者福祉協会

3 開催期間

平成25年12月6日（金）～8日（日）

4 大会内容（案）

（1）芸術・文化祭

① 芸術舞台

- ・音楽（合唱、演奏会、コンサート等）
- ・演劇発表（舞踏や伝統芸能を含む）

② 美術・文芸

- ・美術作品（絵画、彫刻、工芸、書道、写真等）
- ・文芸作品（短歌、俳句、川柳等）

（2）ふれあい交流

- ・福祉機器・授産製品の展示
- ・盲導犬の体験歩行等
- ・手話や点字を学ぶ
- ・障害者スポーツの紹介
- ・バリアフリー映画等

5 会場

アイメッセ山梨（甲府市大津町2192番地8）

国際障害者交流センターの概要

1. 名称及び愛称

「国際障害者交流センター」（愛称：ビッグ・アイ）

2. 所在地

大阪府堺市南区茶山台1-8-1

3. 施設規模

地上3階地上1階建（敷地面積 約8,000m², 延床面積 約12,000m²）

4. 主な施設内容

多目的ホール

[客席約1,500席、車椅子利用の場合約1,000席（うち車椅子席約300席）]

宿泊室 [35室（洋室26室、和室6室、和洋室2室、重度障害者対応室1室）]

大・中・小研修室

バリアフリー Plaza（情報・相談コーナー）

レストラン（50席）

駐車場

5. 障害者のための特別な機能

大型映像設備、集団補聴設備、同時通訳補助設備を設けた多目的ホール

館内自動音声案内設備

広い空間を確保したバリアフリー仕様の宿泊室

文字表示・発光・振動機能を有した緊急時にも対応できる館内案内設備

光点滅式避難誘導設備 等

6. 主な事業

障害者芸術・文化活動支援事業

国際交流事業

災害支援ボランティアリーダー養成研修事業

障害関係福祉情報等提供事業

7. 施設の利用予約及び料金等の問合せ先

TEL : 072-290-0900

FAX : 072-290-0920

URL : <http://big-i.jp>

国の直轄施設として「国連・障害者の十年記念施設整備費」により、平成13年9月18日に開設。

ご宿泊・研修・イベント・パーティーは…

ビッグ・アイ

国際障害者交流センター

どなたでもご利用いただけるバリアフリーの公営施設です。(駅から傘なしで来れます。)

研修室

多目的ホール

宿泊室

約1,500人収容可能なバリアフリー仕様のホール。展示会からコンサートまで、幅広いイベントに対応。

どうぞ。パーティーや会場にも
よりお選びいただけます。

大2・中2・小2の計6室



車いすでの移動にも余裕のある広い室内。
洋室・和室・和洋室、どの部屋もバリアフリー。
安全で快適なご滞在が可能。(一泊6,000円から)



レストラン グラン・じゅ

車いすでのご利用はもちろん、
点字メニューもあり、健康や
栄養バランスを考慮した
メニューが充実。

ご利用お申し込み・お問い合わせはFAX・e-mail等でお気軽に！

TEL 072-290-0900 FAX 072-290-0920 e-mail front@big-i.jp
〒590-0115 大阪府堺市南区茶山台1-8-1(泉北高速鉄道 泉ヶ丘駅200m) ホームページ <http://www.big-i.jp/>

「ビッグアイ」で検索!!

手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

(単位：人)

都道府県名	第24回試験		合格者数 累計	都道府県名	第24回試験		合格者数 累計
	受験者数	合格者数			受験者数	合格者数	
北海道	28	6	91	滋賀県	10	0	37
青森県	9	0	26	京都府	13	1	106
岩手県	4	0	20	大阪府	64	7	209
宮城県	3	0	30	兵庫県	50	5	137
秋田県	5	0	14	奈良県	7	2	38
山形県	0	0	13	和歌山県	13	0	30
福島県	15	0	45	鳥取県	3	0	12
茨城県	8	0	32	島根県	3	0	12
栃木県	3	1	23	岡山県	7	2	41
群馬県	11	0	59	広島県	18	5	68
埼玉県	82	12	217	山口県	13	1	26
千葉県	31	6	83	徳島県	5	0	14
東京都	210	25	688	香川県	5	0	19
神奈川県	74	10	320	愛媛県	19	0	37
新潟県	18	2	28	高知県	2	0	19
富山県	5	1	15	福岡県	33	1	102
石川県	16	1	33	佐賀県	5	0	6
福井県	1	0	12	長崎県	8	1	28
山梨県	6	0	24	熊本県	12	0	30
長野県	9	2	43	大分県	8	0	25
岐阜県	7	1	25	宮崎県	7	2	22
静岡県	23	1	64	鹿児島県	25	2	30
愛知県	29	5	104	沖縄県	3	1	11
三重県	18	2	46	合 計	948	105	3,114

・上記の合格者数は、合格発表日現在の住所による数である。

・上記には政令指定都市在住者の数を含む。

〔再掲〕政令指定都市別受験者数・合格者数

(単位：人)

政令指定 都市名	第24回試験		合格者数 累計	政令指定 都市名	第24回試験		合格者数 累計
	受験者数	合格者数			受験者数	合格者数	
札幌市	12	4	43	名古屋市	10	2	36
仙台市	2	0	19	京都市	9	1	59
さいたま市	12	3	45	大阪市	9	1	41
千葉市	5	1	7	堺 市	7	2	28
横浜市	39	4	126	神戸市	14	2	55
川崎市	5	1	51	岡山市	2	0	22
相模原市	0	0	17	広島市	10	4	37
新潟市	4	1	14	北九州市	4	0	24
静岡市	2	0	19	福岡市	3	0	31
浜松市	1	0	10	熊本市	4	0	12
				合 計	154	26	696

身体障害者補助犬法の概要

(平成14年5月29日 法律第49号)

(資料2-17)

第一章 総則

- 【目的】 良質な身体障害者補助犬の育成、身体障害者補助犬使用者の施設利用の円滑化
→身体障害者の自立及び社会参加
- 【定義】 補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の定義

第二章 身体障害者補助犬の訓練

- 【訓練事業者の義務】 良質な身体障害者補助犬の育成義務、医療機関等との連携義務、再訓練の実施義務

第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性

- 【補助犬使用者の義務】 使用者は身体障害者補助犬の行動を適切に管理

第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等

- 【補助犬同伴拒否の禁止】 国等、公共交通事業者等、不特定かつ多数の者が利用する施設における同伴拒否の禁止
- 【被雇用者の補助犬同伴拒否の禁止】 従業員56人以上の民間企業における同伴拒否の禁止※2
- 【やむを得ない場合の同伴拒否】 施設等に著しい損害を与える場合等、やむを得ず同伴拒否を認める規定
- 【表示】 補助犬である旨の表示義務

第五章 身体障害者補助犬に関する認定等

- ※盲導犬については、当分の間、第五章の規定は適用されない(附則第2条)。
- 【法人の指定】 厚生労働大臣による「認定の業務を行う」法人の指定
 - 【法人の業務】 身体障害者補助犬とするため育成された犬の認定

第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等

- 【身体障害者補助犬の衛生確保】 補助犬使用者の予防接種、健診等の受診義務

第七章 雑則

- 【苦情窓口設置】 都道府県、指定都市、中核市における苦情窓口の設置※1

第八章 罰則

- 【罰則規定】 指定法人に対し、厚生労働大臣への虚偽報告等に対する罰則

○施行日 平成14年10月1日
○一部改正 平成19年12月5日
施行日:平成20年4月1日(※1)
施行日:平成20年10月1日(※2)



わたしたちは パートナー

障害者とほじょ犬は、いつでもどこでも一緒に。
受け入れに、ご理解をお願いいたします。



ほじょ犬（身体障害者補助犬）とは、身体障害者の生活を手助けする「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のことです。「身体障害者補助犬法」に基づいて認定されています。

盲導犬

目の見えない人、見えにくい人が街なかを安全に歩けるように、段差や曲がり角などを教えてます。ハーネス（前輪）をつけています。



介助犬

手や足に障害がある人の日常の生活動作をサポートします。落としたものを拾ったり、ドアを開けたり、スイッチを押したりします。



聴導犬

耳が聞こえない人、聞こえない人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイムの音、ファックス着信音などを聞き分けます。



公共施設をはじめ、飲食店、病院、宿泊施設など、いろいろな場所でほじょ犬を受け入れることは、「身体障害者補助犬法」で義務づけられています。
犬だからという理由だけで拒否せずに、わたしと共に受け入れてください。



ほじょ犬の種類



盲導犬

自の見えない人、見えにくい人に街なかを安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角を教えてたりします。ハーネス(胴輪)をつけています。

聴導犬

音が聞こえない、聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音・FAX着信音・赤ちゃんの泣き声などを聞き分けて教えます。聴導犬と書かれた表示をつけています。



介助犬

手や足に障害のある人の日常の生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、着脱衣の介助などを行います。介助犬と書かれた表示をつけています。

もっと知って「ほじょ犬(身体障害者補助犬)」

「ほじょ犬(身体障害者補助犬)」は、自や耳や手足に障害のある方の生活をお手伝いする、「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」のことです。身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。障害のある方のパートナーであり、ペットではありません。

きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーも守れますし、清潔です。だからこそ、人が立ち入ることのできるさまざまな場所に同伴できます。

ほじょ犬は身体に障害のある方の立派な仲間です。ほじょ犬のことをもっと知って、ほじょ犬ユーザーとほじょ犬を社会の仲間として受け入れてください。



ほじょ犬ユーザーとほじょ犬はどこでも一緒

ほじょ犬の同伴については、「身体障害者補助犬法」で、人が立ち入ることのできるさまざまな場所で受け入れるよう義務づけられています。「犬だから」という理由で受け入れを拒否しないでください。

●ほじょ犬の同伴を受け入れる義務があるのは以下の場所です。

- ・国や地方公共団体などが管理する公共施設
- ・公共交通機関(電車、バス、タクシーなど)
- ・不特定かつ多数の人を利用する民間施設
商業施設、飲食店、病院、ホテルなど
- ・事務所(職場)
国や地方公共団体などの事務所
従業員56人以上の民間企業



●ほじょ犬の同伴を受け入れる努力をする必要があるのは以下の場所です。

- ・事務所(職場)
従業員56人未満の民間企業
- ・民間住宅



ほじょ犬はきちんとしつけられ、健康です

ほじょ犬のユーザーは、責任をもってほじょ犬の行動を管理し、ほじょ犬の体を清潔に保ち、健康に気を配っています。

●ほじょ犬は、ユーザーが指示した時に、指示した場所でしか排泄しないように、訓練されています。

●ほじょ犬は、ユーザーの管理のもとで待機するよう訓練されています。

- ・レストランなど、飲食店では……
食事が終わるまで、テーブルの下などで待機します。
- ・ホテルや旅館など、宿泊施設では……
上がり口や部屋の隅で待機します。
- ・電車・バス・タクシーなど、公共交通機関では……
シートなどを汚さないように、足もとで待機します。

●ユーザーは、ブラッシングやシャンプーなどでほじょ犬の体を清潔に保ち、予防接種や検診を受けさせるよう努めています。



ほじょ犬の受け入れ施設の方へ



●ほじょ犬は、ユーザーの指示に従い待機することができるので、特別な設備は必要ありません。

●ほじょ犬の同伴を受け入れる際に他のお客様から苦情がある場合は、「身体障害者補助犬法」で受け入れ義務があること、ほじょ犬の行動や健康管理はユーザーが責任をもって行ってることを説明し、理解を求めてください。

●ほじょ犬が通路をふさいだり、周りのにおいを嗅ぎ回ったり、その他、何か困った行動をしている場合は、そのことをほじょ犬ユーザーにはっきり伝えてください。

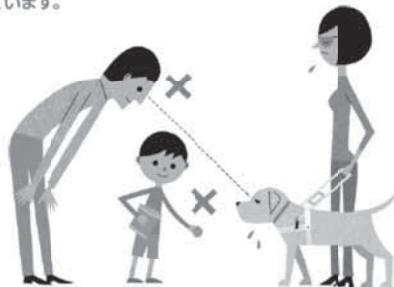
●ほじょ犬を同伴していても、ほじょ犬ユーザーへの援助が必要な場合があります。ほじょ犬ユーザーが困っている様子を見かけたら、まずは声をかけたり、筆談をしたりコミュニケーションをとってください。

仕事中のほじょ犬への接し方

ほじょ犬ユーザーがハーネスや表示をつけたほじょ犬を同伴している時、ほじょ犬は「仕事中」です。

●仕事中のほじょ犬には、話しかけたり、じっと見つめたり、勝手に触ったりして気を引く行為をしないようにしましょう。

●ほじょ犬に食べ物や水を与えないようにしましょう。
ユーザーは与える食事の量や水の量、時刻をもとに犬の排泄や健康の管理を行っています。



お問い合わせ先

●ほじょ犬の同伴や使用者に関する苦情相談・お問い合わせ先
各都道府県・指定都市・中核市の障害福祉担当課

●身体障害者補助犬法の関係法令や通知・ほじょ犬ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaishoken/hojoken/index.html>
厚生労働省ホームページ「行政分野ごとの情報」内「障害者福祉」
→「分野別施策情報」内「身体障害者補助犬」

身体障害者補助犬法の概要

●身体障害者補助犬法は、身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする法律です(法第1条)。

●身体障害者補助犬法は、認定を受けた盲導犬・介助犬・聴導犬の3種類の総称です(法第2条)。

●身体障害者補助犬法は、犬種、認定番号、認定年月日等を記載した表示をつけています。また、補助犬使用者が施設等を利用する際には、補助犬の健康管理に関する記録、補助犬認定証などの補助犬であることを証明する書類を携帯し、関係者の請求があればこれを提示しなければなりません(法第12条)。

●以下の施設等では、施設等に著しい損害が発生し、施設等の利用者が著しい損害を受けるおそれがある等のやむを得ない場合を除き、補助犬の同伴を拒むことはできません(法第7条、第8条、第9条、第10条)。

- ・国や自治体が管理する公共施設、電車、バス、タクシーなどの公共交通機関
- ・飲食店、商業施設、病院等の不特定かつ多数の方が利用する施設
- ・從業員56人以上の民間事業所(職場)

※()内の「法」は、身体障害者補助犬法のことです。



Service Dogs Welcome!

ほうりつ もうどうけん かいじょけん

法律により盲導犬・介助犬・

ちょうどうけん どうはん

聴導犬は同伴できます



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

身体障害者
補助犬

民間事業所の受け入れ 義務化要件が拡大！



身体障害者補助犬法では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定に基づく法定雇用率によって算出した、一定規模以上の常用雇用労働者がいる事業所は、その事業所に勤務する身体障害者が身体障害者補助犬を使用することを拒んではならないこととされています。

今回、法定雇用率の見直しが行われたことに伴い、平成25年4月1日から、受け入れ義務化の要件である「一定規模以上」の基準が下記のように改正されます。

一定規模 (56人(※))
以上の常用雇用労働者
がいる事業所

一定規模 (50人(※))
以上の常用雇用労働者
がいる事業所

※ 民間事業所の法定雇用率を、1. 8%から2. 0%に改定

身体障害者補助犬とは



盲導犬

目の見えない人、見えにくい人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角を教えたりします。ハーネス(胴輪)をつけています。



聴導犬

音が聞きこえない、聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音・FAX着信音・赤ちゃんの泣き声などを聞き分けて教えます。“聴導犬”と書かれた表示をつけています。



介助犬

手や足に障害のある人の日常の生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、着脱衣の介助などを行ないます。“介助犬”と書かれた表示をつけています。

身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。障害のある方のパートナーであり、ペットではありません。きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーも守れますし、清潔です。だからこそ、人が立ち入ることのできるさまざまな場所に同伴できます。

補助犬は身体に障害のある方の自立と社会参加に欠かせません。



厚生労働省 くわしくはホームページ

Ministry of Health Labour and Welfare

ほじょ犬

検索

難病患者等に対する補装具の取扱いについて

(第2-19)

補装具の種目	申請時	判定時	配慮等るべき事項
義肢			義肢については、(ほぼ)身体障害者手帳の対象となり得る。 既に難病患者等日常生活用具給付等事業で給付された者に対しては、再支給や修理が認められないよう配慮する。
装具			—
座位保持装置			—
盲人安全つえ			—
義眼			—
眼鏡			—
補聴器	補装具費支給申請書		既に難病患者等日常生活用具給付等事業で給付された者に対しては、再支給や修理が認められないよう配慮する。
車椅子	及び		既に難病患者等日常生活用具給付等事業で給付された者に対しては、再支給や修理が認められないよう配慮する。
電動車椅子	医師の診断書		—
座位保持椅子	又は 特定疾患医療受給者証の写し		既に難病患者等日常生活用具給付等事業で給付された者に対しては、再支給や修理が認められないよう配慮する。
起立保持具	の提出		—
歩行器			—
頭部保持具			—
排便補助具			—
歩行補助つえ			—
重度障害者用 意思伝達装置			・既に難病患者等日常生活用具給付等事業で給付された者に対しては、再支給や修理が認められないよう配慮する。 ・進行性疾患については、急速な進行により明らかに支給要件を満たす場合は、早期支給を行うよう配慮する。 ・難病患者等の対象者は、言語機能障害及び神経・筋疾患である者とする。

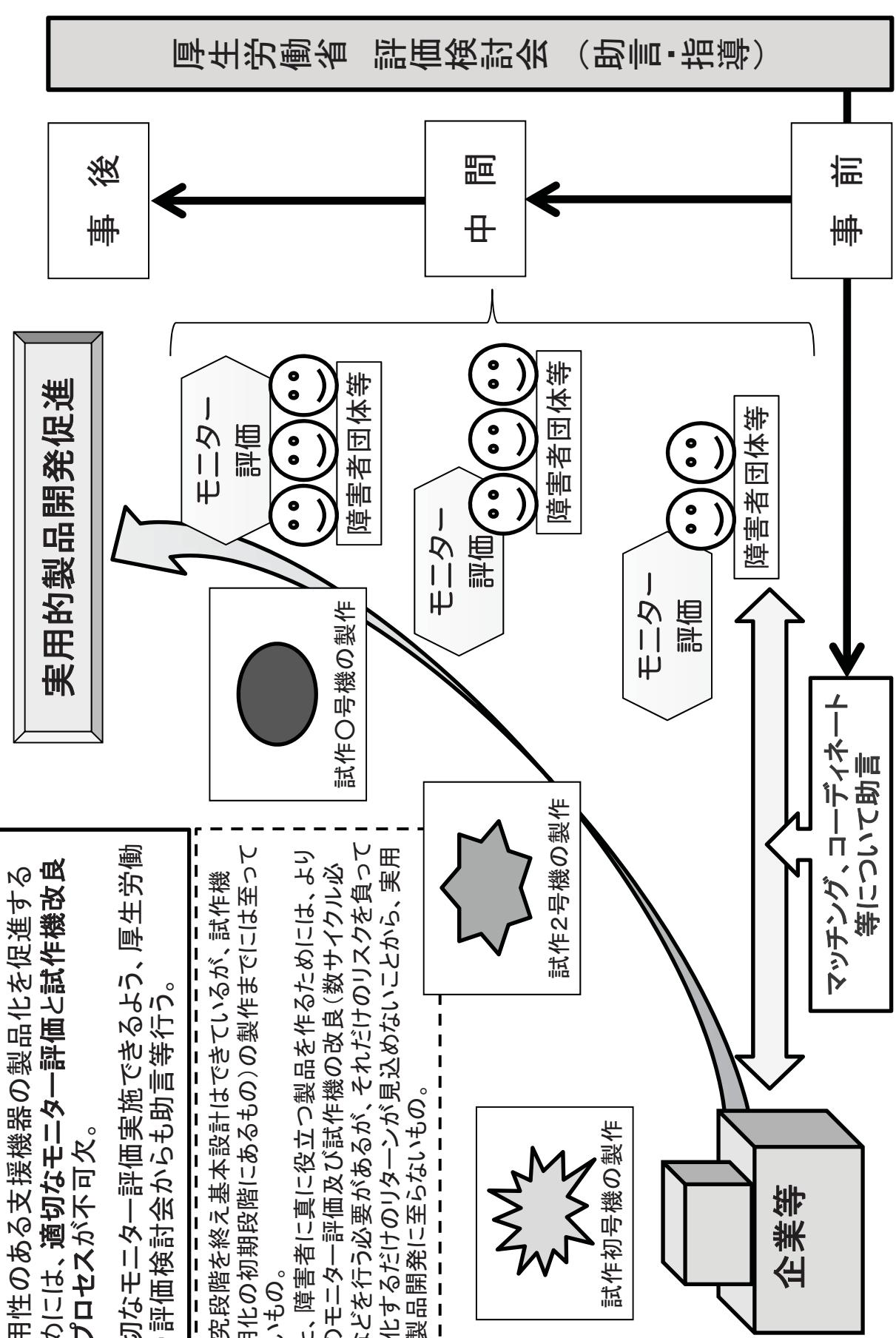
業進促發開等機器自立支援者障

-実用性のある支援機器の製品化を促進するためには、適切なモニター評価と試作機改良のプロセスが不可欠。

省-適切なモニター評価実施できるよう、厚生労働省-評価検討会からも助言等を行う。

※研究段階を終え基本設計はできているが、製作機（実用化の初期段階にあるもの）の製作までには至っていないもの。

また、障害者に真に役立つ製品を作るためには、より多くのモニター評価及び試作機の改良(数サイクル必要)などをを行う必要があるが、それだけのリスクを負つて製品化するだけのリターンが見込めないことから、実用的な製品開発に至らなかった。



障害者自立支援機器等開発促進事業と中小企業連携について

(説明2-21)

